資料編 1

・自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ 開催要綱
・自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議 開催要綱

一般財団法人全国地域情報化推進協会
平成26年12月

自治体Wi-Fi普及促進ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、ICTイノベーション委員会（以下「委員会」という。）の下に設置される。委員会において検討される自治体におけるICT利活用の実現に向けて、その共通インフラ基盤として期待されている、自治体の無料Wi-Fiについて、当該サービスの利活用のあり方と、当該利活用の促進策を検討し、「Wi-Fi」の普及促進を図ることを本WGの目的とする。

2 検討課題

（1）自治体業務におけるWi-Fi利活用に向けたガイドブックの策定
（2）自治体業務におけるWi-Fi利活用促進にかかる政策課題の調査・提言
（3）自治体向けWi-Fi促進のための活動

3 構成及び運営

（1）本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
（2）本WGに主査を置き、委員会の委員長が指名する。
（3）主査は、本WGを招集し主宰する。
（4）主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ副主査を指名することができる。
（5）副主査は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
（6）主査は、必要があると認める時は、本WGに必要と認める者に出席を求め、意見を聞くことができる。
（7）本WGにおいて検討された事項については、主査が取りまとめ、これを委員会に報告する。
（8）主査は必要に応じ、サブワーキンググループを開催することができる。
（9）主査はサブワーキンググループの主査を指名することができる。
（10）その他、本WGの運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 開催期間

本WGは、平成２６年１２月から開催し、必要に応じ、平成２７年度以降も継続的に開催することとする。
第1回：12/16開催、第2回：2/25開催予定

5 庶務

本WGの庶務は、一般財団法人　全国地域情報化推進協会(APPLIC)　企画部において行う。

構成員名簿（調整中、敬称略）

主査	東京大学　先端科学技術研究センター　教授　森川　博之
アドバイザー	九州大学　経済学研究院　教授　実積　寿也
副主査	三鷹市役所
副主査	福岡市役所
副主査	会津若松市役所
副主査	石巻市役所
副主査	東日本電信電話株式会社
副主査	西日本電信電話株式会社
群馬県	富士通株式会社
山梨県	株式会社富士通総研
愛媛県	シスコシステムズ合同会社
新潟県	株式会社内田洋行
埼玉県	NECネッツエスアイ株式会社
兵庫県	NECソリューションイノベータ株式会社
奈良県	シーキューブ株式会社
和歌山県	住友電気工業株式会社
岡山県	株式会社TKC
鳥取県	株式会社 TTK
大分県	株式会社SYSKEN
宮崎県	株式会社三菱総合研究所
北海道岩見沢市	株式会社両毛システムズ
北海道釧路市	株式会社アイシーエス
福島県伊達市	ネットワンシステムズ株式会社
福島県猪苗代町	株式会社RKKコンピューターサービス
東京都大田区	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
東京都世田谷区	北日本コンピューターサービス株式会社
東京都八王子市	株式会社ナカノアイシステム
神奈川県厚木市	一般財団法人日本データ通信協会
富山県射水市	（テレコム・アイザック推進会議）
石川県金沢市	日本電通株式会社
静岡県静岡市	株式会社松阪電子計算センター
和歌山県新宮市	日本電気株式会社
三重県四日市市	パナソニックシステムネットワークス株式会社
愛媛県大洲市	株式会社日立製作所
愛媛県松山市	株式会社日本コンサルタントグループ
高知県南国市	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
広島県福山市	一般財団法人マルチメディア振興センター
長崎県新上五島町	小川　高志(個人会員)

＜関係省庁＞

総務省　情報流通行政局　地域通信振興課

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部　高度通信網振興課

以上

一般財団法人全国地域情報化推進協会
平成27年1月

自治体Wi-Fi普及促進検討会議　開催要綱

1 目的

本検討会議は、ICTイノベーション委員会（以下「委員会」という。）の自治体Wi-Fi普及促進ワーキンググループの下に設置される。ワーキンググループにおいて検討される自治体Wi-Fiについて、当該サービスの利活用のあり方と、当該利活用の促進策を検討し、「Wi-Fi」の普及促進を図ることを本検討会議の目的とする。

2 検討課題

（1）自治体業務におけるWi-Fi利活用に向けたガイドブックの策定
（2）自治体業務におけるWi-Fi利活用促進にかかる政策課題の調査・提言
（3）自治体向けWi-Fi促進のための活動

3 構成及び運営

（1）本検討会議の構成員は、別紙のとおりとする。
（2）本検討会議に主査を置き、WGの主査が指名する。
（3）主査は、本検討会議を招集し主宰する。
（4）主査は、必要があると認めるときは、あらかじめ副主査を指名することができる。
（5）副主査は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本検討会議を招集する。
（6）主査は、必要があると認める時は、本検討会議に必要と認める者に出席を求め、意見を聞くことができる。
（7）本検討会議において検討された事項については、主査が取りまとめ、これをWGに報告する。
（8）その他、本検討会議の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 開催期間

本検討会議は、平成２７年１月から開催し、必要に応じ、平成２７年度以降も継続的に開催することとする。
第1回：1/16　第2回：1/28　第3回：2/10　第4回：2/18

5 庶務

本検討会議の庶務は、一般財団法人　全国地域情報化推進協会(APPLIC)　企画部において行う。

検討会議構成員名簿（敬称略）

アドバイザー　九州大学　経済学研究院　教授　実積　寿也

主査　東日本電信電話株式会社

副主査　西日本電信電話株式会社

副主査　三鷹市役所

副主査　福岡市役所

副主査　会津若松市役所

副主査　石巻市役所

副主査　川崎市役所

岡山県	パナソニックシステムネットワークス株式会社
和歌山県	株式会社内田洋行
静岡市	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
日本電気株式会社	ネットワンシステムズ株式会社
富士通株式会社	北日本コンピューターサービス株式会社
株式会社富士通総研	日本電通株式会社
シスコシステムズ合同会社	日本コンサルタントグループ
NECネッツエスアイ株式会社	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
NECソリューションイノベータ株式会社	一般財団法人日本データ通信協会（テレコム・アイザック）
株式会社三菱総合研究所	小川高志(個人会員)

＜関係省庁＞

総務省　情報流通行政局　地域通信振興課

＜オブザーバ＞

エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社

自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ 開催状況

第 1 回　自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ　12/16　14:00～16:00

第 2 回　自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ　3/20　15:30～17:00

第 1 回　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議　1/16　14:00～16:00

第 2 回　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議　1/28　15：00～17：00

第 3 回　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議　2/10　14:00～16:00

第 4 回　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議　3/9　14：00～16：00

（参考）　第 1 回 ICT 地域イノベーション委員会　3/10　16:00～17:30

以上

資料編２

・自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ（第１回）
　・「Fukuoka City Wi-Fi」の取組について（福岡市）【資料 3】
　・簡単ゆびナビ窓口事業について（会津若松市）【資料 4】
・自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第１回）
　・自治体プレゼンテーション(石巻市)【資料 1-3】
・自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第２回）
　・自治体プレゼンテーション(川崎市)【資料 2-3-1】
　・自治体プレゼンテーション(静岡市)【資料 2-3-2】
　・自治体プレゼンテーション(三鷹市)【資料 2-3-3】
・自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第３回）
　・自治体プレゼンテーション（福岡市）【資料 3-2】

一般財団法人全国地域情報化推進協会
ＩＣＴ地域イノベーション委員会
平成 26 年度　自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキンググループ（第１回）

１．日　時：　平成２６年１２月１６日　１４：００～１６：００

２．場　所：　一般財団法人　全国地域情報化推進協会　会議室

次　第

- 開会

　１．総務省挨拶

　２．委員長挨拶

　３．主査挨拶

- 議事

議案１　自治体 Wi-Fi に関する政策動向について（総務省）【資料 1】

議案２　自治体 Wi-Fi 普及促進 WG 活動計画について（APPLIC）　【資料２】

議案３　プレゼンテーション（案）

「Fukuoka City Wi-Fi」の取組について（福岡市役所様）【資料 3】

簡単ゆびナビ窓口事業について（会津若松市役所様）【資料 4】

海外における Wi-Fi 導入事例について

～社会インフラとしての Wi-Fi がもたらす地域のイノベーション～

（シスコシステムズ合同会社様）【資料 5】

議案４　自治体業務における Wi-Fi 利活用ガイドブックについて（NEC）【資料 6】

議案５　その他

【参考資料 1】 自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキング要綱及び構成員一覧

【参考資料 2】 第 1 回自治体 Wi-Fi 普及促進ワーキング参加者名簿

- 閉会

資料4

簡単ゆびナビ窓口事業について

～申請書不要・窓口で簡単に～

平成２６年１２月１６日

会津若松市

会津若松市

会津若松市の紹介

人口と世帯数 2014年7月1日現在	
総人口	122,891人
男	58,393人
女	64,498人
世帯数	48,365世帯

- **地理**
  福島県の西部に位置しており、磐梯山や猪苗代湖など豊かな自然に囲まれた、自然景観に恵まれたまちです

- **歴史**
  古事記や日本書紀などにも「相津」と記され、東と北の出会う重要な接点として位置づけられています。また、会津は、戊辰の戦いによって武家支配が終焉を迎えるまで、中央と地方（奥州）との政治勢力が拮抗する一大拠点でした。

- **産業**
  国内有数の観光産業
  －平成25年大河ドラマ「八重の桜」
  酒、漆器等の地場産業
  IC関連の最先端産業
  IT関連産業の創設

- **大学**
  平成5年開学の会津大学
  先進のソフト・ハードウェア・サイエンティスト養成を目的　コンピュータと英語教育に特徴

2

Aizu Wakamatsu City
会津若松市

UBNavi.

簡単ゆびナビ窓口事業について①「少子高齢化・環境対策等復興モデル事業にて構築」

① タッチパネル受付サービス

【対象者】住基カードをお持ちの方

【取得できる証明書】
住民票の写し
印鑑登録証明書
戸籍事項証明書（戸籍謄本・戸籍抄本）
戸籍の附票の交付申請（※交付登録しているものに限る）

【特徴】
・フロアに設置された専用のタッチパネルから、住基カードを利用して、コンビニ交付と同様の操作で証明書の発行が可能。

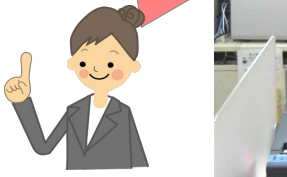

効 果

●本人確認や証明発行等　事務作業の軽減
●住基カードの普及に寄与
●待ち時間短縮　4分→1分

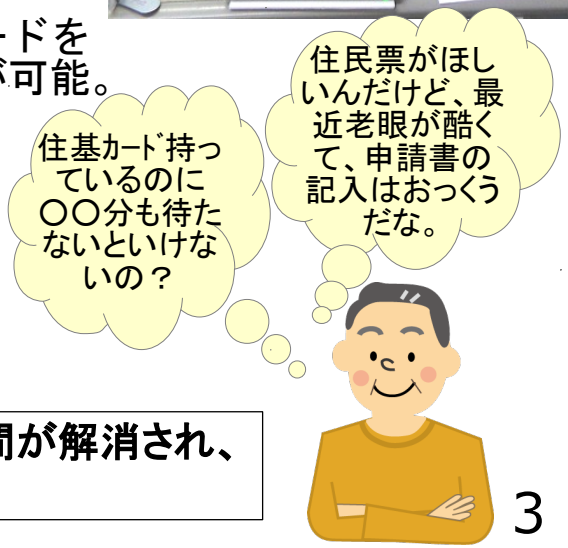

タッチパネルから操作することで、年間約500時間の待ち時間が解消され、「住民サービス向上」と「行政コスト」両面での改善が可能。

3

タッチパネル受付サービスの流れ

ロビー等に設置の専用端末から、住基カードを利用してコンビニ証明発行と同様の操作により証明発行指示を行えます。証明書はカウンター内のプリンタから出力され、手数料収受を行います。

●本人確認や証明発行等事務作業の軽減
●住基カードの普及策として
●待ち時間短縮　4分→1分

4

Aizu Wakamatsu City
会津若松市

UBNavi.

簡単ゆびナビ窓口事業について②「少子高齢化・環境対策等復興モデル事業にて構築」

② タブレット受付サービス

【対象者】「高齢者」「障がいを持つ方」「子ども連れの方」など

【取得できる証明書】
- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍事項証明書（戸籍謄本・戸籍抄本）
- 戸籍の附票の交付申請（※交付登録しているものに限る）

職員がタブレットを片手に、
フロア内を自由に移動して対応！

【特徴】
- 窓口業務のバリアフリー化を目指した支援サービス。
- 職員がタブレット端末を持ち、聞き取りをしながら各申請書の受付・証明書発行などを簡単に行うことが可能。
- 画面から署名を手入力することにより、印鑑が不要。
- 発行までの待ち画面に、「年齢・地域・時期」の条件により他の行政情報をテロップで表示。プッシュ型の案内が可能。

会津若松市 市民課での様子
福島民報 ホームページ 2014年5月17日（土）ニュースより

効 果

●市民にやさしい対話型のサービスが可能に！

タブレット受付サービスの流れ

職員がタブレットPC操作により申請書の作成を行うことで、高齢者・障がい者又は子供連れなどの方の証明書取得が容易になり、窓口サービスの向上が期待されます。

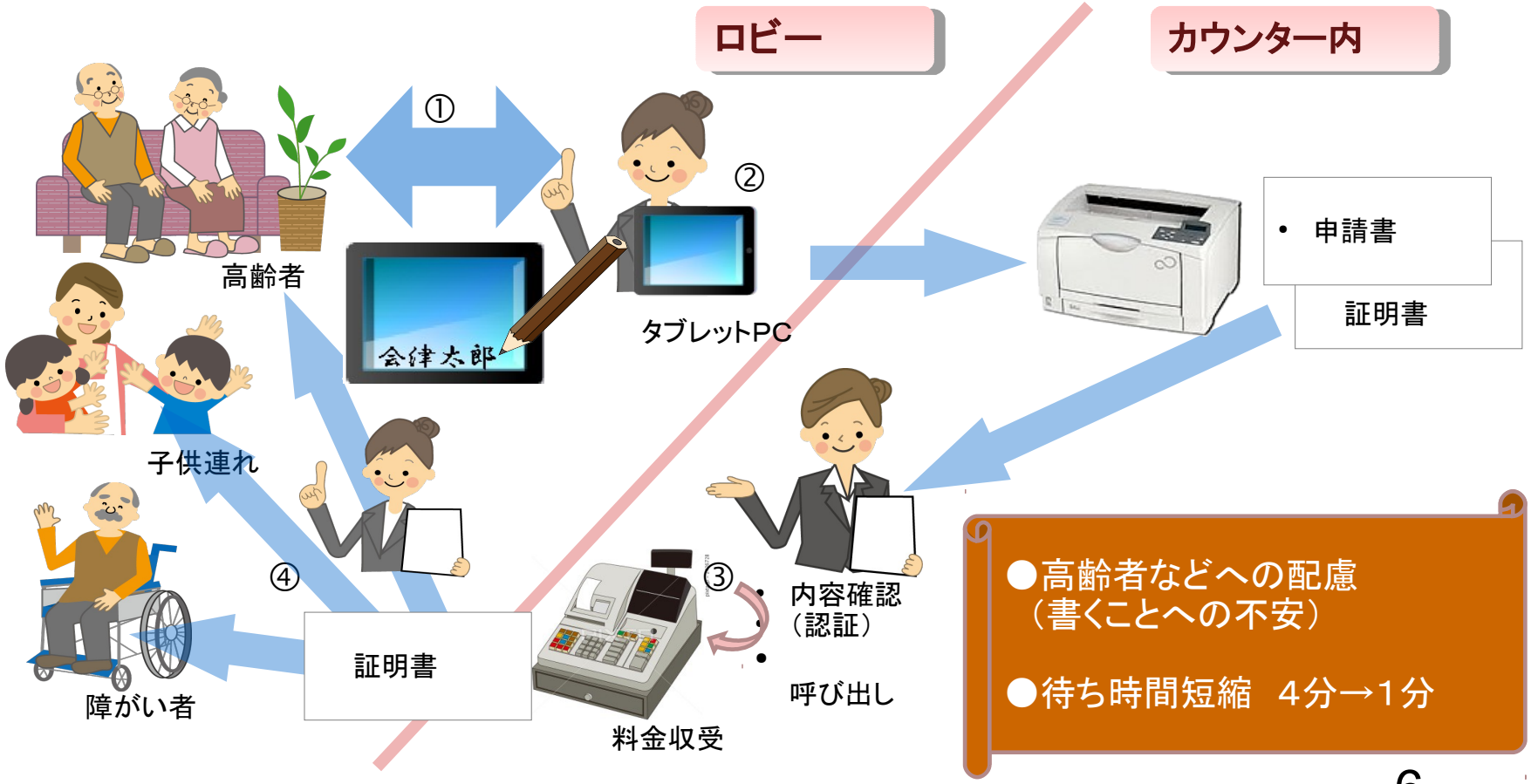

●高齢者などへの配慮
（書くことへの不安）

●待ち時間短縮　4分→1分

6

タブレットに署名って大丈夫（法的に）？

- 住民基本台帳事務処理要領より
  - 「請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、**自署**又は押印」
  - この部分をタブレットで実施していいか県に照会。

（県の市町村行政課担当者の見解）
・「自署」いう定義を市町村でタブレット上に行ったものも含めて「自署」とみなすかが判断基準になると考える。なお総務省自治行政局へ確認する。（12/6回

（総務省自治行政局の見解）
・タブレット上にて申請する行為も紙で行う行為も同様であると考えるので法的に問題はないと整理する。最終的には市町村判断（12/11回答）

（会津若松市総務課担当者の見解）
・本市において、タブレット上への「自署」行為は初めての事案である。現状の紙（申請書）への「自署」行為と変わるものではないので、法的に問題はないと判断する。

以上のことから「法的に問題ない」と整理

セキュリティー対策　概念図

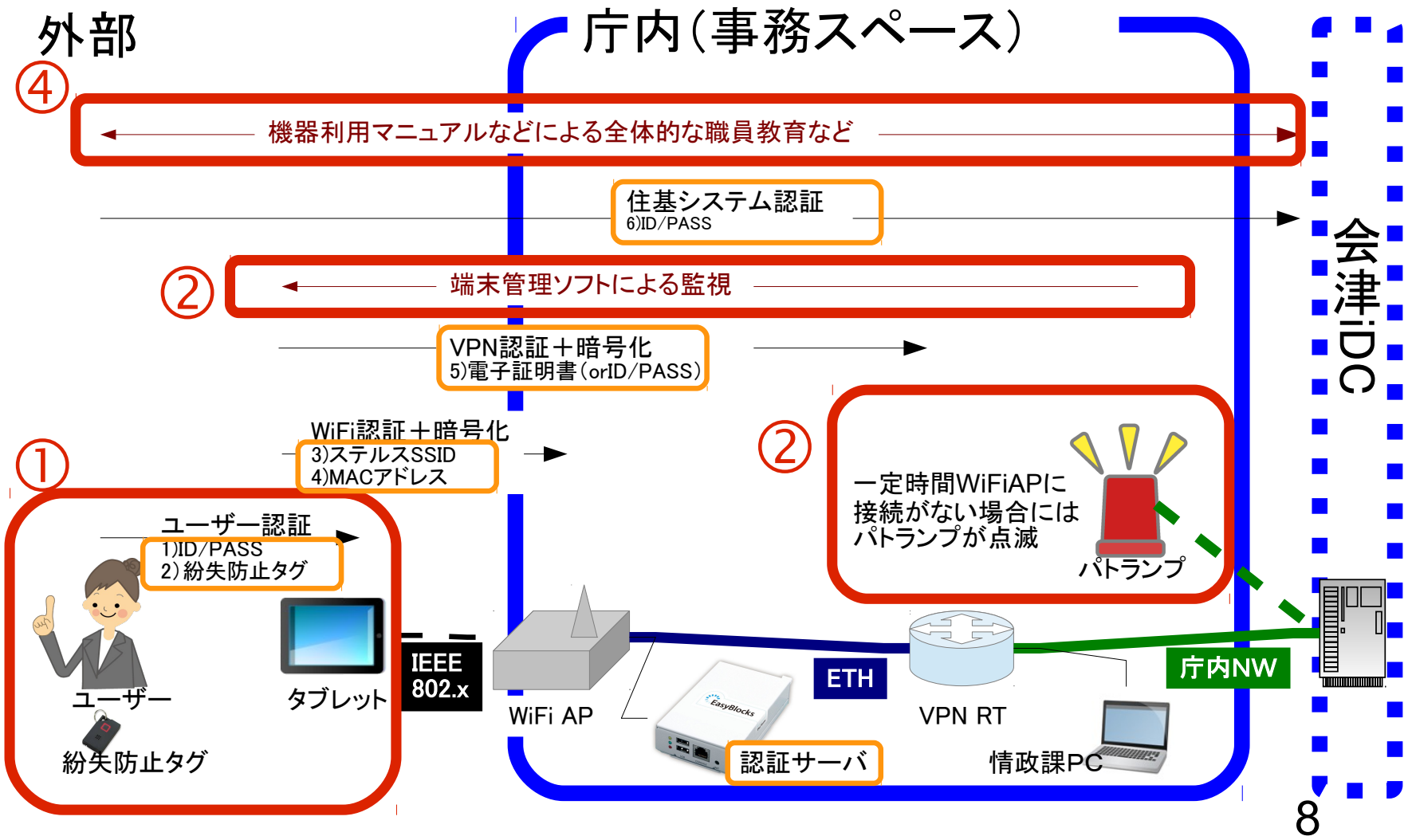

窓口運用フローを職員で確認し→構築依頼

①

前提として委任状が無 AND 何をとりに？

窓口本人確認【レベル中】

①窓口に来た方の情報聞き取り

住民票	住居表示
戸籍	税証明

窓口本人確認【レベル低】

【印鑑登録証】
①窓口に来た方は口頭

印鑑証明

住基カードの場合はタッチパネル端末へ

窓口本人確認【レベル高】
運転免許証、旅券など登録判子　預かり

住基カード

印鑑登録

pt1=高
【公的顔写真付証明書所持者 or 職員保障】
※本人確認書類のコピー必須
pt2=高＋中
【公的顔写真付証明書所持者 or 職員保障】
※本人確認書類のコピー必須
pt3=中
【本人確認方法A参照】
pt4=中＋低
【本人確認方法A参照】
pt5=低
【口頭での記載】

②

住民票 等交付請求書 入力フロー

Ⅰ
③④どなたの証明が必要ですか
【世帯全員】
【本人のみ】
【一部】
【記載事項証明】
【除票】

Ⅱ
④
【一部】【除票】の場合
【世帯員氏名のみの表示】
※コンビニと同様

Ⅲ
⑥証明書の使い道確認
相続／免許証／登記／車の売買／市営住宅・県営住宅／年金の場合→住民票コード必要有無
※コピーをすること

Ⅳ
⑦住民票の記載内容確認
記載内容選択
世帯主名・続柄　有無
本籍・筆頭者　有無
住民票ｺｰﾄﾞ　有無

【外国人がいる場合】
⑧住民票の記載内容確認

Ⅴ
何部必要か？

繰り返し Ⅰに戻る

戸籍 等交付請求書 入力フロー

Ⅰ
⑦必要な方との関係
本人or配偶者or直系親族（。。。。）

Ⅱ
⑥証明書の使いみち確認

Ⅲ
④どなたの証明が必要ですか
【該当者の本籍・筆頭者】
※Wideより

Ⅳ
⑤何が何通必要ですか
全部事項証明
個人事項証明
除籍・原戸籍謄本
。。。。。。。。抄本
。。。

繰り返し Ⅰに戻る

印鑑証明 等交付請求書 入力フロー

Ⅰ
②登録番号の入力

Ⅱ
③生年月日の入力
④性別

該当者有無判断
無→Ⅰへ
有→次へ
お客様には見せない

Ⅲ
⑤氏名　の聞き取り

Ⅳ
⑥住所　の聞き取り

Ⅴ
⑦必要部数の聞き取り

繰り返し Ⅰに戻る

印鑑登録・亡失書・廃止申請書 等交付請求書 入力フロー

Ⅰ
印鑑登録内容の聞き取り
pt1＝印鑑登録
pt2＝亡失・廃止→印鑑登録
pt3＝亡失・廃止

Ⅱ
pt1or　pt2
②印鑑登録証の種類
・住基カード
・印鑑登録証

Ⅲ
pt2 or　pt3
③
亡失の事由
紛失／盗難／
廃止の事由
改印／不要／

Ⅳ
pt1 or　pt2
印鑑証明は何通必要か？

住基カード交付・再交付・利用申請書 等交付請求書 入力フロー

Ⅰ
申請区分
pt1=新規
pt2=新規and ｺﾝﾋﾞﾆｻｰﾋﾞｽ利用
pt3= ｺﾝﾋﾞﾆｻｰﾋﾞｽ利用
pt4=再交付
pt5=再交付and ｺﾝﾋﾞﾆｻｰﾋﾞｽ利用

Ⅱ
②様式
顔写真なし
顔写真あり

Ⅲ
pt2 or pt3 or pt5
（ｺﾝﾋﾞﾆｻｰﾋﾞｽ利用選択時）
③利用サービス内容
住民票の写し
印鑑登録証
戸籍証明

Ⅳ
pt4 or pt5
（再交付選択時）
④再交付の理由
亡失
カード様式変更
カード機能障害

住居表示変更証明書 等交付請求書入力フロー

Ⅰ
③どなたの証明が必要か聞き取り
・【氏名】
・【生年月日】
・【住居表示実施前の住所】
※　自動表示
・【住居表示実施後の住所】
※　自動表示

Ⅱ
④出力したい証明書の確認（何通必要か）

Ⅲ
⑤証明書の使い道確認

繰り返し Ⅰに戻る

Ⅵ
⑪必要部数の聞き取り

繰り返し Ⅱに戻る

繰り返し Ⅰに戻る

各種税証明交付申請書（所得・課税（非課税）・納税・所在）

Ⅰ
③どなたの証明が必要か
・【住所】
・【氏名】
・【生年月日】

Ⅱ
④証明書の使い道確認
金融機関、保証人、扶養、年金、県営住宅、市営住宅、児童手当、幼稚園、高額療養費、特定疾患、下水道、奨学金、授業料免除、車検、在留資格、入国審査、その他

Ⅲ
⑤必要な証明書は何ですか。
pt1＝所得・課税・控除証明書
pt2＝納税証明書
pt3＝軽自動車税納税証明書
pt4＝所在証明書（法人）

Ⅳ
pt1
⑥証明書の種類は何ですか。
・課税証明書・課税証明書（市民税）・所得証明書・所得、課税証明書・所得、控除証明書・所得、課税、控除証明書・扶養証明書
Pt2
⑦必要な税目はなんですか。
全部or一部
一部の場合⇒市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税　から選択
Pt3
⑧車検用にお使いですか、車検以外にお使いですか。
車検用or車検以外

Ⅴ
pt1 or pt2
⑨何年度の証明が必要ですか。
・平成〇年度分
・平成〇年度分～平成〇年度分
pt3
⑩標識番号は何番ですか。
・会津〇〇〇〇〇〇
・福島〇〇〇〇〇〇

③

最終的に申請内容を画面に表示し【スクロールするイメージ】
内容に間違えがない場合は署名をする。→申請書出力　証明書出力

9

福島民友　2014年(平成26年)4月25日(金曜日)

タブレットで簡単申請

若松市が全国初

会津若松市は24日までに、所用書発行の職員がタブレット端末を使って来庁者から申請内容を聞き取り、電子申請する全国初の取り組み「しんせつ(親切・新鮮)窓口」を始めた。来庁者からは記入の手間が省け、待ち時間も半分に短縮されるため、好評だ。

タブレット端末を使った「しんせつ窓口」をPRする職員＝会津若松市役所

同市によると、職員が来庁者と共にタブレット端末で申請書を作成、間違いがなければ来庁者がタブレット端末に電子ペンで自署して手続きを完了させる。

発行は住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書など。利用対象は本年度、高齢者や障害者、子連れの人に限る。市役所や各支所などで利用可能だが、通常の窓口業務も行っている。個人情報漏えいやタブレット端末の紛失、盗難などの対策も構築した。

このほかコンビニ交付のように窓口で電子申請するタッチパネル端末受け付けサービス、タブレット端末に申請者の情報を表示するサービスも始めた。室井照平市長は「より親身な行政サービスという発想から生まれた。ICT(情報通信技術)で行政事務効率化を図る」と話した。

↑H26.4.25 福島民友

H26.4.25 福島民報→

成26年) 4月25日(金曜日)　(8)

若松市

タブレット使い住民票交付OK

全国初、サービス開始

端末持つ職員配置

待ち時間短縮

会津若松市は二十四日、タブレット端末を使い、住民票の交付などを行う新サービス「簡単ゆびナビ窓口システム」を本格的に開始した。書類に記入する手間を省くことができ、待ち時間を短縮できる。市によると、タブレット端末を利用した窓口サービスは全国で初めてという。同日、室井照平市長が記者会見した。

端末を持つ職員を窓口の外に配置する。申請希望者は職員に口頭で氏名や住所などを伝え、最後に職員が設定した申請内容を端末画面で確認した上で、電子ペンで署名すると申請完了となる。住民票の他、戸籍付票や印鑑登録証明書でも可能。

運転免許証など身分証明書の提示が必要だが、押印は不要。高齢者や障害者らの利便性を高めるのが狙いで、内閣府の復興モデル事業補助金を活用した。タブレットは、市役所市民課のほか、支所、市民センターに七十二台を配置した。

タブレット端末での住民票申請について市民に説明する市職員(右)

10

福岡市公衆無線LANサービス
Fukuoka City Wi-Fi

福岡市広報戦略室

Fukuoka City Wi-Fi
サービス概要

サービス概要

- 誰でも無料で使える福岡市公衆無線LANサービス “Fukuoka City Wi-Fi”
- 平成24年4月27日 サービス開始

拠点数	
16	平成24年4月27日 サービス開始
41	平成24年6月29日 エリア拡大 ポータル画面構築
42	平成24年11月8日 簡易AP提供開始 民間施設へ拡大
46	平成24年11月30日 市関連観光施設へ拡大
62	平成25年4月27日～６月末 JR九州 市内８駅等へ拡大
66	平成25年10月1日 西鉄バスターミナル、 福岡パルコへ拡大
69	平成25年12月24日 西鉄福岡(天神駅)へ拡大
73	平成26年10月11日 TSUTAYA BOOK STORE TENJINへ拡大

ポスター

ステッカー

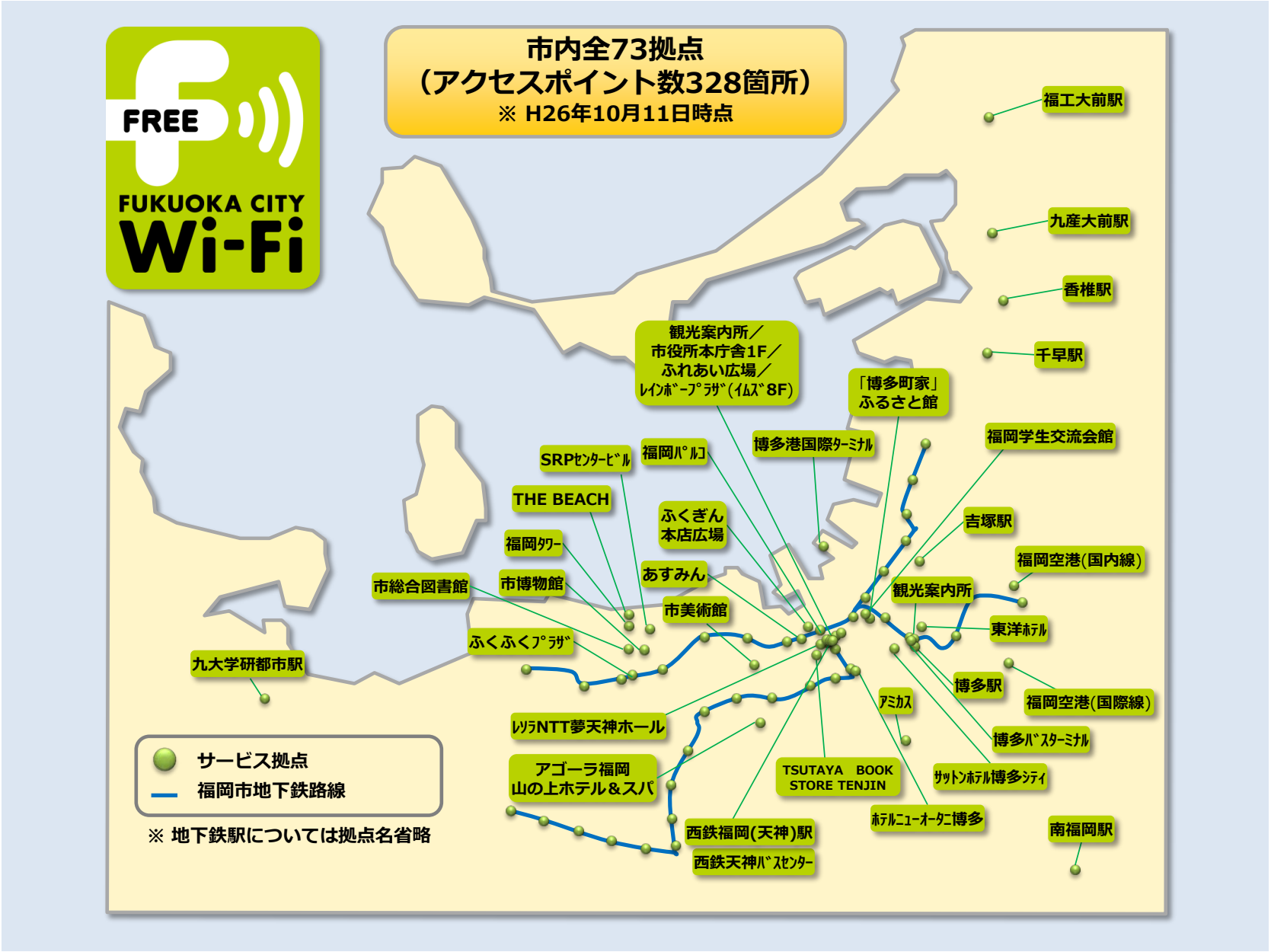
FREE
FUKUOKA CITY
Wi-Fi
市内全73拠点
（アクセスポイント数328箇所）
※ H26年10月11日時点
福工大前駅
九産大前駅
香椎駅
千早駅
観光案内所／
市役所本庁舎1F／
ふれあい広場／
ﾚｲﾝﾎﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ（ｲﾑｽﾞ8F）
「博多町家」
ふるさと館
福岡学生交流会館
博多港国際ﾀｰﾐﾅﾙ
福岡ﾊﾟﾙｺ
SRPｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ
THE BEACH
ふくぎん
本店広場
吉塚駅
福岡ﾀﾜｰ
福岡空港(国内線)
あすみん
市総合図書館
市博物館
観光案内所
市美術館
東洋ﾎﾃﾙ
ふくふくﾌﾟﾗｻﾞ
九大学研都市駅
博多駅
福岡空港(国際線)
ｱﾐｶｽ
ﾚｿﾗNTT夢天神ホール
博多ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ
サービス拠点
福岡市地下鉄路線
アゴーラ福岡
山の上ホテル＆スパ
TSUTAYA BOOK
STORE TENJIN
ｻｯﾄﾝﾎﾃﾙ博多ｼﾃｨ
ﾎﾃﾙﾆｭｰｵｰﾀﾆ博多
西鉄福岡(天神)駅
西鉄天神ﾊﾞｽｾﾝﾀｰ
南福岡駅
※ 地下鉄駅については拠点名省略

検討の経緯

- **平成23年4月「福岡市公衆無線LANの環境整備に関する検討会議」を設置**
- **公衆無線LAN環境整備の考え方や望ましい方向性について検討**

検討会議 概要

期間及び実施回数	平成23年4月～11月にかけて計5回開催 （その他、テーマごとのワーキンググループを3回実施）	
メンバー	学識経験者、実務経験者、行政関係者、県警（サイバー犯罪対策室）など	
検討結果 **（望ましい公衆無線LANの方向性）**	利用対象者	海外からの来訪者をはじめ、全ての人
	利用料金	無料
	アクセスポイントの整備範囲	主要な交通拠点を最優先 次に、観光関連拠点など
	整備・運用方法	最小限の独自整備＋民間活用
	セキュリティ	安全・安心な公衆無線LANサービスの実現のための事後追跡可能性の確保を図るとともに、利用者の利便性についても考慮したバランスのとれた対策とすることがのぞましい
	SSIDなど	行政のサービスであることの明示、アクセス時に独自のページが表示されること
	その他	観光・防災情報の発信、災害時のインフラとしても活用する

（報告書は http://www.city.fukuoka.lg.jp/wi-fi/index.html より入手可能）

整備の目的

①来街者の利便性向上
②市の情報発信力強化
③災害時の活用

→ 都市の魅力向上と
都市間競争力の向上を目指す

① 来街者の利便性向上

海外からの観光客が、スマートフォンやPCなどのWi-Fi対応機器を使って、簡単にインターネットを利用できるようになる。

② 市の情報発信力強化

福岡市の観光情報を発信することで、市の魅力や旬な情報をより多くの人にお伝えすることができる。

③ 災害時の活用

災害時には緊急情報の発信を行う。また、通信回線のバックアップとして活用されることも想定している。

ポータル機能

- SSID “Fukuoka City Wi-Fi”選択後、ブラウザを起動するとポータル表示
- 市の情報や防災情報に簡単にアクセス可能、情報発信力強化を実現

- 言語選択（日本語・韓国語・簡体・繁体・英語）
- 利用規約
- 無料インターネットへの接続
- エリアごとの情報発信
- 福岡市からの情報発信
- 防災・危機管理情報発信
- 利用者アンケート（効果測定用）

インターネット接続

- 氏名とメールアドレスの登録必要（その後6ヶ月は登録なしで接続可能）
- 接続後は福岡市の観光サイト「よかなび」を表示

① スマートフォンなどでSSID “Fukuoka_City_Wi-Fi”を選択

ブラウザを起動

② ポータル画画が表示されるので言語（日/英/韓/中簡/中繁）を選択

「ご利用はこちらから」をタップ

③ エントリーページが表示される

「さっそく登録する」をタップ

④ 利用規約が表示される

利用規約に同意

⑤ 氏名とメールアドレスを登録

⑥ セキュリティ警告に同意

⑦ インターネットに接続され、「よかなび」が表示される

※一度登録すると、次回以降は登録なしで、セキュリティレベル警告に同意するだけでインターネットに接続可能（登録後6ヶ月）

災害時・緊急時の対応

- 災害発生など緊急情報発信時は、ポータル画面でユーザに通知
- 災害弱者となりがちな海外からの来訪者でも緊急情報の入手が可能

災害発生時の通知
（災害時・緊急時のみ）

福岡市防災・危機管理情報ページ

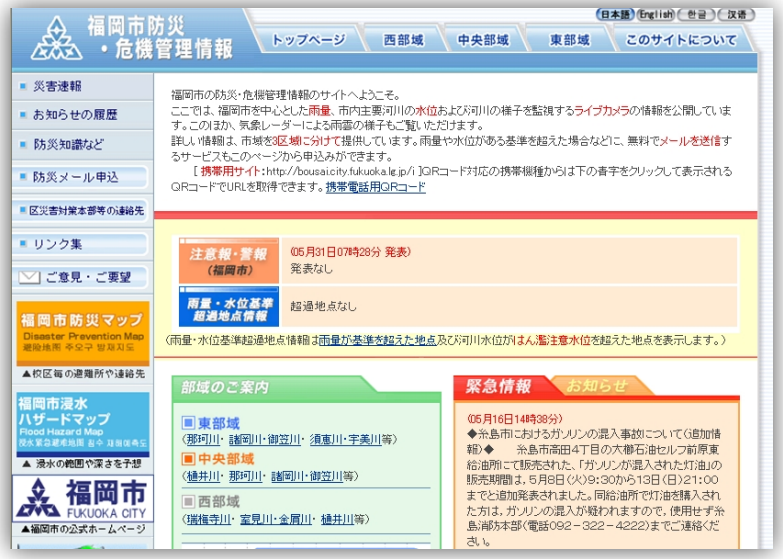

福岡市 FUKUOKA CITY

災害時・緊急時の対応（続き）

- 激甚災害時等（震度5弱以上など）には登録・認証手続なしで即時開放
- インターネット接続後は、災害用ブロードバンド伝言板のリンク等を表示

激甚災害時等には、登録・認証手続が不要

セキュリティ

- 安心して利用いただくための複合的セキュリティ対策を実施
- 利便性とセキュリティ性のバランスを考慮

フィルタリング
（有害サイトへのアクセスを制限）

利用者情報の登録
（6ヶ月に1回 氏名とメールアドレス）

端末情報の記録
（端末のMACアドレス）

利便性を考慮し、暗号化なし

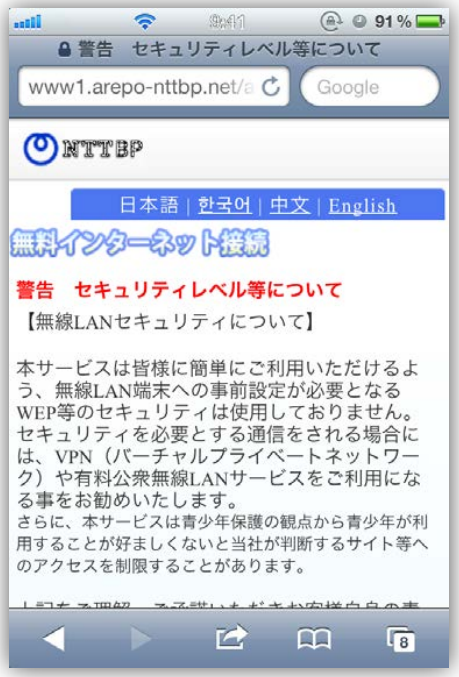

整備方法

- 事業主体は福岡市、整備・運用は民間通信事業者に業務委託
- 民間通信事業者の設備を最大限活用

システム概略

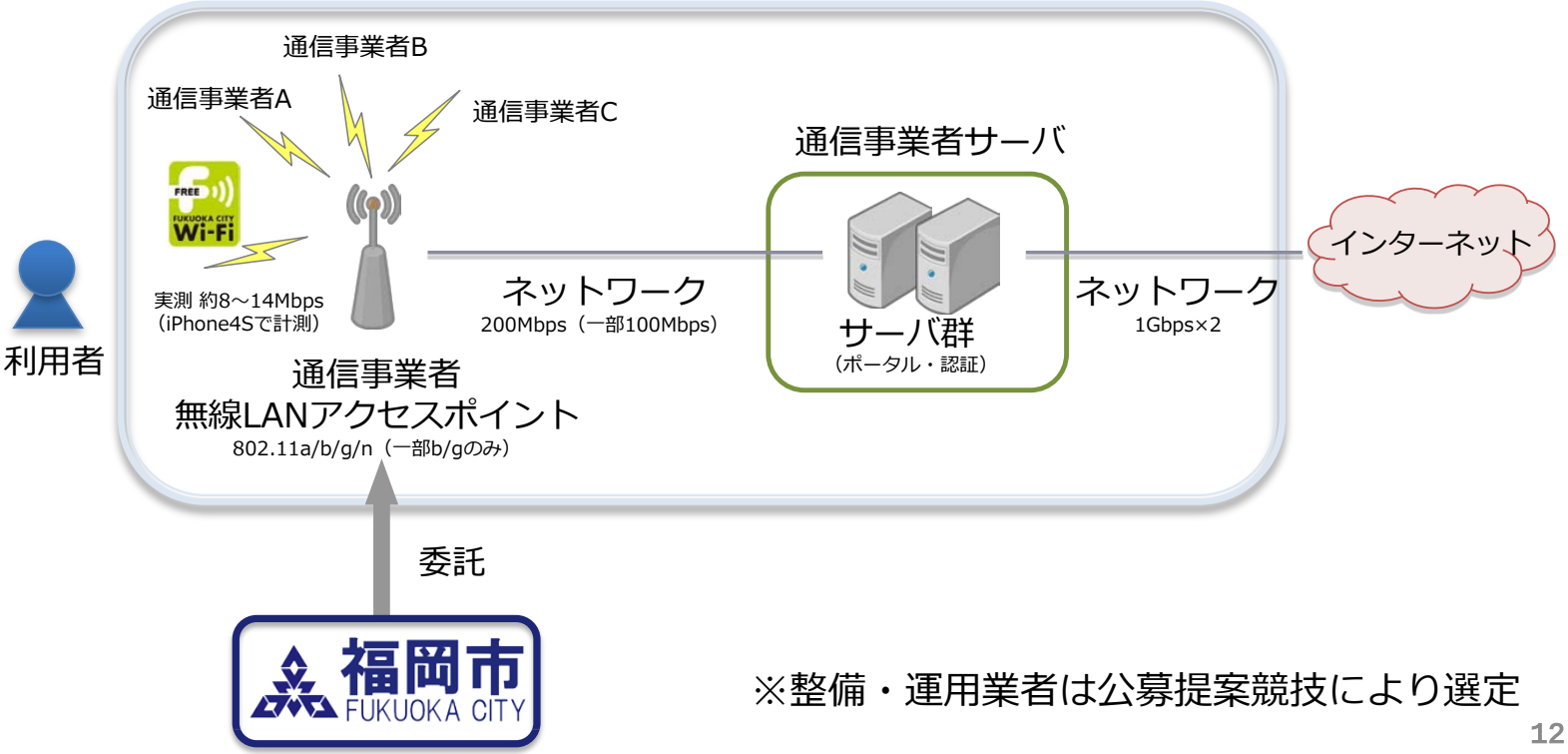

※整備・運用業者は公募提案競技により選定

民間との共働による拠点拡大（宿泊施設等）

- 簡易アクセスポイントの購入・設置により、民間施設でもサービス拠点に
- 宿泊施設などで利用可能とすることで、観光客の利便性向上を促進

導入スキーム

簡易アクセスポイント
※ Fukuoka City Wi-Fiのみ送波可能

購入・設置

民間施設

機器の購入／設置費用、及び
通信費用等は民間施設にて負担

無線LAN環境整備
に関する協定締結

福岡市 FUKUOKA CITY

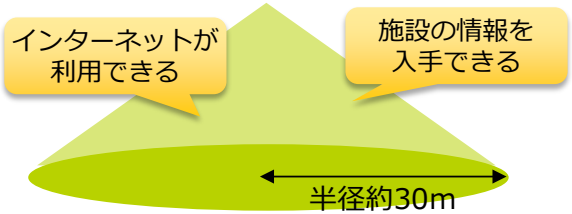

タップ

民間との共働による拠点拡大（鉄道駅等）

- 民間施設が設置した共用アクセスポイントに、Fukuoka City Wi-Fiを追加
- 導入効果の高い主要交通拠点等への効率的整備を実現

システム実現方式

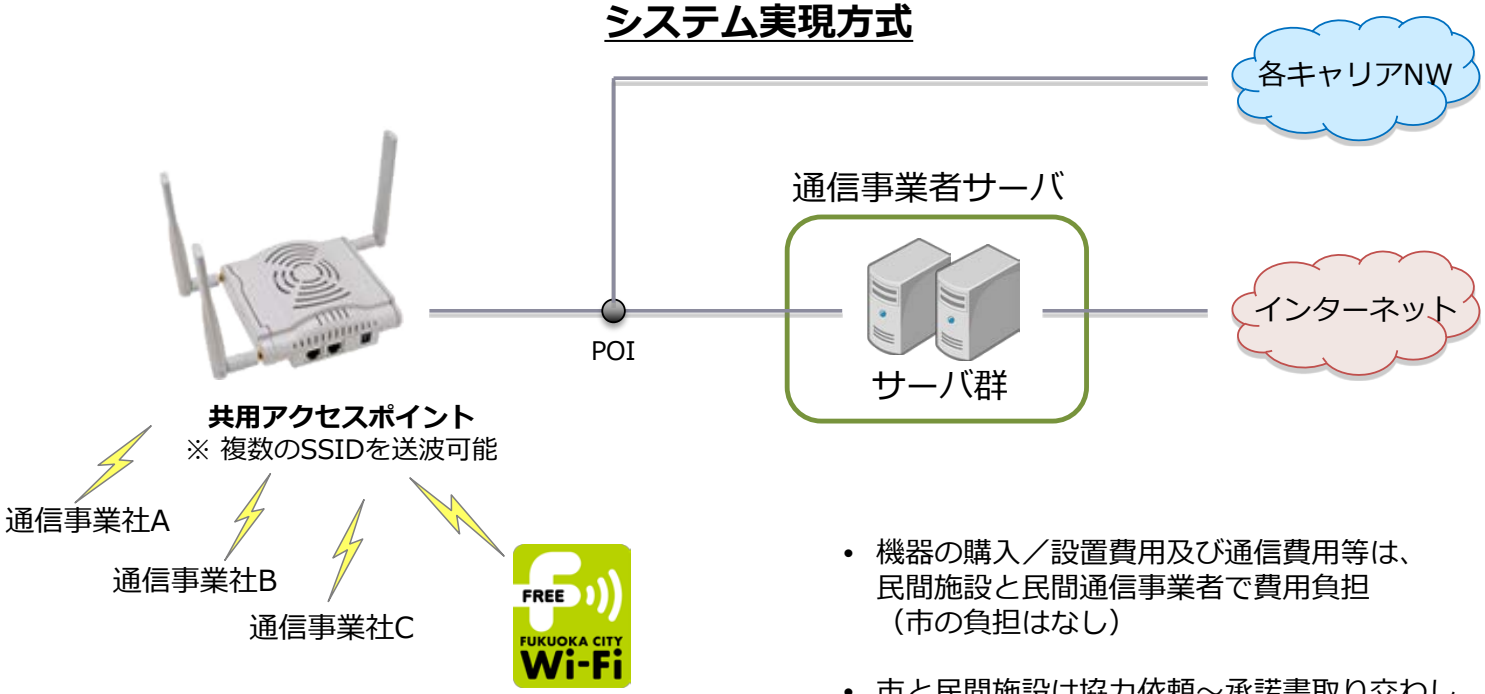

- 機器の購入／設置費用及び通信費用等は、民間施設と民間通信事業者で費用負担（市の負担はなし）
- 市と民間施設は協力依頼～承諾書取り交わし

利用回数

※ 平成26年10月31日時点

- １日当たりの平均認証回数は43,928回（平成26年10月 月間）
- 外国語の平均閲覧回数は英385回、韓337回、中簡81回、中繁167回

一日当たりの平均認証回数推移（月別）

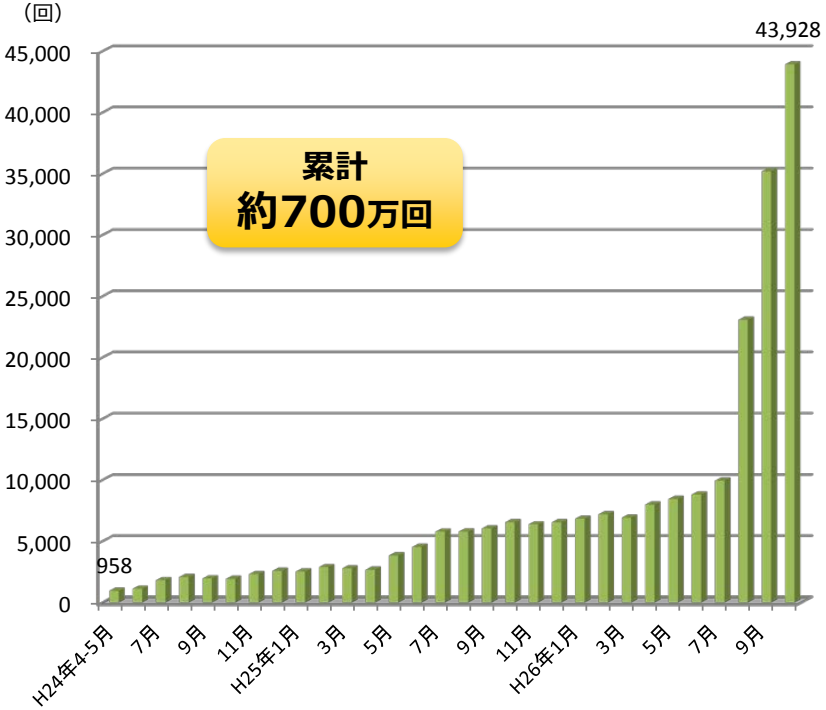

※8月1日より自動認証機能を実装。Wi-FiをOnにした状態で，
サービスエリアに入ると自動的に認証したものとしてカウント。

同 外国語の平均閲覧回数推移（月別）

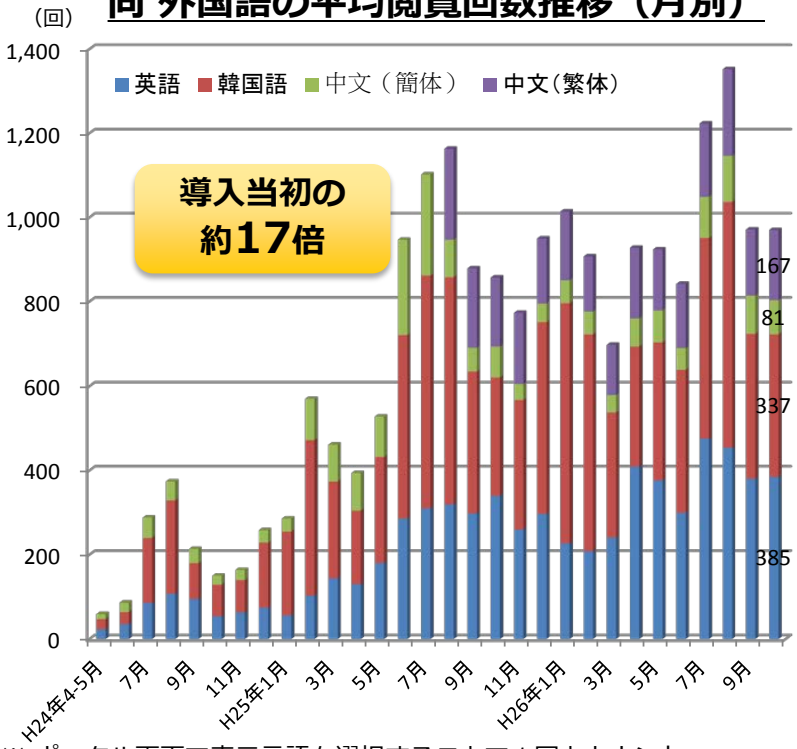

※ ポータル画面で表示言語を選択することで１回とカウント

Wi-Fiスタンプラリー

- PR・利用促進・回遊性向上のため、「黒田官兵衛」をテーマにしたスタンプラリー実施
- 参加端末数が前回比65％増（前回：360端末⇒今回：595端末）

・実施期間：平成26年2月28日～3月25日
・場所：Fukuoka City Wi-Fiの各サービス拠点
・内容：拠点1か所につき、1個のスタンプを取得可能（スタンプは全10個）
　　スタンプラリーの完成には博物館・美術館・JR博多駅のいずれかで、
　　黒田官兵衛スタンプ取得が必要。
・賞品： スタンプ10個すべてを集めると、フィギュアなどの特別プレゼントの
　　抽選に応募可能
・PR：地下鉄車内中吊り、駅ポスター掲載，福岡市HPなど
・参加端末数：595端末（うち、103端末が全てのスタンプを取得）

海外Wi-Fiローミング

- 海外観光客の利便性向上及び誘致強化のため海外Wi-Fiローミングを実施
- 自治体主体の公衆無線LANサービスによる海外Wi-Fiローミングは世界初

海外からの観光客の利便性向上

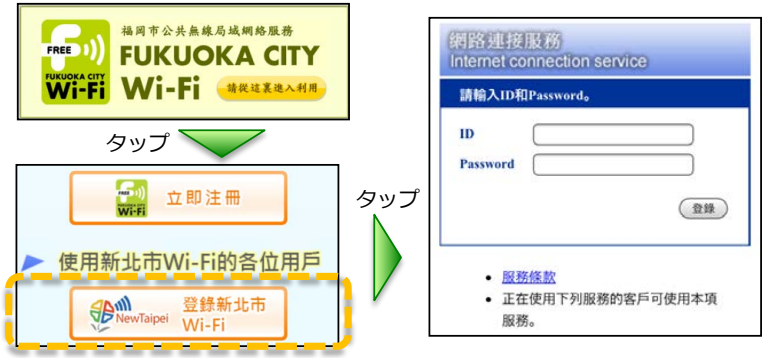

- 平成25年8月1日より、新北市（台湾）の公衆無線LANサービス「New Taipei City Wi-Fi」からFukuoka City Wi-Fiへのインローミングを開始。
- New Taipei City Wi-Fiの利用者は、いつも利用しているIDとパスワードでFukuoka City Wi-Fiを利用可能。

福岡市への観光客誘致の強化

・AP数：1,200
・登録者数：90,346人
（2013年4月時点）

- New Taipei City Wi-Fiのポータル画面で福岡の魅力を発信。

～ Wi-Fiローミングとは ～
公衆無線LANサービス事業者同士の連携により、利用者が契約している事業者のサービスエリア外でも、連携先の事業者のサービスエリア内であれば、公衆無線LANサービスを利用できること。

Japan Connected-free Wi-Fiへの参加

- NTTBP社提供の無料アプリ「Japan Connected-free Wi-Fi」に参加
- 今後もさらなる利便性向上のための取り組みを継続的に実施

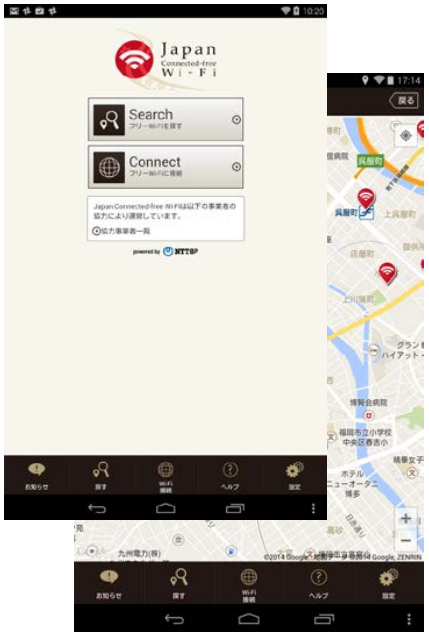

端末にアプリをインストール
（無料・多言語対応）

日本各地の公衆無線LANが
シームレスに利用可能に

エリアごとの利用登録が不要
ワンタップで接続可能

Japan Connected-free Wi-Fi 概要

※ NTTブロードバンドプラットフォーム㈱はFukuoka City Wi-Fiの整備運用事業者

Fukuoka City Wi-Fi専用サイト

- **地図を活用した多言語対応Fukuoka City Wi-Fi専用WEBサイトをオープン**
- **福岡市における「無料Wi-Fi環境の充実」を渡航前からPRする目的で開設**

○トップページ

○拠点ページ

・日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）の5言語対応

・地図を活用してFukuoka City Wi-Fiが利用可能なエリアを表示

・多言語でweb検索された場合にも、本サイトが上位に表示

・拠点ページでは、拠点エリア情報・住所・利用時間・マップ等を表示

Fukuoka City Wi-Fi専用サイト（日本語）:wifi.city.fukuoka.lg.jp

今年度の新しい取組

- Fukuoka City Wi-Fiのオープンデータ化に着手
- NTTグループ/JTBグループと連携してWi-Fiを活用した実証実験を実施

①利用状況のオープンデータ化

Fukuoka City Wi-Fiの利用状況を、個人を特定できない形式に処理し**オープンデータとして公開**。

②訪日外国人向け観光サービスによる地域活性化トライアル

JTBグループ/NTTグループと連携して、訪日外国人の満足度向上及び地域社会・経済の活性化を目的に、**Wi-Fiを活用した実証実験を実施**。

J Guidest

アプリ名：J Guidest Fukuoka（ジェイ ガイデスト フクオカ）
実施期間：平成26年10月14日～平成27年3月31日

トライアルwebサイト
URL　http://www.jguidest.jp/

ビッグデータ・オープンデータの取組

- 平成26年10月6日「福岡市オープンデータサイト」オープン
- データの活用アイデア・提案を広く募集し、推進・活用を図る

福岡市オープンデータサイト

URL：www.open-governmentdata.org/

- 保有する統計情報・行政情報をオープンデータ化
- アイデアソン等によるデータ活用のアイデア出し
- スタートアップカフェでのディスカッション

新しい価値の創出

（起業・創業、ビジネスの活性等）

ポップイン機能

- 利用者のブラウザに対して、情報バナーを表示するサービス
- 福岡市からのお知らせや広告等の発信により、情報発信力を強化

○PCの場合

○スマートフォンの場合

ブラウザ上部の枠にバナーを表示

- スマートフォン、タブレット、PCの画面サイズに最適化した形でバナーを表示
- バナーはFukuoka City Wi-Fi利用の全ユーザに対し、表示
- ユーザは×ボタンで表示を消すことが可能
- HTTP通信の場合に、バナーを表示（HTTPSは非表示）
- バナーの表示内容は拠点毎に変更が可能

今後の課題

- 目標：持続的にWi-Fi事業を維持する「新たな運用モデルの構築」の実現
- 情報発信媒体としてのWi-Fiの価値向上に向けた取組に存在する課題

持続可能なWi-Fiの運用に向けた４STEP

利便性の向上 → 利用者の拡大 → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

Fukuoka City Wi-Fi 今後の課題

- 情報発信力の強化
- Wi-Fiアクセスデータの解析
- 屋外施設への導入
- ユーザのICTリテラシ向上

一般財団法人全国地域情報化推進協会
ＩＣＴ地域イノベーション委員会
平成 26 年度　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第１回）

１．日　時：　平成２７年1月１６日　１４：００～１６：００

２．場　所：　一般財団法人　全国地域情報化推進協会　会議室

次　第

- 開会

　１．総務省挨拶

　２．アドバイザー挨拶

- 議事

　議案１　検討会議開催要綱について（APPLIC 事務局）【資料 1-1】

　議案２　総務省関連予算・公募スケジュール等について（総務省）　【資料 1-2】

　議案３　自治体プレゼンテーション(石巻市)【資料 1-3】

　議案４　自治体向け調査の実施について（総務省）【資料 1-4】

　議案５　ガイドブック構成素案及び調査項目（MRI）【資料 1-5】

　議案６　その他

- 閉会

災害時に途絶しない
通信ネットワークの構築を目指して

～ 東日本大震災　最大の被災地石巻から ～

石　巻　市

東日本大震災時における石巻市の津波浸水図

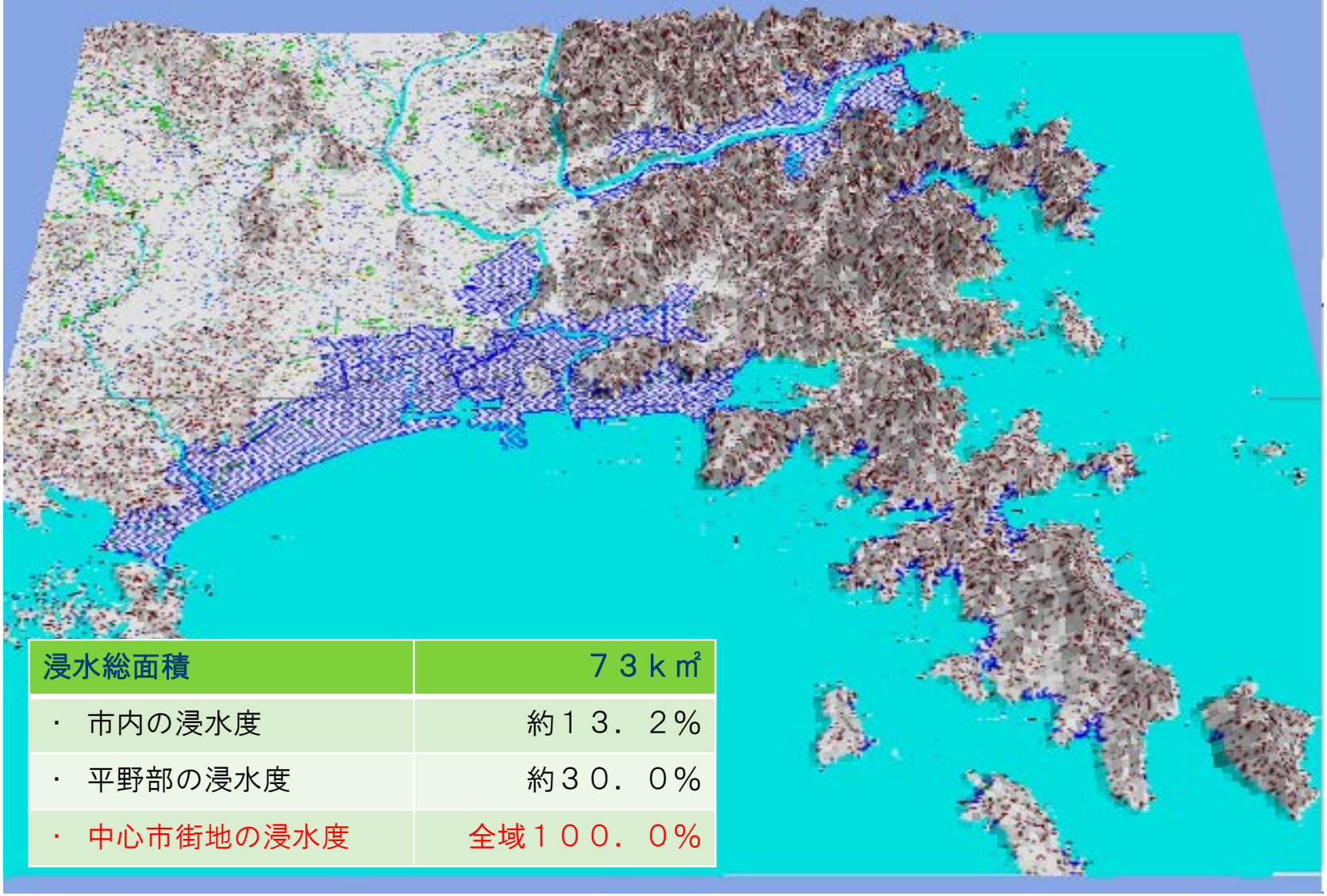

浸水総面積	７３ｋ㎡
・　市内の浸水度	約１３．２％
・　平野部の浸水度	約３０．０％
・　中心市街地の浸水度	全域１００．０％

東北地方太平洋沖地震時の石巻市の通信状況

- 固定通信

通信事業者名	状　　況
Ｎ社	９０％の輻輳規制
Ｋ社	９０％の輻輳規制
Ｓ社	８０％の輻輳規制

- 移動通信（音声）

通信事業者名	状　　況
ｄ社	９０％の輻輳規制
ａ社	９５％の輻輳規制
Ｓ社	７０％の輻輳規制

- 移動通信（パケット）

状　　況
３０％の輻輳規制
０％の輻輳規制
０％の輻輳規制

輻輳規制とは、災害等により通話の量が交換器の処理能力や中継回線の容量を大幅に超えた場合、通信事業者自らが通話が集中した地域への接続量を迎えること。

しかし・・・
石巻市では、中継局等が津波により電源を喪失。
ほとんど使えない状況に・・・

東北地方太平洋沖地震時の石巻市の通信状況

- 石巻市における移動通信の再開状況

通信事業者名	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18
S社	×	×	再開					
A社	×	×	×	×	×	×	再開	
D社	×	×	×	×	×	×	×	再開

人命にかかる最も重要な災害初動期における
通信の災害復旧にも大きな差が・・・

通信不能で起きた問題

× 被害の状況が掴めない

→ 災害対応に遅れが生じる

× 関係機関との連絡が取れない

→ 救援・救助要請ができない

× 市民へ災害情報を伝えることができない

→ 市民への支援ができない

× 避難所の状況がわからない

→ 避難者への的確な支援ができない

防災における通信課題

- 民間通信
  - 通信事業者の災害対応策が、自治体には見えない
  - 電力機能復旧のみでは、同じことを繰り返すだけ
- 行政通信
  - 無線交信エリアを拡充すると、情報の錯綜も高まる
  - 防災拠点では、多数のオペレーターが必要となる
  - 情報提供には、統一的な情報言語が必要である

石巻市　災害に強い情報連携システム
ORANGE【オレンジ】

ORganized Area Network GEar　地域のつながりを構成する仕組み

石巻市では、災害が起きた場合にも地域住民の皆様の安全を迅速に確保するために、災害関連情報を一元的に集約・管理し、住民の皆様に必要な情報を多様なメディアを通じて配信することができるシステム「ORANGE（オレンジ）」を導入しました。

1．ORANGEの概要

公的機関やライフライン事業者等からの災害に関する様々な情報を、PCやスマートフォン等で確認することができます。

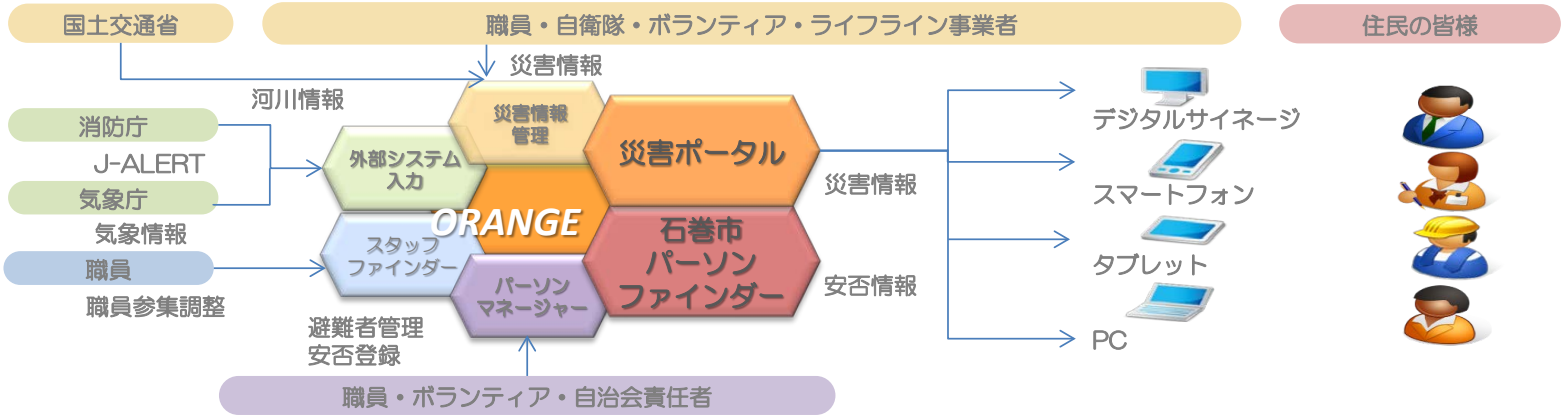

2．住民の皆様にお使いいただける機能

災害ポータル

災害に関する最新情報（避難所情報、交通情報、気象情報等）を閲覧できます。

石巻市パーソンファインダー

災害発生時の安否情報の確認や、登録ができます。

石巻市　総務部　危機対策課

災害ポータルサイト

災害に備えて

- 災害を早く検知するために
- 危険を回避するために
- 速やかに避難するために
- 防災に対する知識
- 石巻市の防災計画

石巻市リアルタイム情報

- 避難所開設・閉鎖
- 交通情報
- ライフライン情報

災害発生後、随時更新される電気・ガス・水道・通信などのライフラインに関する情報を、マップ上で確認できます。

>> ライフライン情報マップ

- 生活情報
- 地震・津波・気象情報
- 被災者からの要望

他組織発信情報（他組織サイトリンク）

- 広域気象情報
- 広域災害情報
- 広域交通情報
- 広域ライフライン情報
- 他社情報配信

給水に関する情報 | 電気に関する情報 | 上水道に関する情報 | 下水道に関する情報

ガスに関する情報 | 通信網に関する情報 | 臨時災害放送に関する情報

>> HOMEへ戻る

3.　災害ポータルの使い方

災害ポータルは下記URLより利用することができます。

http://portal.disaster.city.ishinomaki.lg.jp /

災害に備えて
ハザードマップ、
避難マップ等の情報

リアルタイム情報
避難所開設情報や市内の
交通等に関する情報

他組織発信情報
気象庁等外部サイトへの
リンク

最新情報
石巻市から皆様への
お知らせ情報

ツイート
石巻市災害関連
Twitter情報

なお、市内に設置している石巻市Wi-Fi環境（SAIGAI）が利用できる
エリア202ヶ所※では、災害ポータルに簡単にアクセスすることができます。

【石巻市Wi-Fi環境への接続方法】

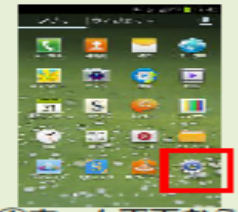

①ホーム画面から「設定」メニューを選択

②「無線とネットワーク」を選択し「Wi-Fi」をオン

③「SAIGAI」を選択※「SAIGAI」が表示されない場合はアクセスポイントの近くに移動してください。

④「SAIGAI」に接続

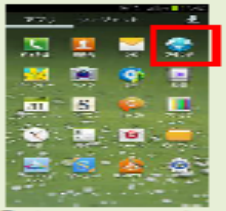

⑤ホーム画面から「ブラウザ」メニューを選択

⑥アクセス先に何らかの文字を入力すれば、災害ポータルへ接続可能

※市内Wi-Fi設置箇所の詳細については石巻市公式ホームページをご覧ください。

4.　石巻市パーソンファインダーの使い方

石巻市パーソンファインダーは下記URLより利用することができます。

http://lgdpf.disaster.city.ishinomaki.lg.jp/

①安否情報を提供（登録）する場合はこちらをクリックして各種情報を入力してください。

②人を探している場合はこちらをクリックして探している人の名前を入力し検索してください。

災害に強い情報連携システム事業概念図

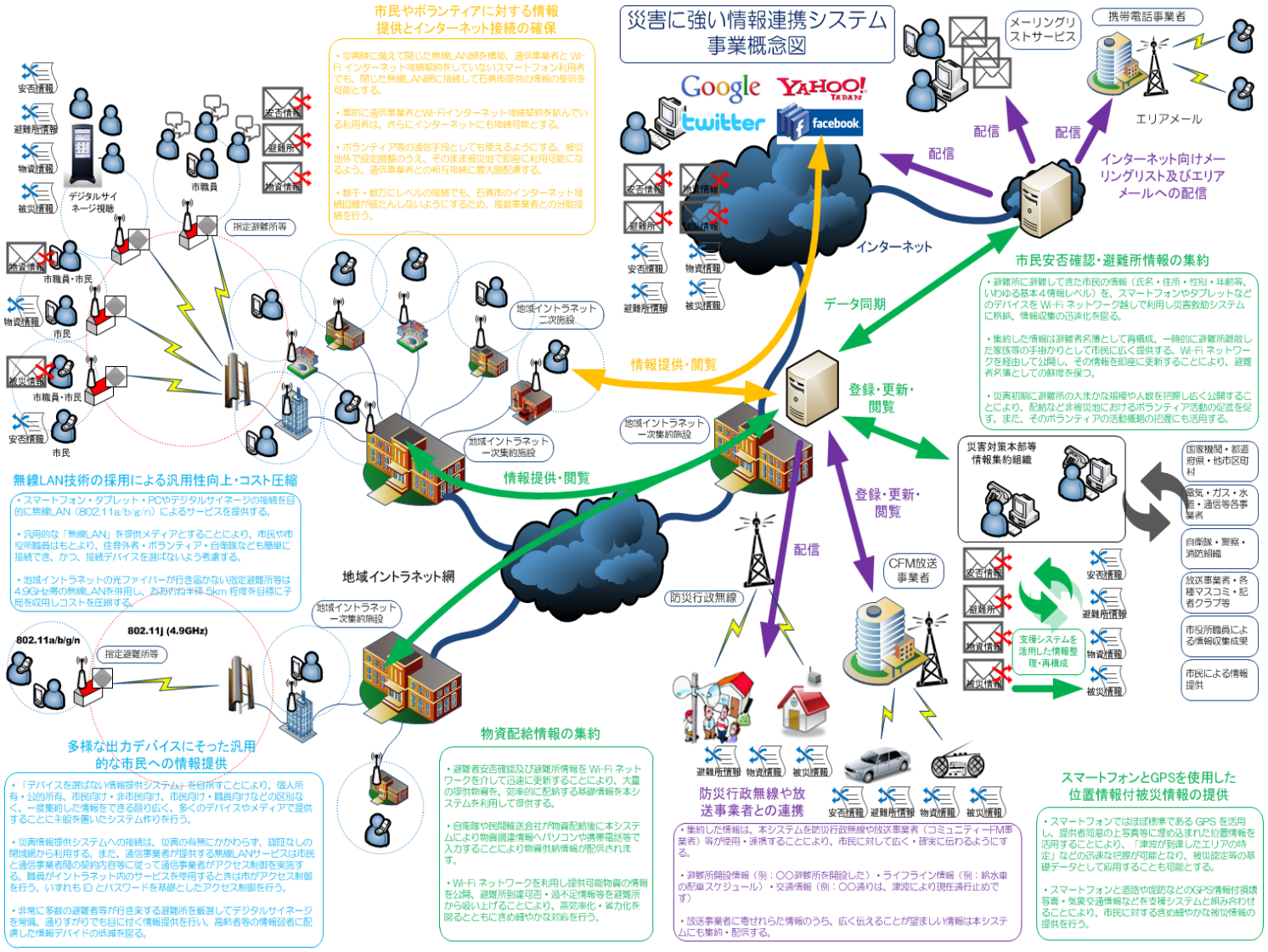

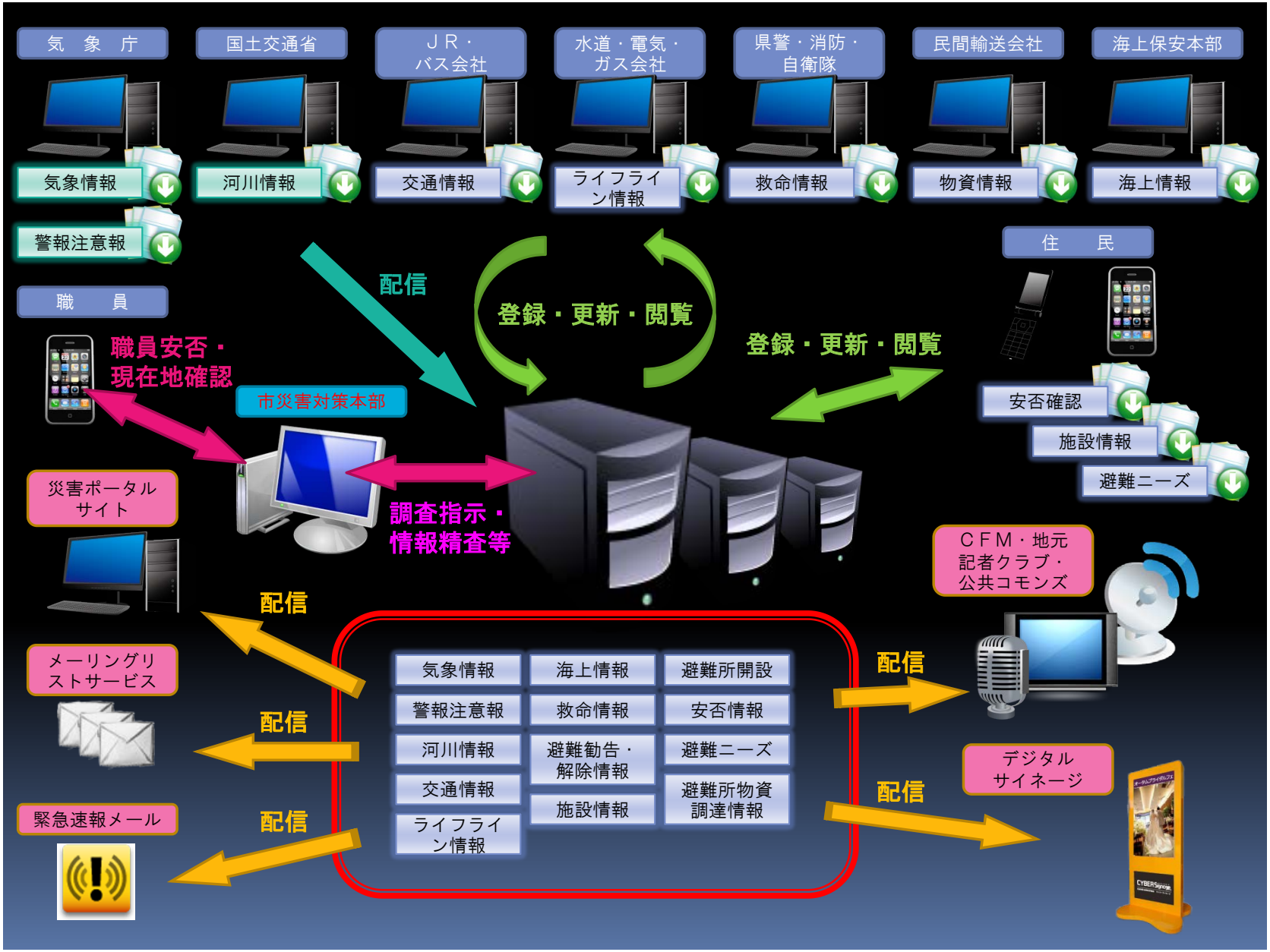
気　象　庁
国土交通省
ＪＲ・
バス会社
水道・電気・
ガス会社
県警・消防・
自衛隊
民間輸送会社
海上保安本部
気象情報
河川情報
交通情報
ライフライン情報
救命情報
物資情報
海上情報
警報注意報
住　　民
職　　員
配信
登録・更新・閲覧
登録・更新・閲覧
職員安否・
現在地確認
市災害対策本部
安否確認
施設情報
避難ニーズ
調査指示・
情報精査等
災害ポータル
サイト
ＣＦＭ・地元
記者クラブ・
公共コモンズ
配信
メーリングリ
ストサービス
配信
緊急速報メール
配信
気象情報
海上情報
避難所開設
警報注意報
救命情報
安否情報
河川情報
避難勧告・
解除情報
避難ニーズ
交通情報
施設情報
避難所物資
調達情報
ライフライ
ン情報
配信
デジタル
サイネージ
配信

東日本大震災を教訓とした防災対策への新たな取組み

災害情報伝達手段の多層化

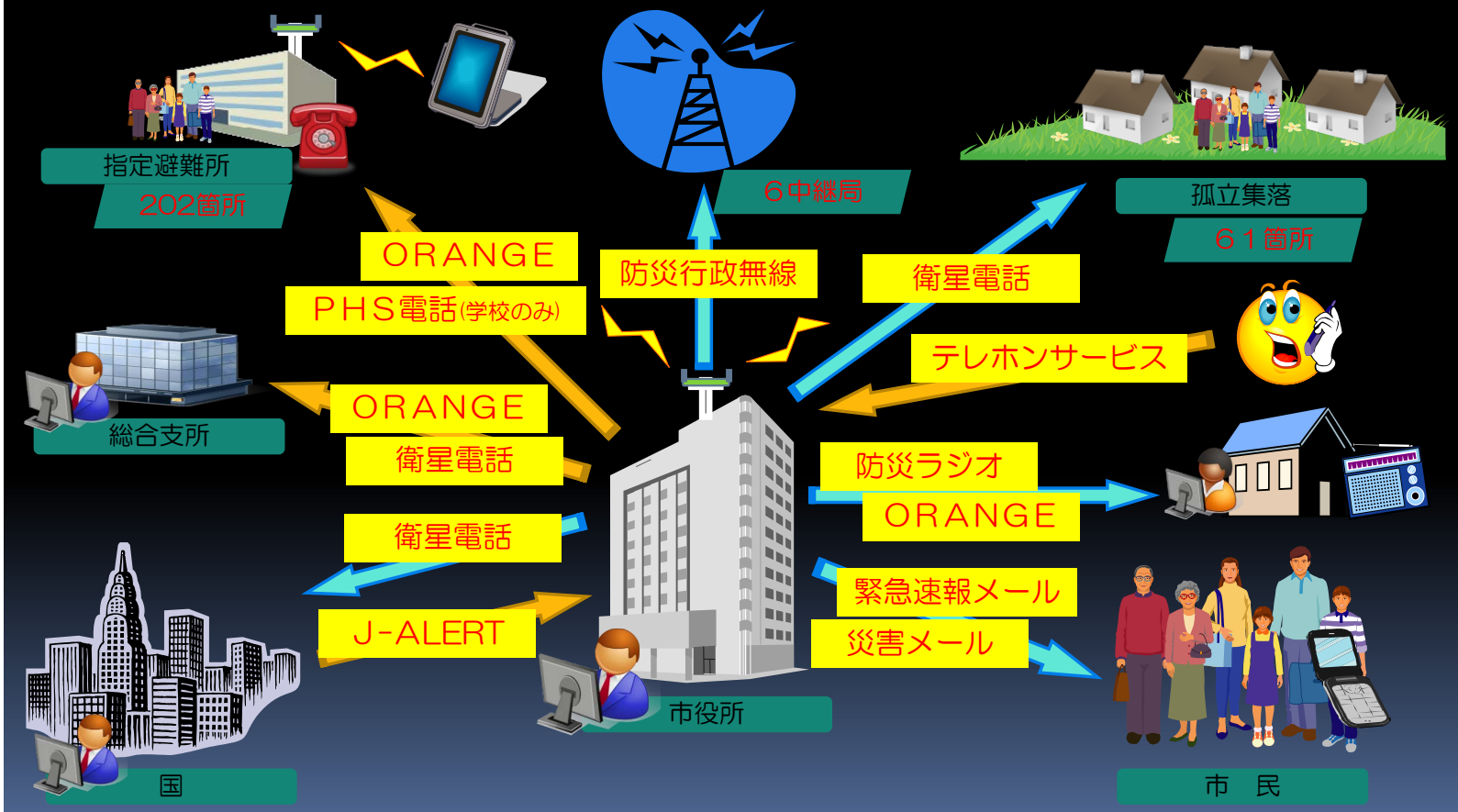

ご清聴ありがとうございました。
がんばろう！石巻

一般財団法人全国地域情報化推進協会
ＩＣＴ地域イノベーション委員会
平成 26 年度　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第２回）

１．日　時：　平成２７年1月２８日　１５：００～１７：００

２．場　所：　一般財団法人　全国地域情報化推進協会　会議室

次　第

● 議事

議案１　前回議事録の確認（APPLIC 事務局）【資料 2-1】

議案２　総務省関連予算・公募スケジュール等について（総務省）　【資料 2-2】

議案３　自治体プレゼンテーション【資料 2-3】

川崎市

静岡市

三鷹市

議案４　自治体業務における Wi-Fi 利活用ガイドブック構成案（観光・防災）（MRI）

【資料２-4】

議案５　自治体業務における利活用ガイドブック構成案

（住民サービス向上・行政事務効率化等）（NEC、富士通）【資料 2-5】

公衆無線ＬＡＮ環境（かわさき Wi-Fi）整備事業の取組について

川崎市総務局情報管理部ＩＣＴ推進課

Ⅰ　公衆無線ＬＡＮ整備の目的

1．市民のインターネット利用環境の充実、 生活の様々な場面において利便性の向上を図る
2．市内の公衆無線環境の整備による新たなビジネス等創出への期待
3．市民と行政、市民同士を結ぶ双方向のコミュニケーション支援ツールのひとつとしての活用
4．災害時等の携帯電話回線網の輻輳時における有効活用
5．外国人来訪者などのインターネット利用環境への活用

Ⅱ　川崎市公衆無線ＬＡＮ整備検討委員会

1．委員構成（１１名）

委 員 長：九州大学大学院教授　実積寿也
副委員長：国際大学 GLOCOM 主任研究員　庄司昌彦
委　　員：（企業委員）KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンクテレコム株式会社、東日本電信電話株式会社、NTT BP 株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社、エレコム株式会社、日本電気株式会社、YOU テレビ株式会社

2．検討の経過など

- **第１回検討委員会（平成２６年５月１９日）**
  - 川崎市のめざす公衆無線 LAN 環境整備
  - 各事業者の取組
- **第２回検討委員会（平成２６年６月１６日）**
  - モバイル・ファーストの考え方
  - Wi-Fi の利活用方策
  - アクセスポイントの整備手法
- **第３回検討委員会（平成２６年７月２２日）**
  - 中間報告（案）
- 「かわさき Wi-Fi」整備に関する Web アンケートの実施
  - 公衆無線 LAN の利用、利用意向など
  - １０月８日～１１月１６日、２４１回答
- 「かわさき Wi-Fi」整備に関するヒアリング調査の実施
  - 民間事業者等へのヒアリング
  （地域情報発信、交通、NPO 団体、観光協会等）
- **第４回検討委員会（平成２７年１月２３日）**
  - アンケート、ヒアリングの報告
  - 無線通信技術の動向、配慮事項
- **第５回検討委員会（平成２７年３月１７日）**
  - 最終報告（案）

Ⅲ　検討委員会最終報告書の概要

【かわさき Wi-Fi の整備目的】

1　モバイル・ファーストの実現
- 本市施政方針への貢献の期待
- 市民のインターネット利用状況、情報化ニーズなど

2　本市施策実現への寄与
- 本市のめざす「モバイル・ファースト」の実現への寄与
- かわさき Wi-Fi を活用した施策展開の実現

【かわさき Wi-Fi の方向性】

1　基本方針
⑴ 利用対象者：市内で Wi-Fi 接続端末を利用する全ての人
⑵ 活用方策：便利で簡単に利用できるアプリケーション開発を検討
⑶ 費用負担：行政負担を最小限に抑えながら、無料で提供
⑷ 整備範囲：市内に幅広く整備することを目標
⑸ 整備方法：公共施設への整備は川崎市。他は民間事業者と連携
⑹ セキュリティ：利用者の利便性にも配慮しながら確保
⑺ ＳＳＩＤ：川崎市独自のサービス名称設定をめざす

2　アクセスポイントの設置場所
⑴ 避難所、広域避難場所、帰宅困難者用一時滞在施設
⑵ 市民館・図書館、市役所・区役所庁舎等の行政施設
⑶ 鉄道駅、バス停、駅前広場
⑷ 商業・文化・スポーツ施設、観光拠点

3　アクセスポイントの整備方式
- 民間事業者との連携・協力
- 通信技術の動向や財政状況を考慮
- 現状に即した総合的な判断

4　「かわさき Wi-Fi」の利活用
⇒ モバイルファーストの実現（情報発信の高度化）
⇒ 災害情報の配信、災害時の迂回回線、帰宅困難者対策などへの利用
⇒ 子育て支援・相談、動画配信、高齢者支援、モバイル利用による行政サービス提供などへの利用
⇒ 店舗・商業施設、スポーツ・文化施設での誘客・利便性の向上、市内観光・魅力情報の発信などへの利用

5　「かわさきアプリ」の活用
- かわさきアプリの機能イメージ
  市民の求めるコンテンツや利用しやすい操作性を確保し、プッシュ型の情報発信などを実装する

【かわさき Wi-Fi の実現に向けて】

1　実現に向けたスケジュール
　ＡＰの整備については、まず安全・安心の分野から展開し、段階的に拡大。並行して Wi-Fi を利用した情報発信の高度化を進める

2　Wi-Fi 環境整備に必要な取組
- 整備に向けた取組：周知広報、行政サービスのスマホ対応、セキュリティ対策、利活用促進、技術動向のキャッチアップ
- 多様な主体との連携：市・通信事業者・商業施設・店舗・コンテンツ製作者など多様な主体の連携が必要

Ⅳ　今後の整備と取組の考え方（市の考え方）

〔アクセスポイントの整備〕

【平成 26 年度】
- 広域避難場所･･･４か所　※防災情報ステーション
- 帰宅困難者用一時滞在施設･･･１１か所　・市庁舎･･･１か所

【平成 27 年度】
- 避難所のうち市立小中学校･･･１６４か所
- 民間事業者が整備したアクセスポイントの有効活用

【平成 28 年度以降】
- 順次拡大を図る

〔今後の取組にあたっての市の考え方〕

- 基本方針に沿った全市的、一体的な展開の実現に向け、民間事業者との連携・協力を図る
- 市内の誰もが無料で利用できる Wi-Fi スポットを容易に検索できる仕組みの構築や広報に取り組む
- Wi-Fi 整備に合わせ、さらなる市民の利便性向上につなげる仕組みとして、利用ニーズに応じたアプリケーションの開発を行う
- 新たな通信技術を利用したアクセスポイント拡張の検討や、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた国や近隣自治体との連携を進める

資料2-3-2-1

静岡市公衆無線ＬＡＮ事業

～ＳｈｉｚｕｏｋａＷｉ-Ｆｉ Ｐａｒａｄｉｓｅ　シズオカ　ワイファイ　パラダイス～

静岡市公衆無線LAN事業協議会

（１）静岡商工会議所
（２）公益財団法人　静岡観光コンベンション協会
（３）公益財団法人　静岡市まちづくり公社
（４）ＮＰＯ法人　静岡情報産業協会
（５）静岡市（事務局：静岡市総務局行政管理部情報管理課）

官民連携

事業目的

（１）観光とＭＩＣＥの推進による地域の活性化
（２）住民の利便性の向上
（３）災害対応

協力整備事業者

（１）西日本電信電話株式会社
（２）アサヒ飲料株式会社
（３）エレコム株式会社
（４）サントリービバレッジサービス株式会社

公衆無線LANアクセスポイント

１２７アクセスポイント（平成２７年1月現在）
市有施設：各区役所１階ホール、みほナビ、坤櫓等
民間施設：DenBill、日本平ロープウェイ、久能山東照宮等
整備目標：100アクセスポイント　平成27年度まで　目標達成！

ポータルサイト『しずぱす』

womo × Shizuoka Wi-Fi Shizu Pass

●公衆無線LAN接続後、最初につながるポータルサイト
●「食べる」「観る」「泊まる」等の各ジャンルで検索
●多言語対応（英語、韓国語、中国語（簡体・繁体））

静岡市内のアクセスポイントMAP

直近の話題

- 3月　ポータルサイト「しずぱす」完全公開
- 5月　情報通信フロンティアセミナーin静岡　東海情報通信懇談会主催
- 6月　総務省東海総合通信局長表彰受賞
- 8月　焼津市　Shizuoka Wi-Fi Paradise　参入発表
- 9月　静岡県とWi-Fiカード1万枚配布　記者発表
- 9月　大型客船「セレブリティミレニアム」歓迎事業　Wi-Fiカード配布
- 10月公衆無線LANの整備促進に関するシンポジウム in 静岡 主催
- 11月大道芸ワールドカップIN静岡　臨時AP設置等
- 11月公衆無線LANアクセスポイント　整備目標100箇所達成

YouTube 放映中

『Shizuoka Wi-Fi Paradise
シズオカ　ワイファイ　パラダイス』

外国人観光客　日本に来て困ったことは？（観光庁アンケート）

１位	公衆無線LAN環境がない。	５０％	その他　飲食店情報がない。	１１％
２位	両替・クレジット利用ができない。	３５％	地図・パンフレットがない。	５％
３位	コミュニケーションができない。	２１％	観光案内所がない。	１％

Shizuoka Wi-Fi Paradise　必要

ポータルサイト「ShizuPass」（しずぱす）ができました！

womo × Shizuoka Wi-Fi Paradise

静岡のWi-Fiと観光情報を発信。ShizuPass

『Shizu Pass』（しずぱす）は、人気のタウン誌『ｗｏｍｏ（ウーモ）』などを手掛ける㈱しずおかオンラインと協力して開設した、静岡市の「観る」「食べる・飲む」「泊まる」「買う」などの最新の情報を紹介するシズオカ ワイファイ パラダイスのポータルサイトで、アクセスポイントでWi-Fiに接続すると最初に表示されます。

スマートフォンやタブレット端末の位置情報を利用して、現在いる位置の周辺のお店などの情報が優先的に表示されるので、利用者がお店巡りをするなど誘客の効果も期待できます。

また、掲載される情報は店舗側で随時更新が可能なため、最新の情報をいつでもＰＲすることができます。

http://shizuokapassport.jp/

このポータルサイトから、クーポン券やスタンプラリーなどの仕掛けで、さらなる誘客も見込まれます。『Shizuoka Wi-Fi Paradise』×『ｗｏｍｏ』の効果が期待できる『ShizuPass（しずぱす）』は、今後も誘客に結びつく、様々な仕掛けを提案していきますので、ぜひ、ご利用下さい。

（※『ShizuPass（しずぱす）』は、すでにパソコン用サイトを開設しています。スマートフォン用サイトは３月下旬の開設を予定しています。）

お申し込みは

静岡市公衆無線LAN事業協議会

- 株式会社メディア・ミックス静岡 〔設置店舗とWi-Fi整備業者の調整をします〕
  ☎ 054-271-5678
- 静岡商工会議所 〔民間施設への設置の取りまとめ〕
  ☎ 054-253-5113
- 静岡市役所 情報管理課 〔事業全体についての取りまとめ〕
  ☎ 054-221-1341

資料2-3-2-2

シズオカを Wi-Fi 天国に！

静岡市公衆無線LAN事業のご紹介

『Shizuoka Wi-Fi Paradise』シズオカ・ワイファイ・パラダイスがスタート！

スマートフォンやタブレットなどの情報端末が急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなりつつある中、誰もが情報端末を利用し、どこでも高速なインターネットに接続できる環境を提供できる「公衆無線ＬＡＮ」は、もはや必要不可欠な情報インフラとなっており、その整備が急がれています。

そのような状況の中、『シズオカをWi-Fi天国に！』を合言葉に、静岡市と静岡商工会議所、公益財団法人静岡市まちづくり公社、公益財団法人静岡観光コンベンション協会、特定非営利活動法人静岡情報産業協会の５団体が力を合わせて「静岡市公衆無線ＬＡＮ事業協議会」を設立し、公衆無線ＬＡＮ整備事業『Shizuoka Wi-Fi Paradise（シズオカ ワイファイ パラダイス）』をスタートさせました。整備が進めば、そこに暮らす人々や訪れる人々への利便性の向上はもちろん、まちの活性化、災害対応力の向上などの効果も期待できます。お客様をおもてなしするために、Wi-Fiを設置して「シズオカをWi-Fi天国に」していきましょう！

Wi-Fi を設置すると、どんなメリットがあるのですか？

- ご来店いただいたお客様に高速で大容量の通信ができるインターネット環境を提供できるため、
  - ○ お客様の滞留スペースとして、集客やリピーターの囲い込みにつながります！
  - ○ スマートフォンなどを持参した海外からのお客様も、簡単にインターネットを利用できるようになります！
- ポータルサイト「ShizuPass」（しずぱす）を活用して店舗情報をＰＲ、様々な仕掛けで誘客に結びつけることが期待できます！

静岡市公衆無線LAN事業協議会が認定した次の4社のサービスからお選びください

※お選びいただくサービスによっては、設置者様費用負担が発生する場合がございます。

西日本電信電話株式会社（NTTメディアサプライ）

店舗向けWi-Fiサービス『DoSPOT』とは・・・
店舗へ無線アクセスポイントを設置し、来店される方にWi-Fiによるインターネット接続環境を提供するサービスです。

1 Wi-Fi対応の端末をお持ちの方なら、どなたでもOK！
- ■ Wi-Fi対応の端末なら、どなたでもインターネットに無料で接続できます！
  ※１ユーザーにつき１回あたり最大15分間（１日４回まで）

2 フレッツ・スポットユーザーならつなぎ放題！
- ■ フレッツ・スポット（公衆無線LANサービス）ユーザーは時間制限なしで接続できます！
- ■「フレッツ・スポット２週間限定メニュー」を活用した来訪者向けWi-Fi環境の提供が可能です。
  http://flets-w.com/spot2week/

3 お客様だけのサービスではありません。
オーナー様専用Wi-Fiでどんどん使える！
- ■ オーナー様専用Wi-Fi環境で業務利用が可能です！

お問合わせは‥
（株）プライオリティサポート
TEL 0120-929-071
ホームページ
http://www.do-spot.net/

エレコム株式会社

『Wi-Fi使えますか？』というお客様からのご要望にお応えできます。
SkyLink SPOT（スカイリンクスポット）は、集客にも有効なWi-Fiスポットを、安全・簡単にスタートできるサービスです。

５つの Free をお客様にご提供

1. ユーザー無料。どなたでも無料でご利用が可能です。
2. 時間制限無しで、インターネット環境を提供できます。
3. キャリア制限無しなので、外国人観光客の方も使えます。
4. 広告無し。有料サービス広告が出ることもありません。
5. デバイス制限無し。パソコンでもタブレットでも使えます。

設置先様にとっても、うれしい機能

1. Wi-Fiに接続すると自動的に「しずぱす」ページが表示され、集客のPRに使えます。
2. フレッツ光はもちろん、ADSLやケーブルインターネットでも利用できるので、すぐにサービスがスタートできます。
3. 設置先様専用のWi-Fi環境を同時に使えるので、業務に活用することができます。

※暗号化しており、セキュリティも万全です

お問合わせは‥
メールアドレス
skylink@elecom.co.jp

アサヒ飲料株式会社

Wi-Fiの機能を内蔵した自動販売機になります。
自動販売機の売上金の中から、導入費用・接続料・メンテナンス料等を負担することで、設置先様、ご利用者様が 無料 で無線ＬＡＮをご利用頂ける仕組みです。

自動販売機設置先様
導入費用０円！メンテナンスフリー！
集客効果UP・コスト削減・情報発信

POINT **1** すべてのWi-Fi端末でご利用いただけます。
POINT **2** 利用者は無料でWi-Fiに接続ができます。
POINT **3** 保守・運用サービスもすべて含まれています。

お問合わせは‥
アサヒ飲料（株）中部北陸支社
TEL 052-541-8217
ホームページ
http://www.asahiinryo.co.jp

サントリービバレッジサービス株式会社

無料！ ※既設のLAN回線利用の場合
設置先様の負担なしで、Wi-Fi環境を導入いただけます。
サントリー自動販売機を設置契約頂く事で、その費用を弊社にて負担いたします。

※回線の新規導入が必要な場合は、別途ご相談させて頂きます。
※自動販売機の電気料は、設置先様負担とさせて頂きます。
※売り上げに応じてお支払いする販売手数料等は、別途ご相談。

自動販売機は販売が見込める場所へ、
Wi-Fiは利用が見込める場所へ、セパレート設置が可能です。

SkyLink SPOT EX-VM サービスの特徴

キャリアフリー	ユーザー無料
時間制限なし	万全のセキュリティー
広告なし	パソコン・タブレット可

お問合わせは‥
サントリービバレッジサービス（株）静岡支店
TEL 054-202-8818 FAX 054-202-8817

整備マニュアル

シズオカを『Wi-Fi 天国』に！

Shizuoka Wi-Fi Paradise

県下最大規模の公衆無線LAN事業
「シズオカ・ワイファイ・パラダイス」

平成２７年４月
静岡市公衆無線LAN事業協議会

■本整備マニュアルの目的

　静岡市公衆無線LAN整備事業を民間施設に広く普及させるために、本事業の目的、概要等を説明し、民間企業の理解と協力を得るとともに、協力整備事業者のサービス内容の違い、ならびに、申込フローを説明するものである。

～目次～

１．はじめに

２．公衆無線LANの概要と特長

３．公衆無線LANの利用シーンと活用方法

４．協力整備事業者サービス一覧

５．導入フロー

６．連絡先一覧

７．ポータルサイト「ShizuPass」（しずぱす）

（別紙１）静岡市公衆無線LAN導入希望連絡表

はじめに・・

昨今、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が急速に普及し、すでに私たちの生活に欠かせないものとなりつつあります。誰もが情報端末を利用し、どこでも高速なインターネットに接続できる環境を提供できる「公衆無線ＬＡＮ」は、もはや必要不可欠な情報インフラとなっており、その整備が急がれています。

そのような状況の中、静岡市と静岡商工会議所、公益財団法人静岡市まちづくり公社、公益財団法人静岡観光コンベンション協会、特定非営利活動法人静岡情報産業協会の５団体が力を合わせ「静岡市公衆無線ＬＡＮ事業協議会」を設立し、県下最大規模の公衆無線ＬＡＮ事業「Shizuoka Wi-Fi Paradise」（シズオカ　ワイファイ　パラダイス）をスタートさせました。これは文字通り、静岡を『Wi-Fi天国』にしていこう、という意気込みで進めているものです。

公衆無線ＬＡＮの整備が進めば、そこに暮らす人々や訪れる人々への利便性の向上はもちろん、まちの活性化、災害対応力の向上などの効果も期待できます。施設管理者のみなさまにつきましては、ぜひとも積極的に導入いただき、来訪者をおもてなしするにふさわしい『ワイファイ・パラダイス』を実現しましょう。

＜経過＞

平成２５年６月	静岡市、静岡商工会議所、公益財団法人静岡市まちづくり公社、公益財団法人静岡観光コンベンション協会、特定非営利活動法人静岡情報産業協会の５団体が連携し、「静岡市公衆無線ＬＡＮ事業協議会」を設立
９月	報道発表（市長記者会見）
平成２６年３月	ポータルサイト「しずぱす」完全公開
６月	電波の日　総務省東海総合通信局長　表彰受賞
１１月	公衆無線LANアクセスポイント　100箇所達成

以降

- 整備意向の連絡
  （団体・店舗等　⇔　静岡商工会議所へ）
- 導入に向けた相談対応等
  （コーディネート担当　⇔　団体・店舗等へ）
- 個別協議（団体・店舗等と協力整備事業者間）

順次整備

2．公衆無線LANの概要と特長

商店や宿泊施設、観光地、公共施設など、人が多く集まる場所で提供される無線でインターネットへ接続するサービスです。

基地局（アクセスポイント）を通じて、不特定多数の人がパソコンやスマートフォン、タブレット端末などを無線でインターネットへつなげることが可能です。

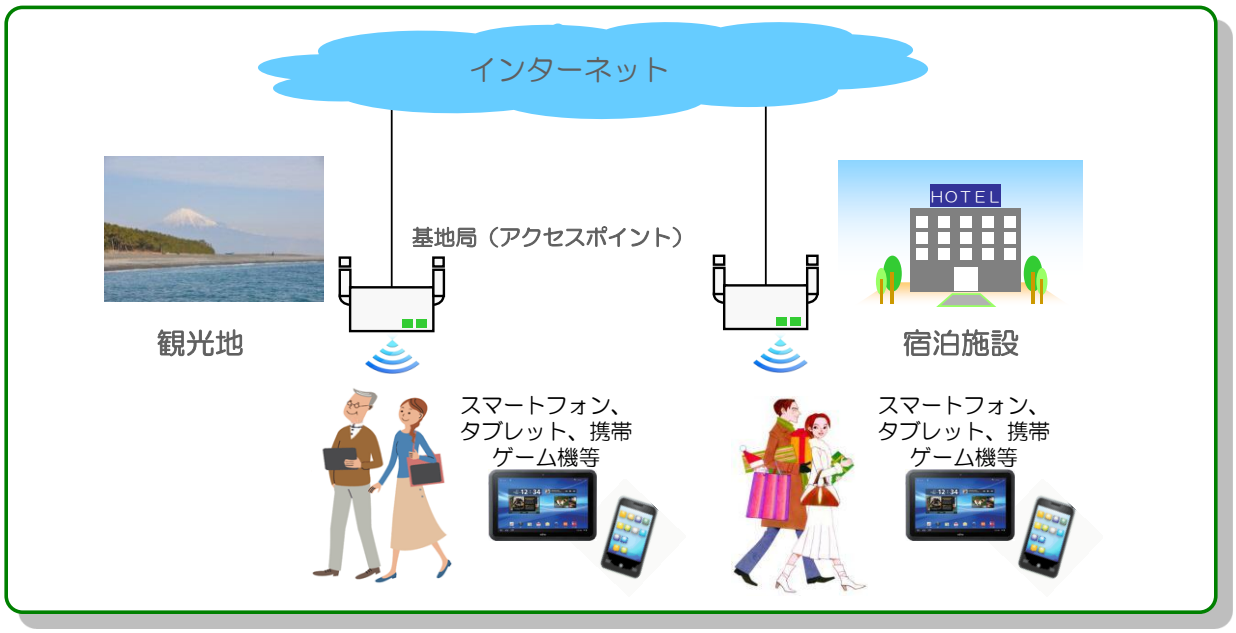

・高速/大容量	携帯電話（3G）の約7倍の最大54Mbpsで転送可能で動画視聴、大容量データのアップ・ダウンロードも快適に行うことができます。
・標準規格の採用	標準規格である「Wi-Fi（ワイファイ）（※）」を利用するため、様々な端末で利用可能。外国人客も利用できます。

※Wireless Fidelity　の略で、無線LANの規格のひとつ。
Wi-Fi Alliance（米国に本拠を置く業界団体）によって、国際標準規格であるIEEE 802.11規格を使用したデバイス間の相互接続が認められたことを示す

・基地局の小型化	従来の携帯電話の基地局と違い、小型化することにより様々な場所への設置が可能となります。
・多様な端末へ対応	スマートフォン、タブレット端末等、様々な端末に対応でき、サービスの多様化が可能です。
・利用者の拡大	急速に普及しているスマートフォン、タブレット端末が、Wi-Fi対応していることから、利用者は急速に拡大しています。

３．公衆無線LANの利用シーン

◆地域活性化

－ 公衆無線ＬＡＮが整備されたホテル、カフェ・レストラン等の飲食店では、地域のお客様の滞留スペースとして、また、出張時のビジネスパーソンがちょっとした業務を行う場所としてご利用いただけます。

－ さらに、街ポータルサイトやクーポンやスタンプラリー等の情報配信の仕組みもあわせて導入していくことにより、集客やリピーター囲い込みの仕掛け作りに活用することも可能です。

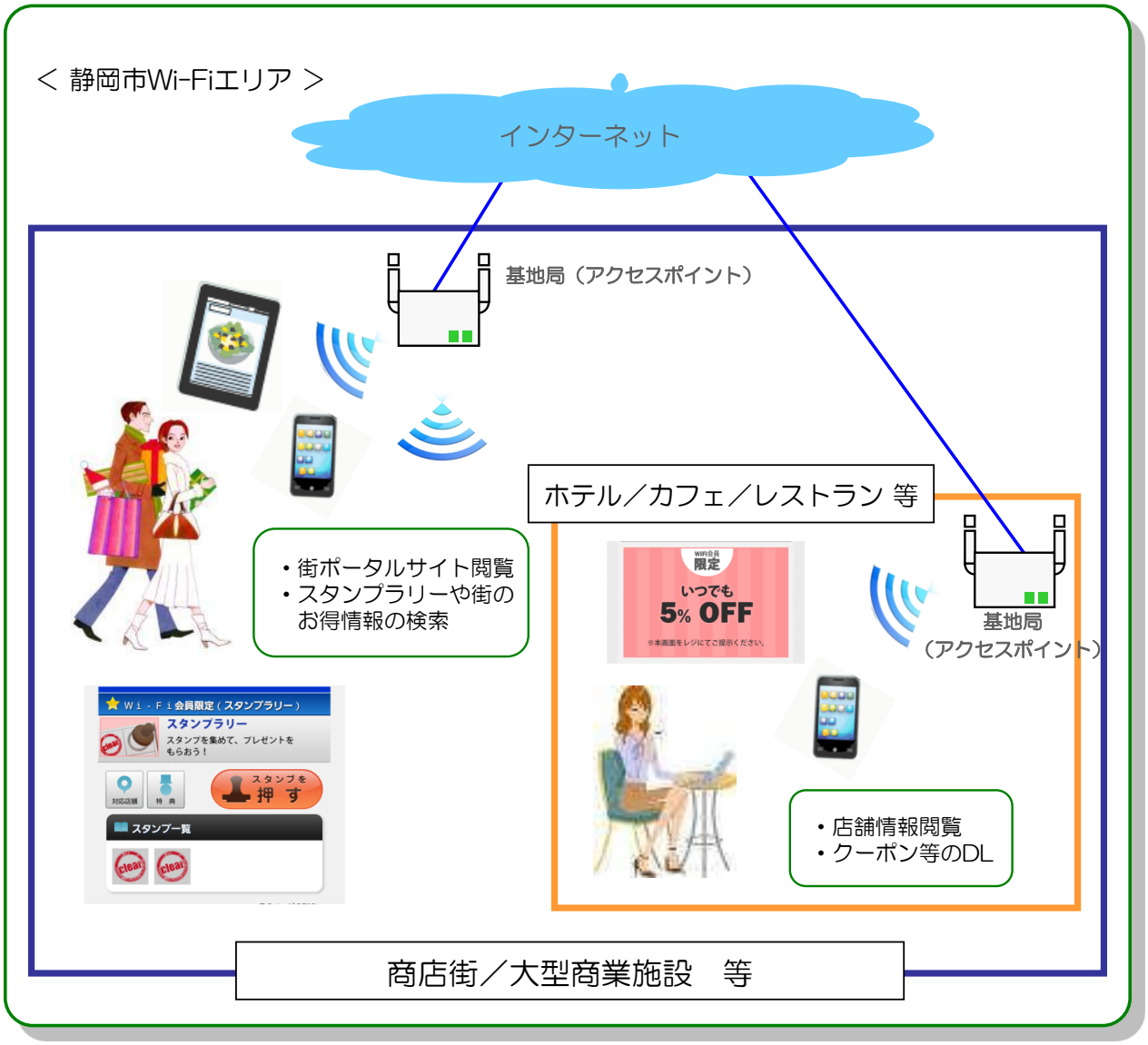

３．公衆無線LANの利用シーン

◆訪日外国人を含む観光客の利便性向上

－ 静岡市を訪れる訪日外国人を含む観光客が、公衆無線ＬＡＮを利用して観光・ グルメ・交通情報等の検索や取得を容易に行うことができます。
－ SNS（Twitter、Facebook等）等を通じて観光客の方に、静岡市の魅力を口コミにより広げていただけます。

＜ 静岡市Wi-Fiエリア ＞

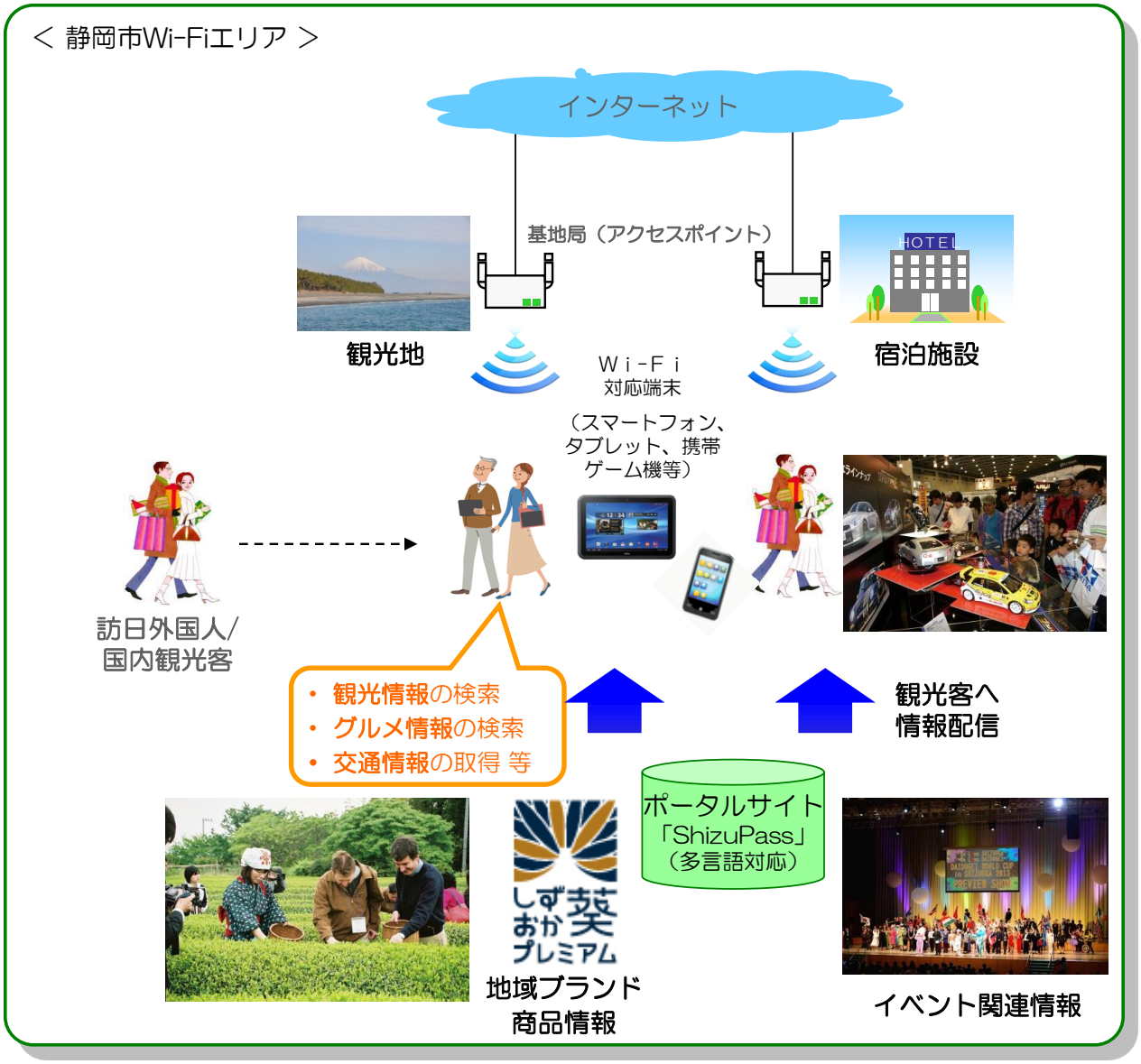

３．公衆無線LANの利用シーン

◆災害時の対応

－　災害発生時には、緊急時の通信確保の観点から公衆無線LANを無料開放することができます。　※　各協力整備事業者の定める基準に従い、無料開放致します。

－　SNS（Twitter、Facebook等）等を活用してリアルタイムな情報発信、受信ができます。

＜ 静岡市Wi-Fiエリア ＞

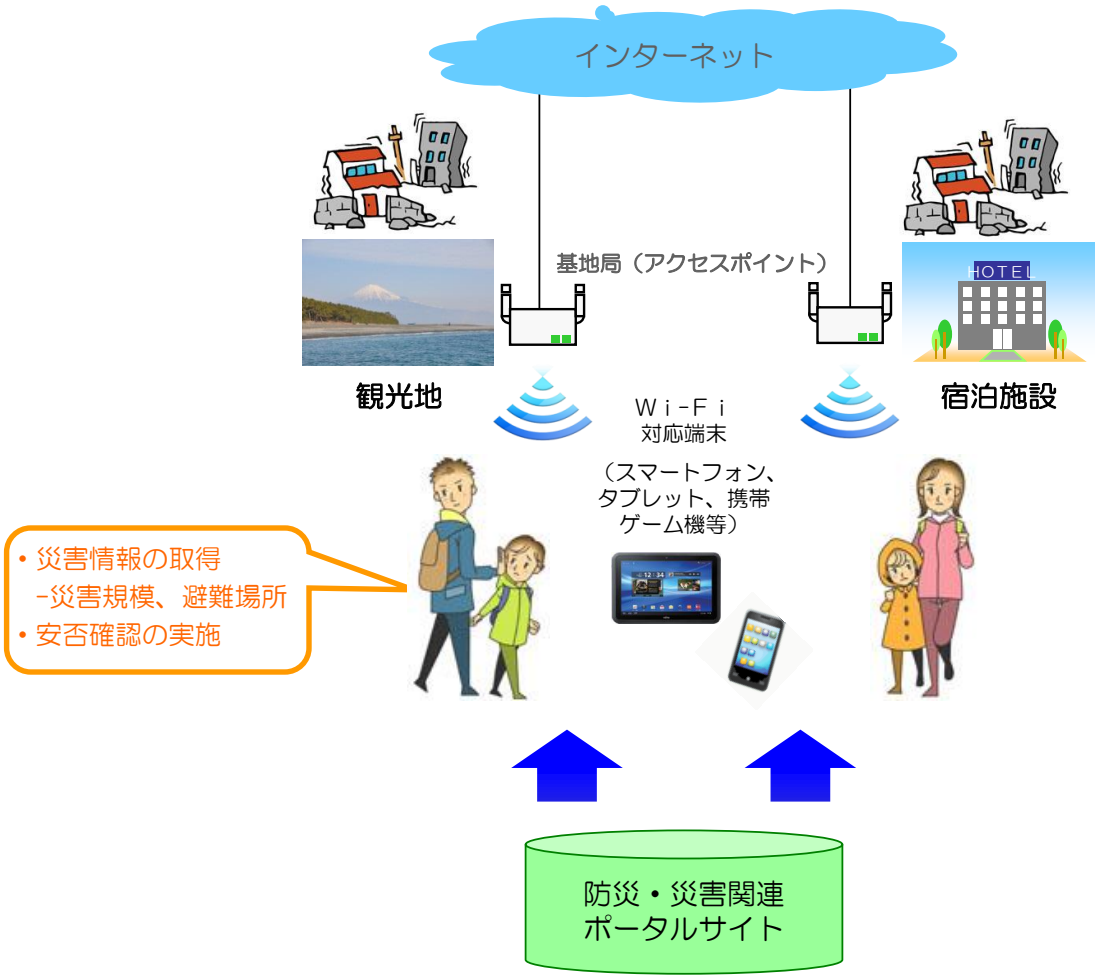

４．協力整備事業者サービス一覧　（1/2）

協力整備事業者		西日本電信電話株式会社 （NTTメディアサプライ株式会社）	アサヒ飲料式会社
サービス概要	名称	DoSPOT/フレッツ・スポット	フリーモバイル
	特徴	３種類の接続方法があり、来訪者向けに2種類のWi-Fi（①無料Wi-Fi、②フレッツ・スポット向けWi-Fi）を提供するとともに、③店舗等オーナ向けWi-Fiを提供	２種類の接続方法があり、 利用方法が選べます。 設置店舗は、自販機売上にて運用。
	全国のアクセスポイント数 ※平成25年８月現在	フレッツ・スポットの利用可能エリア： 全国約６万１千AP	４７０ヶ所
料金等（税込）	来訪者	①無料Wi-Fi ・無料 ②フレッツ・スポット向けWi-Fi ・2週間利用可能な認証IDカードを　活用することにより、来訪者への無料Wi-Fiの提供が可能	以下の２種類 暗号無し：無料 暗号あり：無料
	店舗等（初期費用）	・既存の光インターネット回線・ISPをご利用の場合不要 ・新規に光インターネット回線、ISP、Wi-Fiを申し込んだ場合 初期費用：４，８００円～（税抜） ※「初期工事費割引」適用の場合。 ※設置環境により、配管、配線工事費等別途費用が必要となる場合があります。	原則無料 配線工事規模により別途料金あり
	店舗等（月額費用）	・既存の光インターネット回線・ISPをご利用の場合 ５００円/月～（税抜） ※「月額利用料５００円（税抜）まるまる１２ヶ月割引」適用の場合１年間0（ゼロ）円です。 ・新規に光インターネット回線、ISP、Wi-Fiを申し込んだ場合 ４，４１０円/月～（税抜） ※「月額利用料５００円まるまる１２ヶ月割引」、「どんーと割」を適用した場合の１年目の月額料金です。	自販機の売上にて運用 自販機の売上如何では自販機の電気代を負担して頂くこととなります。 **※設置基準を下回った場合でも基本的には設置者様の費用負担はございませんが、著しく売上が基準満たない場合にはご相談をさせて頂きます**
利用条件	利用時間	①無料Wi-Fi ・15分×４回／日 ②フレッツ・スポット向けWi-Fi ・２週間 ③店舗等オーナ向けWi-Fi ・無制限	暗号あり・無し：30分ごと切断 １、切断後の再接続可能 ２、接続時間の変更可能 ３、使用時間制限は無し。
	接続方法	①無料Wi-Fi ・Web認証（ﾒﾙｱﾄﾞ） ②フレッツ・スポット向けWi-Fi ・SSID/暗号化キーとWeb認証（ID/ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞ） ③店舗等オーナ向けWi-Fi ・SSID/暗号化キーによる認証	以下の２種類 暗号無し：フリー接続 暗号あり：メール認証

４．協力整備事業者サービス一覧　（2/2）

<table>
<tr><th colspan="2">協力整備事業者</th><th>西日本電信電話株式会社
（NTTメディアサプライ
株式会社）</th><th>アサヒ飲料株式会社</th></tr>
<tr><td rowspan="4">利用
条件</td><td>接続回線</td><td>・フレッツ光ネクスト等</td><td>イーモバイル・ADSL・Bフレッツ</td></tr>
<tr><td>無線LANの規格</td><td>IEEE802.11a/b/g/n（D-Link製）
IEEE802.11a/b/g/n/ac（NEC製）</td><td>IEEE802.11a/b/g/n</td></tr>
<tr><td>設置条件</td><td>・無線APの設置にあたり店舗等オーナー様には、機器の設置スペースと、電源をご用意いただく必要があります。</td><td>自販機売上本数１ヶ月５００本以上の売上が見込める。自販機設置基準を満たしていること。設置前に、事前調査を行います。</td></tr>
<tr><td>多言語化対応</td><td>①無料Wi-Fi
・日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語
②フレッツ・スポット向けWi-Fi
・英語、中国語、韓国語、日本語</td><td>英語、中国語、韓国語、日本語</td></tr>
<tr><td rowspan="5">セキュ
リティ</td><td>暗号化</td><td>①無料Wi-Fi
・認証時は、SSLで暗号化
②フレッツ・スポット向けWi-Fi
・SSID毎に異なる
<table>
<tr><th>SSID</th><th>暗号化</th></tr>
<tr><td>NTT-SPOT</td><td>WEP</td></tr>
<tr><td>NTTWEST-SPOT</td><td>WPA2</td></tr>
<tr><td>Wi2_club</td><td>WPA2</td></tr>
<tr><td>Wi2</td><td>無し</td></tr>
</table>
③店舗等オーナ向けWi-Fi
・暗号化あり（WEP/WPA/WPA2）</td><td>以下の２種類
暗号なし：無し
暗号あり：(WPA/WPA2)</td></tr>
<tr><td>利用者
認証</td><td>①無料Wi-Fi
・Web認証（メルアド）
②フレッツ・スポット向けWi-Fi
・SSID/暗号化キーとWeb認証（ID/パスワード）による認証
③店舗等オーナ向けWi-Fi
・SSID/暗号化キーによる認証</td><td>以下の２種類
暗号なし：なし
暗号あり：メール認証</td></tr>
<tr><td>本人特定</td><td>①無料Wi-Fi
・認証ログ
②フレッツ・スポット向けWi-Fi
・認証ログ</td><td>以下の３種類
暗号なし：接続ログ
暗号あり：接続ログ</td></tr>
<tr><td>端末間通信制限</td><td>・アクセスポイントにて制御します。</td><td>アクセスポイントにて
制御します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">サポート体制</td><td>・フレッツ回線故障　24時間３６５日
・アクセスポイント故障等
平日9時～17時（年末年始除く）</td><td>回線故障
月曜日～土曜日及び祝日
9時～１８時</td></tr>
</table>

４．協力整備事業者サービス一覧　（3/4）

協力整備事業者		エレコム株式会社	サントリービバレッジサービス株式会社
サービス概要	名称	SkyLink SPOT	SkyLink SPOT EX-VMサービス
	特徴	・既存のインターネット回線があれば容易に接続可能。 ・光回線に限らずADSL，ケーブルインターネット，3G・LTE回線を利用することが可能。 ・バス，タクシー，鉄道，観光船等の移動交通機関にも対応できる場合があります。	・既設のインターネット回線があれば容易に接続可能。 ・光回線に限らずADSL、ケーブルインターネット，3G・LTE回線を利用することが可能。 ・バス，タクシー，鉄道，観光船等の移動交通機関にも対応できる場合があります。
	全国のアクセスポイント数 ※平成25年８月現在	約２００か所	約１００箇所
料金等（税込）	来訪者	制限時間なし、無料	制限時間なし、無料
	店舗等（初期費用）	3,000円（税抜き） （Wi-Fiサービスの初期費となります） ※回線も新たにご依頼の場合は別途ご案内させていただきます。 ※ご要望により、ネットワークの配線工事を承ることができます。（別費用となります）	原則無料（サントリー自動販売機の売上にて運用） ※回線の新規導入が必要な場合は、別途ご相談させて頂きます。 ※別途、ネットワークの配線工事等が必要な場合、工事を承る事が出来ます。（工事費は別費用となります）
	店舗等（月額費用）	・既存のインターネット回線を使う場合 940円/月（税抜き） （本Wi-Fiサービスの月額費用となります。） ・新たに光回線を含めて導入する場合の費用例 （Wi-Fiサービス＋光回線＋ISP） 5,750円/月～（税抜き） ・3G，LTE等携帯回線を含めた導入の場合の費用例 （Wi-Fiサービス＋携帯回線） 4,820円/月～（税抜き） ・新たにケーブルインターネット，ADSL等と導入をする場合の費用例 （Wi-Fiサービス＋CATV回線） 3,940円/月～（税抜き）	原則無料（サントリー自動販売機の売上にて運用） （既設のLAN回線を利用したWifiサービスの提供） ※回線の新規導入が必要な場合は、別途ご相談させて頂きます。 ※自動販売機の電気料は設置先様にて、ご負担願います。 ※自動販売機の販売手数料（バックマージン）等は、別途ご相談させて頂きます。 ※既設のLAN回線を利用した、Wi-Fiサービスに関する設置先様への費用負担は原則発生いたしませんが、著しく売上数が設置基準に満たない場合は、別途ご相談させて頂きます。
利用条件	利用時間	時間制限なし、常時接続可	時間制限なし、常時接続可
	接続方法	SSID と パスワード（暗号キー）入力	SSID と パスワード（暗号キー）入力

４．協力整備事業者サービス一覧　（４/４）

協力整備事業者		エレコム株式会社	サントリービバレッジサービス株式会社
利用条件	接続回線	フレッツ光、フレッツADSL、CATV、電力系光回線、他インターネット回線	フレッツ光、フレッツADSL、CATV、電力系光回線、他インターネット回線
	無線LANの規格	IEEE８０２．１１　b/g/n	IEEE８０２．１１　b/g/n
	設置条件	モデム、ルーター等のネットワーク環境近くに設置・設定いたします。（配線工事等は含みません）屋内に無線AP設置場所と電源のご提供をお願いします。	モデム、ルーター等のネットワーク環境近くに設置・設定いたします。（配線工事等は含みません）屋内に無線AP設置場所と電源のご提供をお願いします。
	多言語化対応	日本語・英語・中国語・韓国語	日本語・英語・中国語・韓国語
セキュリティ	暗号化	暗号化あり　WPA2	暗号化あり　WPA2
	利用者認証	SSID と パスワード（暗号キー）入力	SSID と パスワード（暗号キー）入力
	本人特定	接続ログ	接続ログ
	端末間通信制限	アクセスポイントにて制御します。	アクセスポイントにて制御します。
サポート体制		平日　９時－１９時 アクセスポイント故障時は、交換品をご送付します。	平日　９時－１９時（エレコム社によるサポート） アクセスポイント故障時は、交換品をご送付します。

５．導入フロー

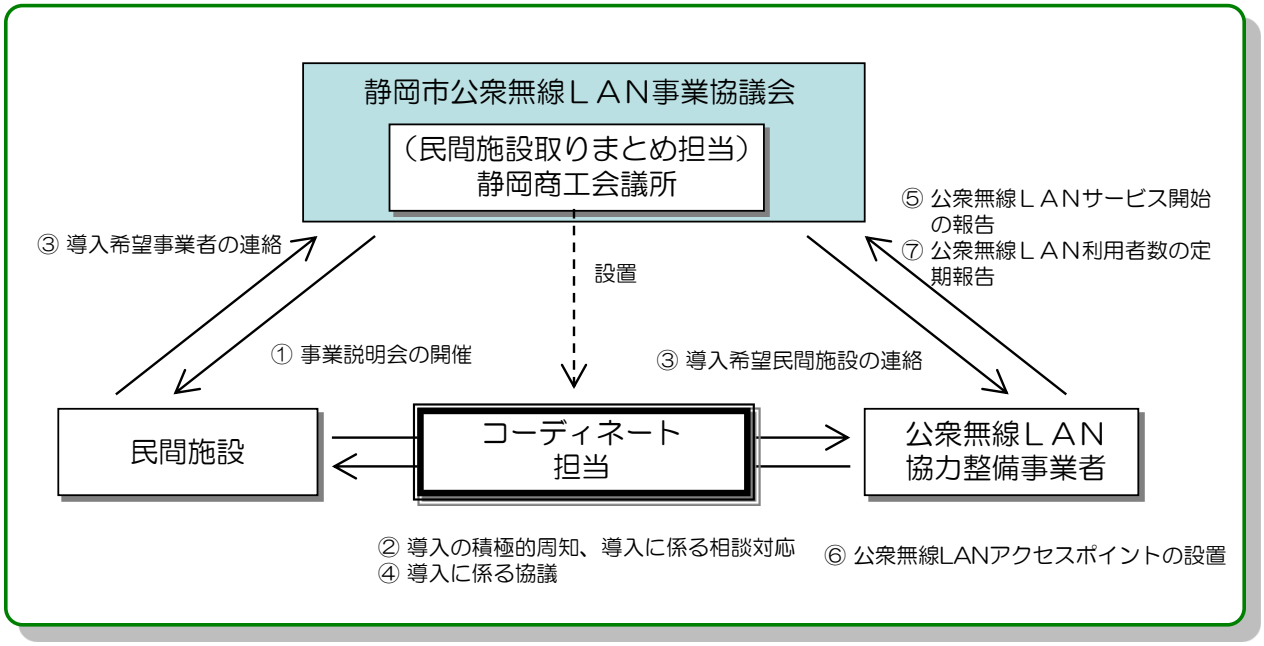

①事業説明会の開催

・協議会は、各協力整備事業者の企画提案書等をとりまとめ、協議会構成団体の会員等に説明会を複数回開催するなど、提案内容の周知活動を行います。

②導入の積極的周知、導入に係る相談対応

・協議会はコーディネート担当を設置し、コーディネート担当は、本事業に係る公衆無線ＬＡＮ設備等の導入の積極的な周知や民間施設からの導入に係る相談対応を行います。

③導入希望民間施設の連絡

・協議会は、①及び②の周知活動を通じて、協力整備事業者ごとに公衆無線ＬＡＮ設備等の導入を希望する民間施設をとりまとめ、各協力整備事業者に連絡します。

④導入に係る協議

・各協力整備事業者は、③の連絡を受けた後、コーディネート担当を通じて、民間施設と個別協議します。

⑤ 公衆無線ＬＡＮサービス開始の報告

・各協力整備事業者は、公衆無線ＬＡＮ設備等の設置について民間施設の合意を得た後、店舗・施設名称、業種、基地局の設置場所住所等情報、ならびに、サービス開始日を協議会に報告します。（※本情報は、公開情報となります。）

⑥公衆無線LANアクセスポイントの設置

・各協力整備事業者は、公衆無線ＬＡＮ設備等を設置し、サービスを開始します。

⑦公衆無線ＬＡＮ利用者数の定期報告

・各協力整備事業者は、各公衆無線ＬＡＮ設備等の利用者数等について、協議会に定期的に報告します。

６．連絡先一覧

■民間施設取りまとめ担当

団体等名称	連絡先	対応時間
静岡商工会議所	静岡事務所 経営支援課 宮城島･望月紀 担当 TEL：054-253-５１１３ FAX：054-254-６７１３ Email：info@shizuoka-cci.or.jp	平日 9:00～17:30

■コーディネート担当

団体等名称	連絡先	対応時間
株式会社 メディア・ミックス静岡	営業 池ヶ谷･本田 担当 TEL：054-27１-５６７８ FAX：054-27３-２９８１ Email：wifi@mm22.jp	平日 9:00～17:30

※担当者が不在の場合、折り返し連絡させて頂く場合があります。
※導入完了後は別の窓口となる場合があります。

■協力整備事業者

団体等名称	連絡先	対応時間
NTT西日本	NTT 西日本静岡支店 Wi-Fi ビジネスサポートセンター TEL：054-260-６４９１ FAX：054-266-７１７２	13:00～17:00 （土日祝日除く）
アサヒ飲料株式会社	静岡支店　担当　伏木浩 TEL：054-252-1321 FAX：054-272-7010 Email hiroshi.fushiki@asahiinryo.co.jp	平日 9:00～17:30
エレコム株式会社	SkyLinkサポートセンター 通信事業チーム　担当 高坂幹男 TEL：０５７０-０１８-８１０ FAX：０３-３５１２-８５８７ Email: skylink@elecom.co.jp	平日 9:00～１９:００
サントリービバレッジ サービス株式会社	東海開発三部　担当　安達佳孝 TEL：054-202-8818 FAX：054-202-8817 Email:Yoshitaka_Adachi@sbv.suntory.co.jp	平日 9:00～17：30

7．ポータルサイト「ShizuPass」（しずぱす）

http://shizuokapassport.jp

①<u>ポータルサイトを活用し、お店をPRしましょう。</u>

- 公衆無線LAN接続時に、最初につながるポータルサイトを用意します。
- 「観る」「食べる・飲む」「泊まる」「買う」「暮らし」の５つの内容で、静岡市の魅力を紹介します。
- 設置していただいたアクセスポイントの店舗情報等を、優先的に表示します。
- 設置していただいたアクセスポイントは、店舗情報等の随時更新が可能です。

<u>②ポータルサイトの登録方法</u>

- 公衆無線LANのアクセスポイントの設置施設については、設置後、[別紙１]静岡市公衆無線LAN導入希望連絡表の「事業所名」「住所」を、事前に登録させていただきます。ポータルサイトには、この情報が掲載されます。
- 株式会社しずおかオンラインから、ポータルサイトの登録方法の案内が送付されます。（ID、パスワード等）
- 各店舗が、独自にポータルサイトの内容（写真、電話番号等）を追加・修正の登録をします。その都度、更新が可能です。
- 登録方法等は送付案内を参考に登録できますが、株式会社しずおかオンラインが説明会等の機会を設ける予定です。

■ポータルサイト担当

担当名	連絡先	対応時間
株式会社 しずおかオンライン	担当　池戸 岳 TEL：054-275-3330 Email：shizupass@womo.jp	平日 9:30～17:30

（別紙１）静岡市公衆無線LAN導入希望連絡表

【連絡先】
静岡商工会議所（静岡市公衆無線LAN　民間施設取りまとめ担当）
TEL: 054-253-5113　FAX: 054-254-6713　Email：info@shizuoka-cci.or.jp

静岡市公衆無線LAN　導入希望連絡表

事業所名		
代表者名		
担当者名		
住所	〒	
連絡先	TEL： FAX：	Email：
導入を希望する協力整備事業者	○で囲んで下さい（複数可） １．NTT西日本　　３．エレコム株式会社 ２．アサヒ飲料株式会社　　４．サントリービバレッジサービス株式会社	
その他連絡事項		

※ご記入いただいた情報は、静岡市公衆無線LAN事業協議会にて各種連絡・情報公開に利用させていただきます。
又、店舗様と協力整備事業者間の個別問題は、静岡市公衆無線LAN事業協議会は関知致しません、両者協議を行って解決して頂く事になります。

三鷹市のWI-FIの取り組みについて

平成27年1月28日　第2回自治体Wi-Fi普及促進会議

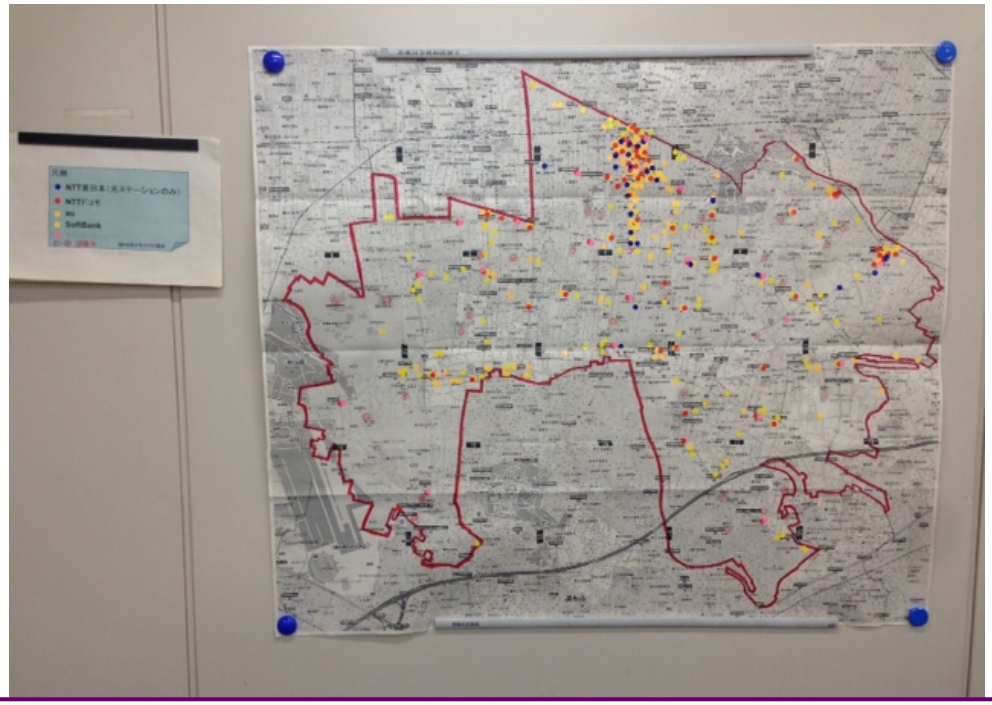

■ 人口　182,134人　　■ 世帯数　90,349世帯

男：89,409人　　■ 面積　16.50㎢

女：92,725人　　(平成26年12月１日現在)

■予算規模：平成26年度一般会計予算　66,335,000千円

全会計予算　104,127,819千円

『三鷹市第４次基本計画』の重点施策

●最重点プロジェクト

都市再生

　都市の更新・再配置、ファシリティマネジメント

コミュニティ創生

　新しい共助の確立

●緊急プロジェクト

危機管理

　平時から災害時の対応の自助・共助・公助の基盤づくり

⇩

平時の見守り、災害時における地域の自助・共助活動を支援するしくみとしてコミュニティがあり、手段としてICT活用の場がある

【総務省ICT街づくり】2012-２０１３年度の取組について

プロジェクト名	第２次コミュニティ創生プロジェクト
提案者	東京都三鷹市　株式会社まちづくり三鷹
事業概要	住民同士の支えあいによる新たな共助の仕組み（コミュニティ創生）、災害時における、まちの危機管理能力の向上（危機管理)を目指し、ICTを利活用した取り組みを実施する。本実証では、①きずなの多層多元化　②情報の収集と一元管理による市民への適正・迅速な情報提供　③帰宅困難者支援の拡充による有効性を実証し、他地域に展開可能な先行モデルの形成を目指す。

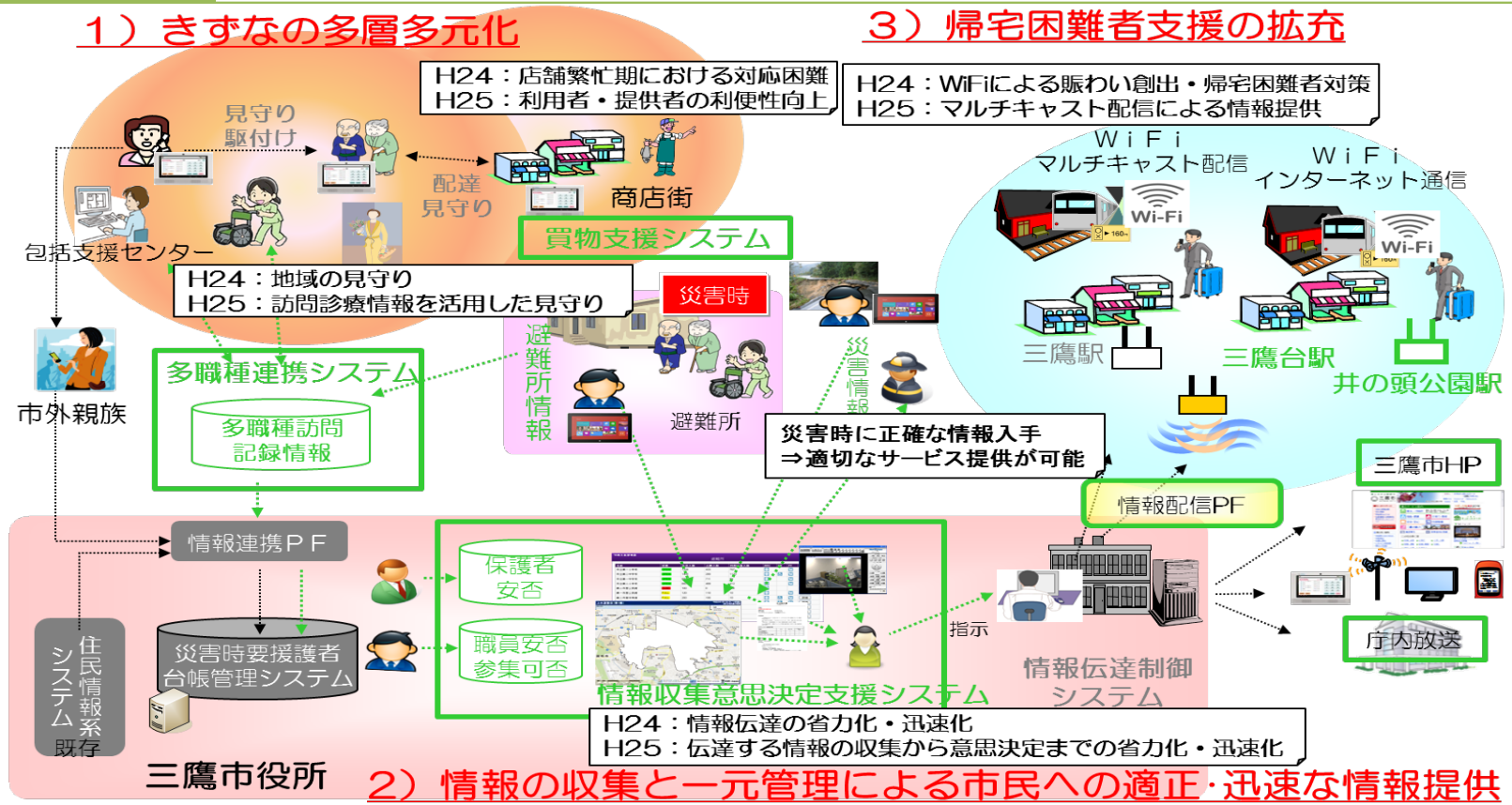

帰宅困難者支援の取り組み（Wi-Fi）

実証項目	取り組み内容
帰宅困難者の支援	Wi-Fiによるインターネット通信環境の提供

【背景】
一日当たりの乗者数
　　三鷹駅　22,998人、井の頭公園駅　6,754人、三鷹台駅　6,646人
3.11の際の帰宅困難者　三鷹駅にて200人
　　（※）三鷹市で一時滞在施設等で収容した人数354人
（参考）東京都の帰宅困難者の推計　　約352万人

「Ｗｉ-Ｆｉみたか」ポータルサイト

平時

災害発生時

ここをタップすると
三鷹市ホームページ災害モード画面
へ、利用登録しなくても飛ぶ

三鷹市ＨＰ災害モード画面

利用実績等

【成果】　駅を利用する者への情報伝達手段を構築することができた

【導入効果】

（平時）クーポン・観光情報の配信による街の賑わい創造

（災害時）無線通信環境の構築による円滑な情報収集が可能

項目	内容	備考
アクセスポイント	JR三鷹駅周辺(5)、 京王井の頭線井の頭駅(1)、三鷹台駅(1)　/計4ヶ所	
登録者数	2013/4　本登録　522人、仮登録1,221 2014/4　本登録1,988人、仮登録5,609人	現在も増加中
アクセス数	2013/4　14,354件 2014/4　14,366件	現在も増加中
クーポン協力店舗	2014/4　33店舗　（クーポンサイトアクセス 940件） 2014/4　100店舗　（クーポンサイトアクセス 560件）	減少傾向
ユニークユーザ数	2013/4　37人 2014/4　46人	MAC認証ベースの一日平均
その他	1回20分の時間制限 256人/1アクセスポイント(カタログ値)	実測89人で最低の速度になる

一般財団法人全国地域情報化推進協会
ＩＣＴ地域イノベーション委員会
平成 26 年度　自治体 Wi-Fi 普及促進検討会議（第３回）

１．日 時：　平成２７年２月１０日　１４：００～１６：００

２．場 所：　一般財団法人　全国地域情報化推進協会　会議室

次　第

● 議事

議案１　前回議事録の確認（APPLIC 事務局）【資料 3-1】

議案２　自治体プレゼンテーション【資料 3-2】

福岡市

議案３　自治体業務における Wi-Fi 利活用ガイドブック構成案（防災）（NEC）【資料 3-3】

議案４　Wi-Fi 整備に関する自治体様からのご意見（例）（APPLIC 事務局）【資料 3-4】

福岡市公衆無線LANサービス
Fukuoka City Wi-Fi

福岡市広報戦略室

Fukuoka City Wi-Fi
サービス概要

サービス概要

- **誰でも無料で使える福岡市公衆無線LANサービス “Fukuoka City Wi-Fi”**
- **平成24年4月27日 サービス開始**

拠点数	
16	平成24年4月27日 サービス開始
41	平成24年6月29日 エリア拡大 ポータル画面構築
42	平成24年11月8日 簡易AP提供開始 民間施設へ拡大
46	平成24年11月30日 市関連観光施設へ拡大
62	平成25年4月27日～６月末 JR九州 市内８駅等へ拡大
66	平成25年10月1日 西鉄バスターミナル、 福岡パルコへ拡大
69	平成25年12月24日 西鉄福岡(天神駅)へ拡大
75	平成27年1月19日 岩田屋本店本館前広場へ拡大

ポスター

ステッカー

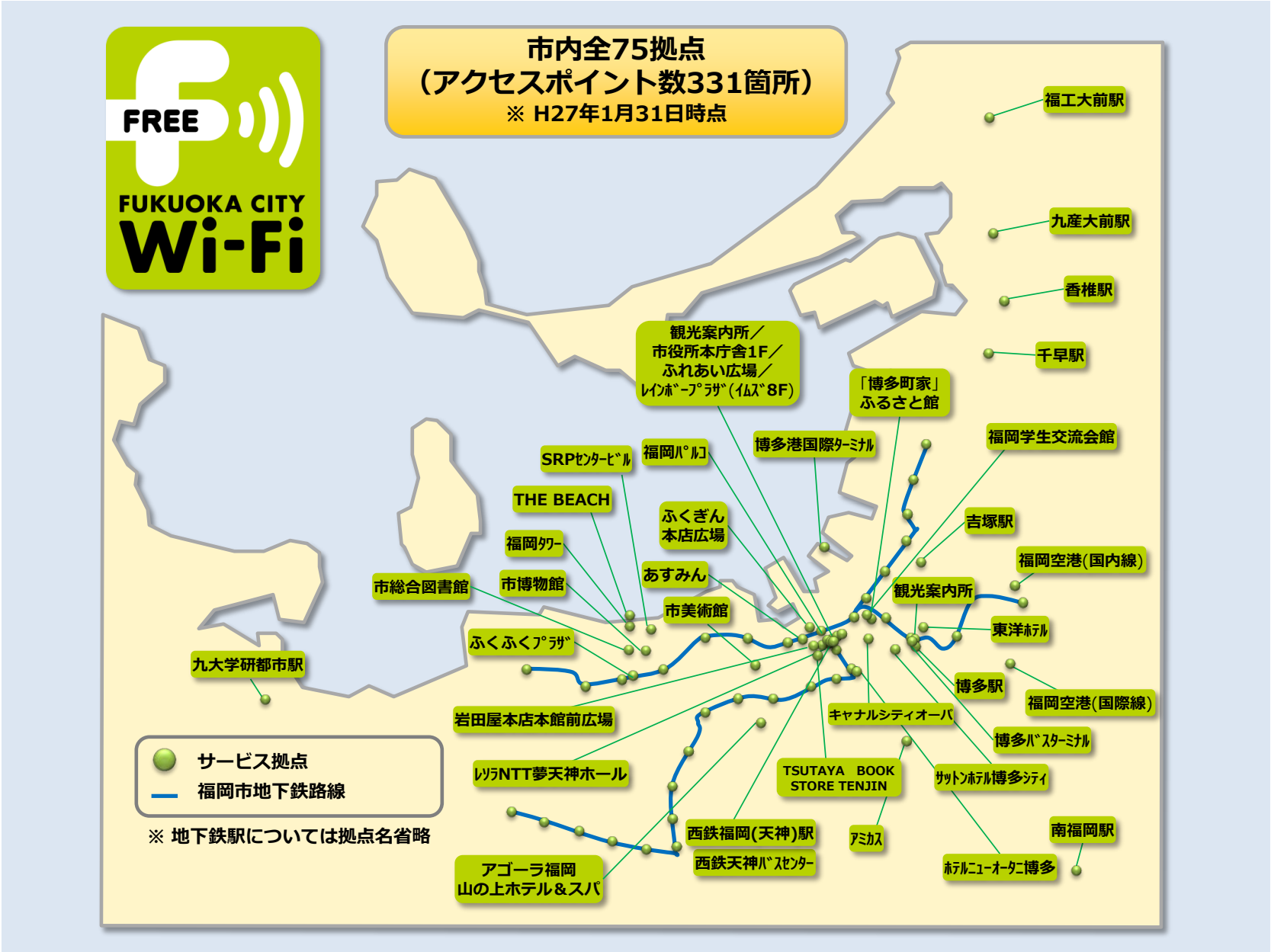
FREE
FUKUOKA CITY
Wi-Fi
市内全75拠点
（アクセスポイント数331箇所）
※ H27年1月31日時点
福工大前駅
九産大前駅
香椎駅
千早駅
観光案内所／
市役所本庁舎1F／
ふれあい広場／
ﾚｲﾝﾎﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ（ｲﾑｽﾞ8F）
「博多町家」
ふるさと館
福岡学生交流会館
博多港国際ﾀｰﾐﾅﾙ
福岡ﾊﾟﾙｺ
SRPｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ
THE BEACH
ふくぎん
本店広場
吉塚駅
福岡ﾀﾜｰ
福岡空港(国内線)
あすみん
市総合図書館
市博物館
観光案内所
市美術館
東洋ﾎﾃﾙ
ふくふくﾌﾟﾗｻﾞ
九大学研都市駅
博多駅
福岡空港(国際線)
岩田屋本店本館前広場
キャナルシティオーパ
博多ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ
ﾚｿﾗNTT夢天神ホール
TSUTAYA BOOK
STORE TENJIN
ｻｯﾄﾝﾎﾃﾙ博多ｼﾃｨ
サービス拠点
福岡市地下鉄路線
※ 地下鉄駅については拠点名省略
西鉄福岡(天神)駅
ｱﾐｶｽ
南福岡駅
西鉄天神ﾊﾞｽｾﾝﾀｰ
アゴーラ福岡
山の上ホテル＆スパ
ﾎﾃﾙﾆｭｰｵｰﾀﾆ博多

検討の経緯

- **平成23年4月「福岡市公衆無線LANの環境整備に関する検討会議」を設置**
- **公衆無線LAN環境整備の考え方や望ましい方向性について検討**

検討会議 概要

期間及び実施回数	平成23年4月～11月にかけて計5回開催 （その他、テーマごとのワーキンググループを3回実施）	
メンバー	学識経験者、実務経験者、行政関係者、県警（サイバー犯罪対策室）など	
検討結果 **（望ましい公衆無線LANの方向性）**	利用対象者	海外からの来訪者をはじめ、全ての人
	利用料金	無料
	アクセスポイントの整備範囲	主要な交通拠点を最優先 次に、観光関連拠点など
	整備・運用方法	最小限の独自整備＋民間活用
	セキュリティ	安全・安心な公衆無線LANサービスの実現のための事後追跡可能性の確保を図るとともに、利用者の利便性についても考慮したバランスのとれた対策とすることがのぞましい
	SSIDなど	行政のサービスであることの明示、アクセス時に独自のページが表示されること
	その他	観光・防災情報の発信、災害時のインフラとしても活用する

（報告書は http://www.city.fukuoka.lg.jp/wi-fi/index.html より入手可能）

整備の目的

①来街者の利便性向上
②市の情報発信力強化
③災害時の活用

→ 都市の魅力向上と
都市間競争力の向上を目指す

① 来街者の利便性向上

海外からの観光客が、スマートフォンやPCなどのWi-Fi対応機器を使って、簡単にインターネットを利用できるようになる。

② 市の情報発信力強化

福岡市の観光情報を発信することで、市の魅力や旬な情報をより多くの人にお伝えすることができる。

③ 災害時の活用

災害時には緊急情報の発信を行う。また、通信回線のバックアップとして活用されることも想定している。

ポータル機能

- SSID “Fukuoka City Wi-Fi”選択後、ブラウザを起動するとポータル表示
- 市の情報や防災情報に簡単にアクセス可能、情報発信力強化を実現

- 言語選択（日本語・韓国語・簡体・繁体・英語）
- 利用規約
- 無料インターネットへの接続
- エリアごとの情報発信
- 福岡市からの情報発信
- 防災・危機管理情報発信
- 利用者アンケート（効果測定用）

インターネット接続

- 氏名とメールアドレスの登録必要（その後6ヶ月は登録なしで接続可能）
- 接続後は福岡市の観光サイト「よかなび」を表示

① スマートフォンなどでSSID “Fukuoka_City_Wi-Fi”を選択

ブラウザを起動

② ポータル画画が表示されるので言語（日/英/韓/中簡/中繁）を選択

「ご利用はこちらから」をタップ

③ エントリーページが表示される

「さっそく登録する」をタップ

④ 利用規約が表示される

利用規約に同意

⑤ 氏名とメールアドレスを登録

⑥ セキュリティ警告に同意

⑦ インターネットに接続され、「よかなび」が表示される

※一度登録すると、次回以降は登録なしで、セキュリティレベル警告に同意するだけでインターネットに接続可能（登録後6ヶ月）

災害時・緊急時の対応

- 災害発生など緊急情報発信時は、ポータル画面でユーザに通知
- 災害弱者となりがちな海外からの来訪者でも緊急情報の入手が可能

災害発生時の通知
（災害時・緊急時のみ）

福岡市防災・危機管理情報ページ

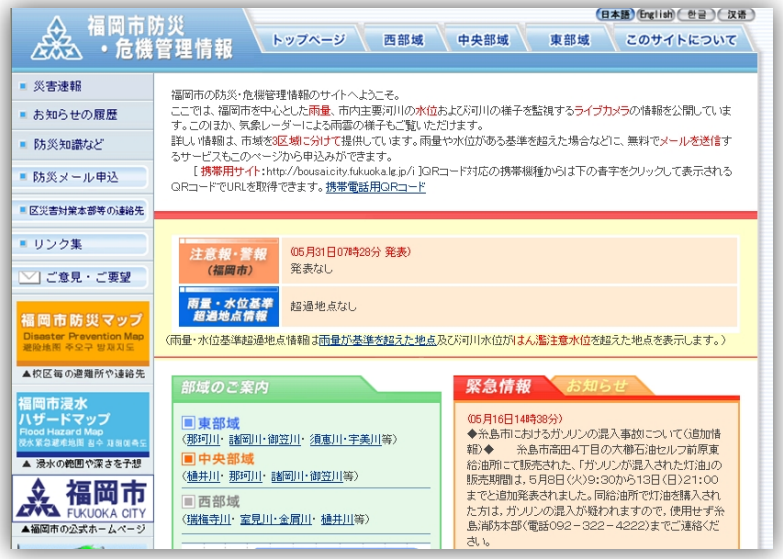

福岡市 FUKUOKA CITY

災害時・緊急時の対応（続き）

- 激甚災害時等（震度5弱以上など）には登録・認証手続なしで即時開放
- インターネット接続後は、災害用ブロードバンド伝言板のリンク等を表示

激甚災害時等には、
登録・認証手続が不要

セキュリティ

- 安心して利用いただくための複合的セキュリティ対策を実施
- 利便性とセキュリティ性のバランスを考慮

フィルタリング
（有害サイトへのアクセスを制限）

利用者情報の登録
（6ヶ月に1回 氏名とメールアドレス）

端末情報の記録
（端末のMACアドレス）

利便性を考慮し、暗号化なし

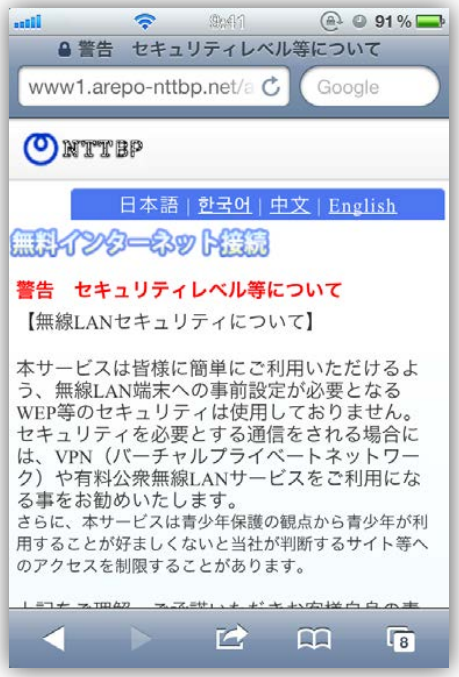

事業スキーム

- **事業主体は福岡市、整備・運用は民間通信事業者に業務委託**
- **民間通信事業者の設備を最大限活用**

〇システム（ネットワーク・サーバ等）

民間通信事業者（NTT-BP社）の設備を最大限に活用

〇アクセスポイント

①既設アクセスポイントのない施設は新設

②既設のアクセスポイントがある施設には、
共用アクセスポイントに福岡市のSSIDを追加

③簡易アクセスポイントの購入・設置

共用アクセスポイント
※ 複数のSSIDを送波可能

通信事業社A

通信事業社B

通信事業社C

簡易アクセスポイント

＋

購入費：1台 48,000円（税抜）

※3年保証付、工事費は別途

※光回線・電源はエリアオーナーで準備

利用回数

※ 平成26年12月31日時点

- **1日当たりの平均認証回数は42,028回（平成26年12月 月間）**
- **外国語の平均閲覧回数は英455回、韓281回、中簡65回、中繁129回**

一日当たりの平均認証回数推移（月別）

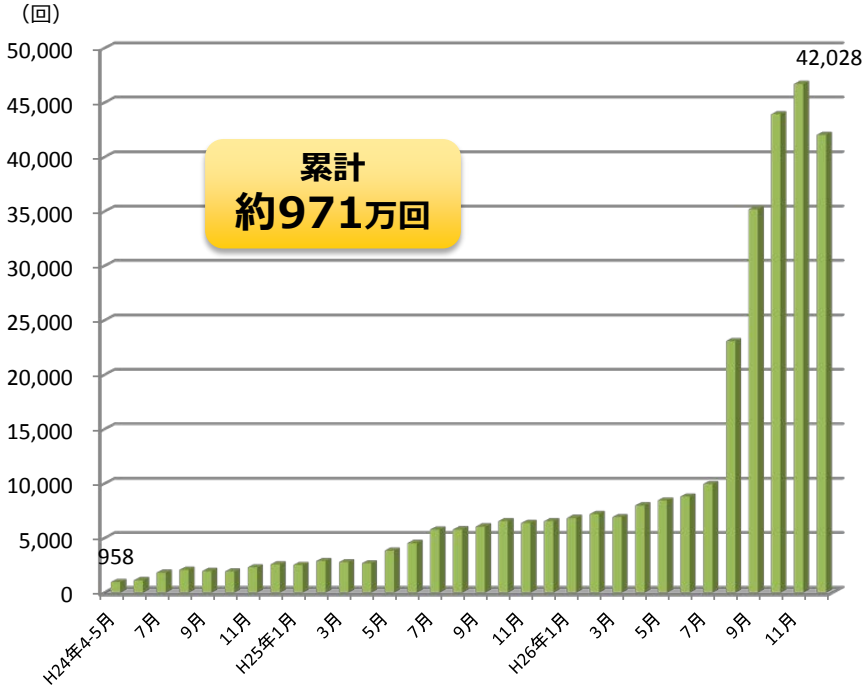

※8月1日より自動認証機能を実装。Wi-FiをOnにした状態で，
サービスエリアに入ると自動的に認証したものとしてカウント。

同 外国語の平均閲覧回数推移（月別）

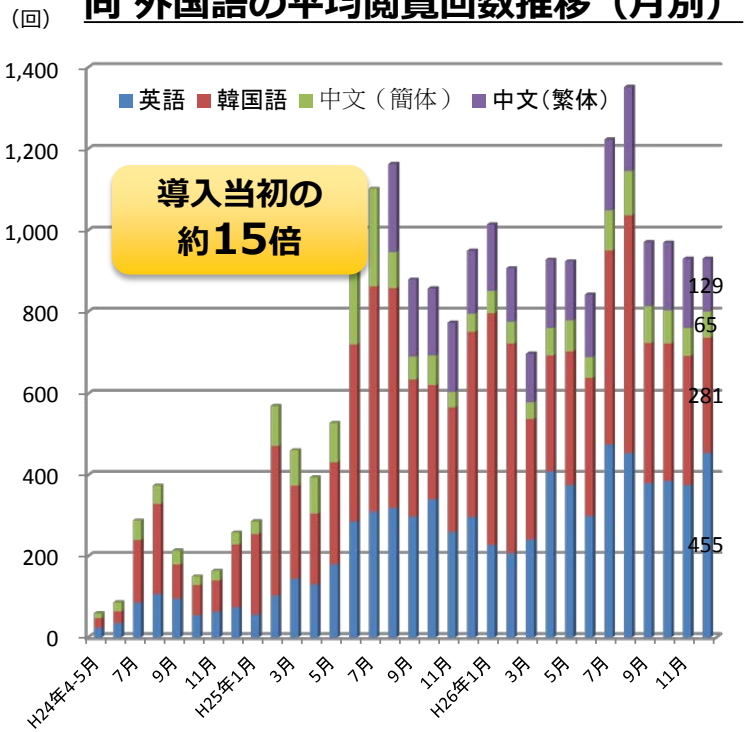

※ ポータル画面で表示言語を選択することで１回とカウント

Fukuoka City Wi-Fi
今後の目指すべき方向性

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆持続可能なWi-Fiの運用に向けた４STEP

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
利便性の向上	利用者の拡大	民間施設への拡大	持続可能なWi-Fiの運用

最終目標：持続的にWi-Fi事業を維持する
「新たな運用モデル」を構築

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆STEP1　利便性の向上

利便性の向上 → 利用者の拡大 → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

○課題の抽出と改善の実施による利便性向上

アンケート結果等から改善点を抽出

- 「1回あたりの接続時間が短すぎる」
- 「拠点移動毎に接続が切れて面倒」　等の意見あり

→同意認証手続を不要とする自動認証機能を搭載（平成26年8月～）

- 面倒な手続きなしで、６ヵ月間はフリーに接続可能
- 本サービスエリアに入るとシームレスに接続

⇒8月より認証回数が増加

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆STEP２　利用者の拡大

利便性の向上 → **利用者の拡大** → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

①Fukuoka City Wi-FiのPR

・利用可能エリアが分かるwebサイトを開設

・観光セクションとの連携による海外プロモーション

・イベントへの臨時Wi-Fiスポット設置による認知度UP

②ユーザの利用拡大につなげる施策

・Japan Connected-free Wi-Fiへの参加

・台湾（新北市）との海外Wi-Fiローミング実施

(自治体主体の公衆無線LANサービスによる海外Wi-Fiローミングは 世界初)

17

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

○Japan Connected-free Wi-Fiへの参加

・日本各地の公衆無線LANがシームレスに利用可能

・アプリ1つで51のSSID・約95,000APをカバー。11言語に対応。

（2015年1月時点）

○台湾（新北市）との海外Wi-Fiローミング

・平成25年8月1日より、台湾・新北市の公衆無線LANサービス「New Taipei City Wi-Fi」からFukuoka City Wi-Fiへのインローミングを開始。

・New Taipei City Wi-Fiの利用者は、いつも利用しているIDとPassでFukuoka City Wi-Fiを利用可能。

・サービス開始からの認証回数合計：6,370回（2014年12月時点）

AP数：1,200
登録者数：90,346人
（2013年4月時点）

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆STEP3　民間施設への拡大

利便性の向上 → 利用者の拡大 → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

〇Fukuoka City Wi-Fiを活用した
情報発信の充実と街の回遊性の向上

①フィールド提供による社会実験への後援・協力
（J Guidest Fukuoka）

②Wi-Fiを活用したスタンプラリー

③情報バナーを活用したイベント告知　等

⇒民間施設が導入メリット（集客効果等）を体感

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆STEP3　民間施設への拡大

利便性の向上 → 利用者の拡大 → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

①JTB／NTTグループと連携した社会実験（J Guidest Fukuoka）

- Fukuoka City Wi-FiやDoSPOTのアクセススポット周辺の観光情報等をプッシュ配信
- Wi-Fiを活用したビジネスモデルの構築等、「第二創業」への繋がりに期待

【台北国際旅行博2014でのプロモーションの様子】

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

②キャラクター等を活用したWi-Fiスタンプラリー

・天神地区のまちづくり協議会「We Love 天神協議会」とタイアップし、妖怪ウォッチとのコラボレーションを実現。

・天神の6カ所に隠れている妖怪を探して天神地区の街歩きを楽しむスタンプラリー。

・開催期間中、商業施設2か所、公共施設1か所にFukuoka City Wi-Fiを仮設。拠点に妖怪のFRP人形を設置。

○参加端末数　3,036端末
（ノベルティ配布数 6,652枚 ）
※ノベルティは西鉄妖怪ウォッチ電車ペーパークラフト

○参加者の年齢層は、子供連れの家族（10歳未満・30～40代）がメイン

○Wi-Fiを使用したことがない方が大半も、接続方法への理解はスムーズ

開催日時：平成27年1月5日（月）～1月18日（日）
（写真はライオン広場・西鉄天神ソラリアステージ前）

21

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

③情報バナー表示機能を搭載

・利用者のブラウザに対して情報バナーを表示するポップイン機能を搭載

・福岡市からのお知らせやエリア情報等を発信

・ロケーション毎にバナー表示内容の変更が可能

ブラウザ上部に
情報バナーを表示

●平成26年12月2日～平成27年1月9日実績

・インプレッション数：945,550回

・クリック数：7,391回（クリック率：0.7%）

※12/20までのクリック率は１%をキープ
→2週間をめどにバナーコンテンツの入替で効果を維持

※長時間滞在しやすい場所は、認証数に対してwebの利用時間・回数が多くなることに起因して、対認証インプレッション率が高くなる傾向あり（福岡空港、総合図書館、博多港、市役所１F等）

Fukuoka City Wi-Fi 展開イメージ

◆STEP4　持続可能なWi-Fiの運用

利便性の向上 → 利用者の拡大 → 民間施設への拡大 → 持続可能なWi-Fiの運用

○情報発信媒体としてのWi-Fiの価値を向上

・利便性の向上、利用者の拡大、民間施設への拡大を継続実施

・情報発信機能の充実、情報発信拠点の拡大、ロケーション毎情報表示機能の活用

・ビッグデータ解析、オープンデータへの取組との連動

⇒情報バナー枠やスタンプラリーの広告販売による歳入確保

➡ 持続的にWi-Fi事業を維持する
「新たな運用モデル」を構築

Fukuoka City Wi-Fi 今後の課題

◆情報発信力の強化

・多言語での観光・イベント情報等の発信

・Wi-Fiとbeaconを活用した訪日外国人向け情報発信モデル実験を今春実施予定

訪日外国人向けアプリのイメージ

訪日客へ 4か国語アプリ

福岡市実験へ

2020年の東京五輪・パラリンピックを見据え、福岡市は今春、ICT（情報通信技術）を活用して観光や防災情報を提供するサービスの実証実験を始める。外国語での観光案内や災害時の避難指示などをスマートフォンに送信し、外国人観光客らが快適で安心な旅を楽しめる都市環境の整備を目指す。（井上公史）

関係者によると、3月までに市内に複数の小型電波発信機を設置。スマホにアプリをダウンロードした利用者が、発信機近くに来た際に電波を受信することで、福岡タワーや神社、仏閣などの観光情報を受けられる。災害時の避難所などの情報も英語や中国語（2言語）、韓国語、日本語の4か国5言語で提供する。

アプリ開発が進めば、地下鉄の切符の買い方、美術館・博物館での展示品の解説、目的地まで道案内する音声ガイドなども多言語で

発信機整備 観光中 スマホへ情報

提供することが可能で、視覚や聴覚に障害がある人向けの情報提供も期待される。

同様の取り組みは、JR東日本が昨年12月、東京駅でスマホ向けアプリ「東京駅構内ナビ」を使った実証実験を開始。160個の電波発信機を使い、現在位置や目的地までのルートを表示する試みを行っており、実用化を検討している。

観光庁が11年に行った外国人旅行者の調査によると、日本で困ったことで最も多かったのは無料公衆無線LAN環境が整っていないことで36・7％だった。福岡市では既に無料公衆無線LAN「Wi-Fi（ワイファイ）」が駅や商業施設など73拠点（328アクセスポイント）に整備されており、電波発信機とともに拡充を進める。

市は昨年3月、国家戦略特区に選ばれており、アプリ開発による起業を促進させるとともに、住民に暮らしやすい街づくりを進め、地方創生につなげたい考えだ。

平成27年1月24日
読売新聞夕刊 1面より

24

Fukuoka City Wi-Fi 今後の課題

◆屋外観光施設への導入（屋外用AP）

・屋内への導入と比較して、初期整備の負担増が見込まれる

・耐用年数等を考慮すると、運用費の負担も増加

◆Wi-Fiアクセスデータの解析

・利用状況や位置情報等の動態分析を活用した新しいビジネスの創造

◆ユーザのICTリテラシ向上

・“野良Wi-Fi”の危険性やセキュリティ対策

・ユーザの自主判断によるICTツールの使い分け

【福岡市オープンデータサイト】

資料編３

観光 Wi-Fi 実施自治体・対応状況一覧表

資料編３　観光 Wi-Fi 実施自治体・対応状況一覧表

		日光市 (2014 年 12 月)	金沢市 (2015 年 2 月)	山梨県	静岡市 (2014 年 12 月)	大阪府・大阪市 (2014 年 12 月)		神戸市 (2014 年 12 月)	岡山県 (2014 年 3 月)	広島市 (2015 年 2 月)		愛媛県 (2015 年 2 月)	福岡市 (2014 年 11 月)
		Nikko City Free Wi-Fi	KANAZAWA FREE Wi-Fi	やまなし Free Wi-Fi	Shizuoka Wi-Fi Paradise	Osaka Free Wi-Fi	Osaka Free Wi-Fi Lite	Kobe Free Wi-Fi	おかやま モバイル SPOT	Hiroshima Free Wi-Fi	Hiroshima Free Wi-Fi Lite	えひめ FreeWi-Fi	Fukuoka City Wi-Fi
提供開始時期		2013 年 10 月	2015 年 1 月	2012 年 1 月	2013 年 9 月	2014 年 1 月	2014 年 3 月	2014 年 7 月	2008 年 2 月	2013 年 8 月	2014 年 10 月	2014 年 8 月	2012 年
調達・構築	整備モデル	既存民間活用	公設公営	既存民間活用	民設民営	民設民営	民設民営	公設公営+ 既存民間活用	公設公営	拠点による	民設民営	民設民営	公設公営
	設置拠点数	283	10	1,804	131	98	1,635	3,000 以上	55	26	273	573	73
	AP 数	285	20	1,804	131	422	1,635	3,000 以上	353	59	273	非公表	328
提供・活用	多言語対応 [1]	5 言語	6 言語	5 言語	4 言語	6 言語		5 言語	4 言語	5 言語	6 言語	設置事業者により異なる	5 言語
	整備推進体制 [2]	(1) 自治体内部	(1) 自治体内部	(2) 検討会体制	(3) 協議会体制	(3) 協議会体制		(1) 自治体内部	(1) 自治体内部	(3) 協議会体制	(2) 検討会体制	(3) 協議会体制	(2) 検討会体制
	運営収入上の工夫	民間による整備	民間による整備も実施	民間による整備	民間による整備	サービス加盟店から初期費用（Lite は無料）および月額費用を徴収。「Osaka Enjoy Rally」掲載店から掲載料等を徴収し Wi-Fi 整備に活用。		民間による整備も実施	他の通信インフラ（岡山情報ハイウェイ）の運用と一体	実証実験(H.26.10～H27.9 予定)により検証中		民間による整備	既存民間活用による整備も実施
	災害時の運用	インターネット接続を無償で開放	利用者登録なしで開放	インターネット接続を無償で開放	事業者の基準に従って無料開放等	時間の制限なく、利用可能		認証なしで利用可能	認証なしで利用できるよう検討中	全てのインターネット接続に係る制限を解除		認証・時間制限なしで開放	利用者登録なしでインターネット接続を開放
利活用促進	ウェブサイト・アプリの提供	観光パンフレットのダウンロードが可能	金沢旅物語	「観光ガイド」コンテンツ	しずぱす	Osaka Enjoy Rally		Kobe Official Travel Guide	なし	実証実験(H.26.10～H27.9 予定)により検証中		ウェブサイト準備中	よかなび J Guidest Fukuoka
	SSID の統一	0000FLETS-PORTAL	Kanazawa_Free_Wi-Fi	設置事業者により異なる	設置事業者により異なる	Osaka_Free_Wi-Fi	Osaka Free Wi-Fi Lite	設置事業者により異なる	okix_wireless	Hiroshima_Free_Wi-Fi	Hiroshima_Free_Wi-Fi_Lite	Ehime_Free_Wi-Fi	Fukuoka City Wi-Fi
	暗号化	WPA、WPA2	なし	設置事業者により異なる	設置事業者により異なる	なし		なし	SSL 証明書	SSL 証明書	なし	設置事業者により異なる	なし
	本人確認	メールアドレス	無線設定画面で氏名、メールアドレスを登録	設置事業者により異なる	設置事業者により異なる	メールアドレス		外国人であることが確認できる身分証を掲示	携帯電話の空メールにより利用者登録	認証画面で氏名、メールアドレスを登録	認証画面でメールアドレスを登録	設置事業者により異なる	無線設定画面で氏名、メールアドレスを登録
	データ活用	なし	利用状況の調査及び傾向分析（予定）	なし	なし	なし		TRAVEL JAPAN Wi-Fi による分析	なし	実証実験(H.26.10～H27.9 予定)により検証中		なし	利用状況のオープンデータ化
	その他	なし	スタンプラリー	スタンプラリー	焼津市、藤枝市参入 [3]	なし		なし	なし	なし		なし	スタンプラリーイベント時に設置バナーの活用
効果検証		アクセスログ 外国人向けカード配布枚数	アクセスログ	なし	なし	アクセスログ		アクセスログ	なし	実証実験(H.26.10～H27.9 予定)により検証中		なし	アクセスログ アンケート

[1] 日本語を含む

[2] 「(1) 自治体内部・行政機関内で実施」、「(2) 費用を負担しないプレイヤーを中心とした検討会体制」「(3) 費用を負担するプレイヤーを中心とした協議会体制」の 3 つに分類

[3] 静岡市の設置拠点数、AP 数には焼津市、藤枝市分は含まない

資料編４

①観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業（総務省）
②地域観光振興緊急対策事業（観光庁）
③広域観光周遊ルート形成促進事業（観光庁）
④地域資源を活用した観光地魅力創造事業（観光庁）
⑤地域住民生活等緊急支援のための交付金（まち・ひと・しごと創生本部事務局）

観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

施策概要

○観光拠点及び防災拠点（※）における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

（※）① 観光拠点：観光案内所、文化財、自然公園、博物館等
② 防災拠点：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

H26補正予算（案）

8.0億円

H27当初予算（案）

2.5億円

○補助対象：
地方公共団体及び三セク

○補助率：
地方公共団体：1/2
三セク：1/3

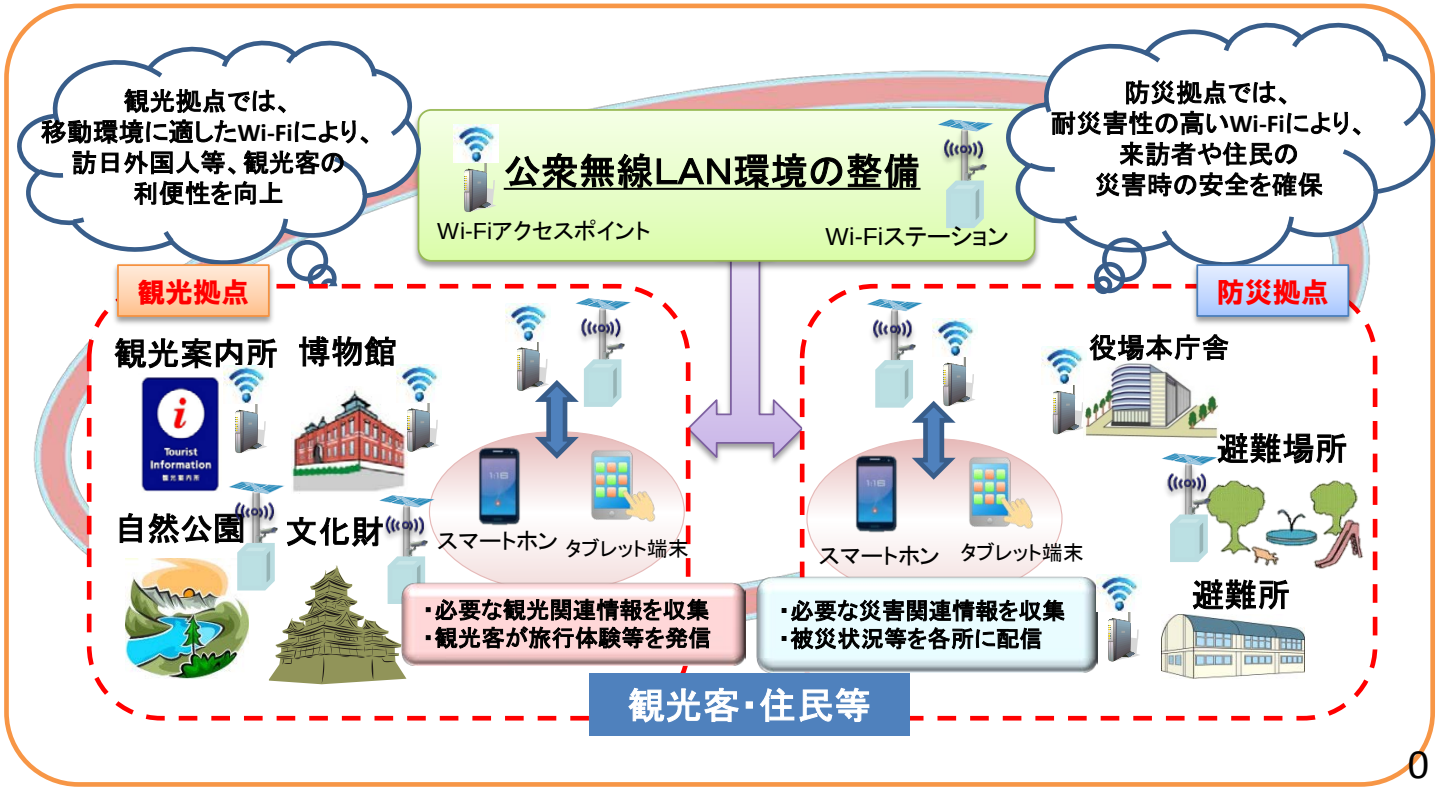

別紙

「観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業」募集要領

※本募集は、平成２６年度補正予算及び平成２７年度当初予算案に盛り込まれているものであり、平成２７年度当初予算事業については、予算の成立が前提となるものです。今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

１　観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業の概要

（１）事業内容

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条のとおり

（２）実施主体

地方公共団体及び第三セクター法人

（３）交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり

（４）交付額

地方公共団体については事業費の２分の１、第三セクター法人については３分の１を交付する。

なお、交付下限額が１００万円のため、事業区分ごとに事業費２００万円（実施主体が第三セクター法人の場合は３００万円）以上の事業を対象とする。

２　スケジュール

本事業の実施スケジュールについては、団体からの交付申請後、順次交付決定を予定している。ただし、諸事情により変更することがある。

３　応募方法

（１）提出書類

ア　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第１号】
イ　補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱別紙１第１】
ウ　交付要綱第３条（１）に定める整備計画【交付要綱別紙２】
エ　工事概要書【交付要綱別紙３】
オ　見積書

（２）提出部数等

正本１通に副本１通、ＣＤ－Ｒ（１枚）の電子媒体を提出すること。

（３）提出先

募集開始以降、正本１通、副本１通及びＣＤ－Ｒ１枚を、所轄の総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。

なお、提出書類の返却は行わない。

５　その他

交付要綱、申請マニュアル（案）等の関係資料は、総務省ホームページ中、以下の URL に掲載している。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinkasinsei.html

６　募集要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載されている「申請マニュアル（案）」を参考に、所轄の総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。

平成２５年２月２７日
総 情 地 第 １ ５ 号
一部改正　平成２５年５月２７日
総 情 地 第 ５ ８ 号
一部改正　平成２６年２月７日
総 情 地 第 １ ９ 号
一部改正　平成２７年２月２５日
総 情 地 第 １ ７ 号

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条　この補助金は、国が都道府県、市町村（一部事務組合又は広域連合を含む。以下同じ。）、都道府県若しくは市町村の連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる都道府県又は市町村に委任をして実施することを約した複数の都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、放送法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１０号）第２条第１号に規定する地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）若しくは放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条第２４号に規定する基幹放送局提供事業者（電波法（昭和２５年法律第１３１号）の規定により放送法第２条第１５号の地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者に限る。）（以下「地上基幹放送事業者等」という。）又は一般社団法人若しくは特例民法法人（以下「一般社団法人等」という。）に対し、地域公共ネットワーク等強じん化事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部補助を行うことにより、地域における情報通信基盤の強じん化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、「補助事業」とは、地域における情報通信基盤の強じん化を図

るための事業であって、次の各号に掲げるものをいう。

（１）観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

観光情報や防災情報等、地方公共団体から観光客や住民等に提供すべき情報を配信するために、Wi-Fi ステーション（無線アクセス装置及び情報配信に資する機材を搭載した設備をいう。以下同じ。）及び無線アクセス装置を、次のアからケまでのいずれかの箇所において整備するとともに、これらを通じて観光客や住民等に提供すべき情報を配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体が策定した整備計画に基づき、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

ア　世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第１１条に規定する世界遺産一覧表に記載された文化遺産又は自然遺産をいう。）

イ　博物館（博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第２９条の規定により指定された博物館に相当する施設をいう。）

ウ　自然公園（自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２条第１項に規定する自然公園をいう。）内に設置される施設であって、自然公園法施行令（昭和３２年政令第２９８号）第１条第１項第１号の道路及び橋、同項第２号の広場及び園地、同項第４号の休憩所、展望施設及び案内所並びに同項第９号の博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

エ　都市公園（都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項第２号に規定する公園又は緑地、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）第２条第１項第４号に規定する主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの及びレクリエーション都市整備要綱（昭和４５年１２月１０日建設省決定）に基づき設置されるレクリエーション都市をいう。）

オ　文化財（文化財保護法（昭和２５年法律第２０４号）第２７条第１項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財、同法第５７条第１項の規定により登録された有形文化財、同法第７８条第１項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第９０条第１項の規定により文化財登録原簿に登録された有形の民俗文化財、同法第１０９条第１項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物、同法第１３２条第１項の規定により文化財登録原簿に登録された記念物、同法第１３４条第１項の規定により選定された重要文化的景観及び同法第１４４条第１項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区並びにそれらの文化財を有する拠点をいう。）

カ　文化財保護法第１８２条第２項の規定により指定された文化財であって、本号

オの文化財に類するもの

キ　観光案内所（独立行政法人国際観光振興機構が外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針（平成２６年８月観光庁改定）に基づき認定する外国人観光案内所及び地方公共団体、第三セクター法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律４９号）第２条第３号に規定する公益法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律４８号）の規定に従い設立された一般社団法人若しくは一般財団法人が設置又は運営するものに限る。）

ク　官公署

ケ　指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の４第１項の規定により指定された指定緊急避難場所をいう。）及び指定避難所（同法第４９条の７第１項の規定により指定された避難所をいう。）等

（２）地域公共ネットワーク整備事業

地方公共団体又は第三セクター法人等が所有し、災害発生時に重要な拠点となる地域の主な公共機関等をつなぐ電気通信ネットワークについて、通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、切断が想定される箇所等の無線又は有線による多重化や迂回路の整備等を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

（３）放送ネットワーク整備支援事業

①地上基幹放送ネットワーク整備事業

都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備を行う事業であって、都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等が行うものをいう。

②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

市町村又は第三セクター法人が所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、有線網切断が想定される箇所等の一部無線化・複線化・ループ化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業であって、市町村、市町村の連携主体又は第三セクター法人が行うものをいう。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、別表に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第５条　総務大臣（以下「大臣」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる額を予算の範囲内において同表の右欄に掲げる対象となる都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等に補助する。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件あたり１００万円をそれぞれ下限とする。

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>額</th><th>対象</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業</td><td>補助対象経費の
２分の１に相当する額</td><td>都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の
３分の１に相当する額</td><td>第三セクター法人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域公共ネットワーク整備事業</td><td>補助対象経費の
２分の１に相当する額</td><td>都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の
３分の１に相当する額</td><td>第三セクター法人</td></tr>
<tr><td rowspan="5">放送ネットワーク整備支援事業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">地上基幹放送ネットワーク整備事業</td><td>補助対象経費の
２分の１に相当する額</td><td>都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の
３分の１に相当する額</td><td>第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域ケーブルテレビネットワーク整備事業</td><td>補助対象経費の
２分の１に相当する額</td><td>市町村又は市町村の連携主体</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の
３分の１に相当する額</td><td>第三セクター法人</td></tr>
</table>

２　算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「申請者」という。）は、様式第１号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第７条　大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第２号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　大臣は、第１項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

４　大臣は、前条第２項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助金の交付決定の通知を受けた都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第１項の通知があった日から２０日以内に、様式第３号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第９条　補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した様式第４号による変更承認申請書

を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）経費の配分を変更するとき。ただし、別表に掲げる経費区分相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の２０パーセントを超えるもの以外の軽微な変更を除く。

（２）補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア　補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ　補助目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第５号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

４　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第６号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第８号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月５日のいずれか早い日までに、様式第９号による報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければ

ならない。

３　補助事業者は、第１項の報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第１３条　大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１０号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　前項において確定をしようとする補助金の額に、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

３　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

４　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第１４条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１１号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

３　補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。）は、第１項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを間接補助事業者（地上基幹放送事業者等又は電気通信事業者に限る。以下同じ。）に交付しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１５条　大臣は、第９条第４項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第７条の決定の内容（第９条第１項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
（４）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１３条第４項の規定を準用するものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１６条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第１２号の報告書を大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　第１３条第４項の規定は、前項の返還について準用するものとする。

（補助事業の経理）

第１７条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第１８条　補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。以下この条において同じ。）は、放送ネットワーク整備支援事業を行う間接補助事業者に補助するときは、第８条から前条まで及び第２０条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

（１）間接補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合

を除く。)。

（２）間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

（３）間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

２　補助事業者は、前項により付した条件に基づき補助事業者の長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第１３号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

３　補助事業者は、第１項第２号により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（直接補助金交付の際付す条件）

第１９条　補助事業者は、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第１３号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。

２　大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

３　補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分による収入の納付等）

第２０条　補助事業者は、第１８条第３項及び前条第２項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第１３号による承認申請書又は届出書を大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずるものとする。

３　第１項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第２１条　第１８条第２項及び第１９条第１項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第１３号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（収益納付）

第２２条　補助事業者（都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等を除く。次項において同じ。）は、間接補助事業によって整備された施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、当該事業を行う間接補助事業者に対し、収益の一部を補助事業者に納付すべき旨を命じることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から施設の運営又は貸与による納付があったときは、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

３　大臣は、当該事業を行う都道府県、市町村、都道府県若しくは市町村の連携主体、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等に、補助事業によって整備した施設の運営又は貸与により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命じることができる。

４　収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、大臣が別に定める。

（書類の提出）

第２３条　この要綱に定める申請書その他の書類は、正本１通に副本１通を添えて、当該都道府県又は市町村（都道府県又は市町村の連携主体を代表する都道府県又は市町村を含む。）、第三セクター法人又は地上基幹放送事業者等の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して、大臣に提出するものとする。

２　放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業のうち、一般社団法人等が行うものに限る。）に係る申請書その他の書類については、正本１通に副本１通を添えて、大臣に提出するものとする。

（その他必要な事項）

第２４条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成２５年２月２７日から適用する。

附則

１　この要綱は、平成２５年５月２７日から適用する。

２　この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

附則

１　この要綱は、平成２６年２月７日から適用する。

２　第３条（１）中「指定緊急避難場所及び指定避難所（災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所をいう。)」とあるのは、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）が施行されるまでの間は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所に指定される見込みの場所」と読み替えるものとする。

３　この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

附則

１　この要綱は、平成２７年２月２５日から適用する。

２　この要綱の適用の際、現に補助金が交付又は交付決定されている地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、なお従前の例による。

別表

事業の区分	交付対象	内容
１．観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	施設・設備費	（１）次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 （ア）局舎・センター施設 （イ）鉄塔 （ウ）外構施設 （エ）伝送路設備 （オ）無線アクセス装置 （カ）送受信装置 （キ）構内伝送路 （ク）電源設備（予備電源設備を含む） （ケ）監視制御・測定装置 （コ）情報通信端末 （サ）その他事業を実施するために必要な経費 （２）（１）に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 （３）附帯工事費
	用地取得費・道路費	（１）前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） （２）附帯工事費
	企画・開発費	（１）ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） （２）その他事業を実施するために必要な経費
２．地域公共ネットワーク整備事業	施設・設備費	（１）次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 （ア）局舎・センター施設 （イ）鉄塔 （ウ）外構施設 （エ）伝送路設備 （オ）無線アクセス装置 （カ）送受信装置 （キ）構内伝送路 （ク）電源設備（予備電源設備を含む。） （ケ）監視制御・測定装置 （コ）その他事業を実施するために必要な経費 （２）（１）に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 （３）附帯工事費

事業の区分		交付対象	内容
		用地取得費・道路費	（１）前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） （２）附帯工事費
３.放送ネットワーク整備支援事業			
	地上基幹放送ネットワーク整備事業	施設・設備費	（１）次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 （ア）送信所 ①　局舎 ②　鉄塔 ③　外構施設 ④　受電設備（電力引込み送電線を含む。） ⑤　送受信アンテナ ⑥　送受信機 ⑦　中継回線設備 ⑧　伝送用専用線（専用線引込み線及び端末装置を含む。） ⑨　電源設備 ⑩　監視制御・警報・測定装置 （イ）予備送信設備 （ウ）予備電源設備 （エ）予備中継回線設備 （オ）予備番組送出設備 （カ）緊急地震速報設備 （キ）緊急警報放送設備 （ク）緊急割込放送設備 （ケ）その他事業を実施するために必要な経費 （２）（１）に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 （３）附帯工事費
		用地取得費・道路費	（１）前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） （２）附帯工事費
		企画・開発費	（１）ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） （２）その他事業を実施するために必要な経費
	地域ケ	施設・設備費	（１）次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費

事業の区分		交付対象	内容
	ーブルテレビネットワーク整備事業		（ア）局舎・センター施設 （イ）鉄塔 （ウ）外構施設 （エ）伝送路設備 （オ）無線アクセス装置 （カ）送受信装置 （キ）構内伝送路 （ク）電源設備（予備電源設備を含む） （ケ）監視制御・測定装置 （コ）ヘッドエンド装置 （サ）その他事業を実施するために必要な経費 （２）（１）に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 （３）附帯工事費
		用地取得費・道路費	（１）前項の施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む） （２）附帯工事費
		企画・開発費	（１）ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） （２）その他事業を実施するために必要な経費

様式目次

様式第１号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書 １

様式第２号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付決定通知書 １０

様式第３号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請取下げ届出書 １６

様式第４号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業の変更承認申請書 １７

様式第５号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付決定変更通知書 １９

様式第６号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書 . . ２５

様式第７号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業事故報告書 ２７

様式第８号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業状況報告書 ２８

様式第９号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書 . . ３０

様式第１０号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の額の確定通知書 ３２

様式第１１号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金精算（概算）払請求書 ３４

様式第１２号　消費税額の額の確定に伴う報告書 ３６

様式第１３号　地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る財産処分承認申請/届出書 . ３７

様式第１号（第６条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

申請者の名称　代表者氏名　（注１）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請書

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注２）　　金　　，　　千円

３　補助事業の概要
- □　別紙１　第１（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業）
- □　別紙１　第２（地域公共ネットワーク整備事業）
- □　別紙１　第３（放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業））
- □　別紙１　第４（放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））

４　添付資料
- (1)　別紙２　整備計画（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業のみ）
- (2)　補助事業に要する経費の見積書
- (3)　別紙３　工事概要書（注３）
- (4)　補助事業を連携主体が行うものについては、
  - ア　当該補助事業を行う連携主体を構成する全団体を列記したもの
  - イ　本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該補助事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注４）

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること

（注２）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注３）放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）については、工事を要しない場合は提出を要しない。

（注４）連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面

別紙１

第１　観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

添付書類

(1) 事業の概念図及び整備した観光・防災Wi-Fiステーション運用の指針

(2) その他参考となる資料

第２　地域公共ネットワーク整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

添付書類
(1) 整備事業の目的、内容等の詳細を示す事業計画書
(2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
(3) その他参考となる資料

第３　放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

添付書類

(1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。

・施設・設備の概要（予備送信所又は予備放送設備の整備の場合はどの既存の施設・設備に係る予備送信所又は予備放送設備であるか、送信所の移転又は補完送信所の整備の場合は既存の送信所では洪水、津波、高潮、地震等の自然災害の影響があり、送信所の移転又は補完送信所の整備により影響を回避することができることの説明を含む。）

・放送エリア図及び放送エリア内世帯数

・補助事業のスケジュール（補助事業に必要な無線局免許に係るものを含む。）

(2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法

(3) その他参考となる資料

第４　放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

添付書類

(1) 以下の事項を含む整備計画書を添付すること。
・補助事業により多重化又は監視制御機能が強化されるサービスエリア図等（運営法式（ＩＲＵ方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及びエリア内加入世帯数）
・補助事業の必要性、緊急性、規模の適正性を示す資料
(2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
(3) その他参考となる資料

別紙２

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第３条（１）に定める整備計画

申請団体名 代表者氏名	（注）
観光・防災Wi-Fiステーションを整備する箇所	
整備に当たっての 民間通信事業者等との 協力にかかる考え方	
その他	

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

別紙３

工事概要書

事業を行う者の名称
代表者氏名（注１）　　印

１　設置場所（注２）　〇〇県　〇〇郡　〇〇町　〇〇丁目　〇〇番地

２　建設用地
(1) 建設面積　　〇〇〇．〇㎡
(2) 海抜高　　〇〇〇ｍ
(3) 敷地の所有関係
　□　購入
　□　借地　　県・市有地、その他（具体的に）の例
　　主な借地条件（借地料、借地期間等）
(4) 用地周辺の状況　　平地、山地の別
　　取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
(5) 開発規制の状況　　地目　〇〇〇
　　開発規制指定解除の必要の有無

３　施設の内容
(1) 建物の構造等　　〇〇〇〇造　　〇階建
(2) 建築面積　　〇〇〇．〇㎡
(3) 延べ床面積　　〇〇〇．〇㎡
(4) 鉄塔の構造等　　〇〇〇〇型　　高さ（地上高）　〇〇ｍ

４　実施計画
(1) 着手（予定）年月日　　年　　月　　日
(2) 用地取得（予定）年月日　　年　　月　　日
(3) 着工（予定）年月日　　年　　月　　日
(4) 完了（予定）年月日　　年　　月　　日

５　資金計画

（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

収入		支出	
財源内訳		経費区分	（事業費）
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	
事業を行う者の負担額	予算額	用地取得・道路費	
借入金			
自己資金		企画・開発費	
その他（　　）（注３）			
小計			
合計		合計	

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

<table>
<tr><td colspan="2">収入</td><td colspan="2">支出</td></tr>
<tr><td>財源内訳</td><td></td><td>経費区分</td><td>（事業費）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金</td><td>交付（予定）額</td><td rowspan="2">施設・設備費</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>事業を行う者の負担額</td><td>予算額</td><td rowspan="5">用地取得・道路費</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>借入金</td><td></td></tr>
<tr><td>自己資金</td><td></td></tr>
<tr><td>その他（　　）（注３）</td><td></td></tr>
<tr><td>小計</td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td></td><td>合計</td><td></td></tr>
</table>

６　添付図面

⑴ 用地付近の見取図

⑵ 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。

（注２）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

（注３）財源の内容を記入すること。

様式第２号（第７条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

申請者の名称　代表者氏名（注１）　　殿

総務大臣　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第８条の規定により通知する。

記

１　補助事業の区分

２　補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、
□　申請書に記載されたとおりとする。
□　一部修正の上、別紙（別紙の第１：観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、別紙の第２：地域公共ネットワーク整備事業、別紙の第３：放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）、別紙の第４：放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））のとおりとする。

３　補助金の交付決定額は、　　金　　，　　千円とする。

４　内訳は次のとおりとする。
（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

用地取得・道路費	
合計	

５　補助金の交付条件（注２）

〇補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）並びに地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱等」という。）の規定に従わなければならない。

〇補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

（注１）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長　　」

と記載すること。

（注２）交付要綱第７条第２項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

第１　観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」

と記載すること。

第２　地域公共ネットワーク整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

第３　放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

第４　放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

様式第３号（第８条第２項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条第１項の規定により、同補助金　　，　　千円の交付申請（平成　　年　　月　　日付け　第　　号）を取り下げます。

記

１　補助事業の区分

２　不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件

３　理由

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。

様式第４号（第９条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業の変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の区分

２　変更事項及びその内容

（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

変　更　事　項		変　更　前	変　更　後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得・道路費		
	企画・開発費		
	合計		

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

変　更　事　項		変　更　前	変　更　後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得・道路費		

	合計		

３　変更を必要とする理由

４　変更が補助事業に及ぼす影響

５　添付書類
　補助事業の対象となる事業の概要（添付書類　様式第１号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

６　交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。
　交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注）連携主体にあっては、
　　「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
　　市町村長　　印　　」
　　と記載すること。

様式第５号（第９条第３項関係）

番　　号
年　　月　　日

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　殿

総務大臣　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付決定変更通知書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第１０条第４項の規定に基づき通知する。

記

１　補助事業の区分

２　補助金の交付の対象となる事業の内容は、
　□　変更承認申請書に記載されたとおりとする。
　□　一部修正の上、別紙（別紙の第１：観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、別紙の第２：地域公共ネットワーク整備事業、別紙の第３：放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）、別紙の第４：放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業））のとおりとする。

３　補助金の交付決定額は、　　金　　，　　千円とする。
　（本変更承認前の交付決定額　　金　　，　　千円）

４　内訳は次のとおりとする。
（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	

用地取得・道路費	
合計	

５　補助金の交付条件（注２）

〇補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）並びに地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

〇補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

（注１）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長　　」

と記載すること。

（注２）交付要綱第９条第２項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

第１　観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

第２　地域公共ネットワーク整備事業

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

第３　放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

第４　放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）

補助事業の概要

申請団体名 代表者氏名	（注）
補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

備　考

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

様式第６号（第９条第４項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第９条第４項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の区分

２　事業を中止（廃止）する理由

３　経費の支出額内訳
（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合　　計
施設・設備費			
用地取得・道路費			
企画・開発費			
合計			

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合　　計
施設・設備費			
用地取得・道路費			
合計			

４　事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
(1) 中止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
(2) 完了予定日　　年　　月　　日

（注）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長　　印　　」

と記載すること。

様式第７号（第１０条関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業事故報告書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１０条の規定により報告します。

記

１　補助事業の区分

２　事故の内容及びその原因

３　補助事業の現在の進捗状況

４　現在までに要した経費

５　事故に対してとった措置

６　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。

様式第８号（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業状況報告書

平成　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１１条の規定により報告します。

記

１　補助事業の区分

２　交付決定額の進捗状況
（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得･道路費					
企画・開発費					
合計					

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得･道路費					
合計					

３　補助事業の遂行状況
補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長　　印　　」

と記載すること。

様式第９号（第１２条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の区分

２　補助事業の実施状況

（千円）

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額

３　事業の実施状況　（注２）

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着工日	
完了日	

４　事業収支総括表

（円）

収　　入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
借入金			
自己資金			
その他（　　）（注３）			

小計			
合計			

（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（円）

支　　出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得・道路費		
企画・開発費		
合計		

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（円）

支　　出		
経費区分	予算額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得・道路費		
合計		

５　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

６　添付書類

(1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

(2) 当該施設等の完成写真

(2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

（注１）連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長　　印　　」

と記載すること。

（注２）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注３）財源の内容を記入すること。

様式第１０号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

補助事業者の名称　代表者氏名（注）　　殿

総務大臣　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で実績報告のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１３条第３項の規定により、平成　　年　　月　　日までに返還を命じる。

記

１　補助事業の区分

２　補助金の確定額は、　　金　　，　　千円とする。

３　内訳は次のとおりとする。

（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得・道路費	
企画・開発費	
合計	

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得・道路費	

合計	

４　返還額

（注）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　」
と記載すること。

様式第１１号（第１４条第２項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金精算（概算）払請求書

平成　　年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定通知のあった平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金の精算払（第　　回概算払）を受けたいので、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１４条第２項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

１　補助事業の区分

２　請求（返還）金額　　金　　，　　千円也

３　内訳（注２）
（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業・放送ネットワーク整備支援事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 (A)	概算払受領額 (B)	差引請求（返還）額 (A-B)
施設・設備費				
用地取得･道路費				
企画・開発費				
合計				

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	前回までの概算払受領額(B)	今回請求額(C)	残額 (A-B-C)
施設・設備費				
用地取得･道路費				
企画・開発費				

合計				

（地域公共ネットワーク整備事業の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 (A)	概算払受領額 (B)	差引請求（返還）額 (A-B)
施設・設備費				
用地取得・道路費				
合計				

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	前回までの概算払受領額(B)	今回請求額(C)	残額 (A-B-C)
施設・設備費				
用地取得・道路費				
合計				

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。
（注２）負の金額には△印を付すこと。

様式第１２号（第１６条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　印

平成　　年度消費税額の額の確定に伴う報告書

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱第１６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の区分

２　補助金額（交付要綱第１３条第１項による額の確定額）　　円

３　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　円

４　消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額　　円

５　補助金返還相当額（３－２）　　円

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。
（注２）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１３号（第１８条第２項、第１９条第１項、第２０条第１項、第２１条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　殿

補助事業者の名称　代表者氏名（注１）　　印

平成　　年度地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金に係る財産処分承認申請届出書

平成　　年度において、地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。届け出ます。

記

１　補助事業の区分

２　処分の内容
（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

３　処分の理由

４　取得財産の概要
⑴ 施設の名称
⑵ 施設の設置者（事業主体）の名称
⑶ 施設の所在地
⑷ 事業費
（ア）　国庫補助金
（イ）　都道府県負担金
（ウ）　市町村負担金
（エ）　一般社団法人等負担金
（オ）　電気通信事業者負担金
（カ）　その他法人等負担金

５　処分の概要
⑴ 処分しようとする相手方（注２）
⑵ 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
⑶ 処分の期間（注２）
⑷ 処分の条件（注２）
（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年総官会第７９０号）に定める額を記入する。）

６　添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

（注１）連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。
（注２）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱について【補足事項】

平成２７年２月２５日

１　財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第１８条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

(2) 交付要綱第１９条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

２　交付対象施設等について

(1) 交付要綱第３条(1)の「指定緊急避難場所及び指定避難所等」とは、次のものを指す。

ア　災害対策基本法において規定する指定緊急避難場所及び指定避難所

イ　地方公共団体が条例で定める指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設

ウ　災害対策基本法に基づき地方公共団体が定めた防災計画において位置づけられた指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設

(2) 交付要綱別表の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

(3) 交付要綱別表の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

３　財産処分について

(1) 交付要綱第１９条第２項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第１２条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。

(2) 交付要綱第２１条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

ア　災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物の取壊し並びに建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄である場合

イ　間接補助事業者から補助事業者たる一般社団法人等の長への無償の転用である場合

ウ　連携主体に属する地方公共団体から同一の連携主体に属する他の地方公共団体への無償の転用である場合

エ　補助事業完了後１０年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を、公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

　地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研究施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等)、社会体育施設（体育館等)、 文化施設（美術館等）、児童福祉施設、(児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

オ　現に補助金が交付又は交付決定されている補助事業において、地域における情報通信基盤の強じん化を図るため、補助事業者が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該補助事業者以外の者に利用させる場合

カ　オ以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。

(3) 交付要綱第２０条の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

４　その他

交付要綱に定める様式第１号から様式第１３号までの用紙は、日本工業規格Ａ列４番によるものとする（添付書類を除く。）。

別　紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

1　電柱
2　接地線
3　屋外照明施設
4　マンホール
5　空調設備
6　監視設備
7　航空標識灯設備
8　消火設備
9　水道施設
10　貯水タンク
11　ろか器
12　洗面・手洗施設
13　仮眠施設
14　モニターテレビ
15　修理工具
16　混信対策防止装置
17　ゴーストキャンセラー
18　中継用固定無線装置
19　地下埋設備
20　構内柱
21　予備送受信機
22　１から２１までに掲げるものに類する施設・設備

地域観光振興緊急対策事業

【地域の観光振興における課題】

○　東京周辺やゴールデンルートに訪日外国人が集中しており、来訪者が不便を感じずに地方を周遊・滞在できる広域観光周遊ルートの形成などの環境づくりと国内外への発信力の強化が必要。

○　データに基づく観光分野における地域経済の「見える化」を図り、地域ごとの特性と地域課題の抽出が必要。

○　地域を支える観光産業における付加価値向上・人材の育成、新規需要の創出が必要。

平成26年度補正予算（案）：約5.3億円

地域の観光振興を図るため、以下の取組を早急に実施する必要

①広域観光周遊ルートの形成に向けた取組体制の早期構築(約2.7億円)

○　ニーズ調査、地域の課題把握等の基礎調査

○　協議会設立、計画策定、受入環境整備・滞在コンテンツの充実、情報発信等を前倒し実施

○　観光地域づくり体制（ＤＭＯ）の形成促進に関する調査　等

②観光分野における地域経済の「見える化」の推進

○　行政機関による公的統計個票データ、大学・地域金融機関等による民間独自データの集計・分析を実施する連携モデルプロジェクトの支援

○　先進事例の調査・分析手法の普及　等

③「ふるさと休日」等の設定に向けた休暇取得促進に対する取組支援

○　地域独自の休日の設定及び有給休暇取得促進を図るため、地域における協議会等の運営や普及啓発のための宣伝・ＰＲ等の取組を支援　等

④観光産業における人材の育成等

○　観光産業従事者を対象とする経営に関する知識・ノウハウ習得、意識啓発のための教材の作成

○　地域におけるバリアフリーツアーセンターの多言語化対応　等

広域観光周遊ルート形成促進事業

H27予算額：304百万円

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数（平均6日～7日）に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」（骨太な「観光動線」）の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

国際観光需要の増加（特に東南アジア）

国際観光客到着客数の年平均伸び率予測

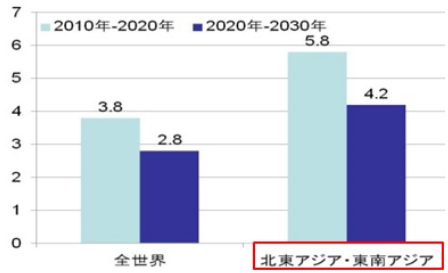

北東アジア・東南アジア地域は世界で最も高い伸びが予測される国際観光市場

定住人口減少に対する旅行消費の効果

定住人口1人分の年間消費は、

①外国人旅行者10人分

②国内旅行者（宿泊）26人分

③国内旅行者（日帰り）83人分

の旅行消費に相当

ゴールデンルート

都道府県別外国人延べ宿泊者数（2013年）

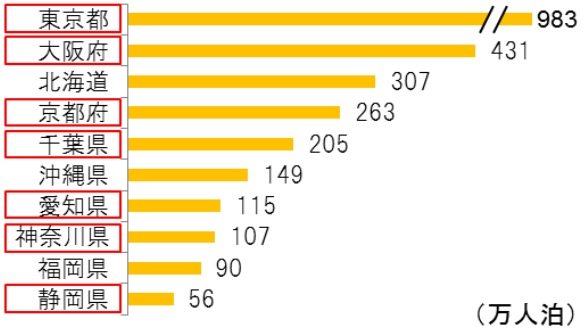

広域観光周遊ルート形成促進事業（広域の関係者による取り組み）

- ○広域観光周遊ルート形成計画の策定
- ○数値目標の設定とPDCAサイクルの整備
- ○外国人受入環境の整備（免税店の整備、多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進等）
- ○広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- ○地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実
- ○広域の関係者の官民連携による体制づくり　等

国の支援

- ○計画策定に係る費用
- ○マーケティング費用
- ○広域での外国人受入環境の整備
- ○広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- ○海外への情報発信　等

⇒ 多様な広域観光周遊ルートを形成して、地方に需要を創出

地域資源を活用した観光地魅力創造事業

H27予算額：290百万円

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する。

様々な地域づくりの取組と連携し、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるとともに、外国人の受入環境整備を実施。

- 歴史的景観とバリアフリーの相乗効果による観光振興
- 日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立
- 離島のハンデを克服した観光システムづくり
- 「農」の優位性を活かした産業と観光の融合
- 地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域
- 産業遺産を核とした広域連携での観光振興

観光関係者による取組

協議会：市町村、観光協会、交通事業者、関係行政機関その他地域づくりの取組を実施する者等により構成

計画の策定（数値目標、取組体制、事業内容等）

マーケティングの実施

地域の魅力を高める取組の実施

①滞在コンテンツの充実・強化
- 着地型旅行商品の造成・販売
- 地産地消の推進
- ガイドの育成

②来訪需要の喚起
- 一元的な情報発信／予約システム の構築
- 宿泊施設の魅力向上
- 地域版MICEの推進検討

③来訪者の利便性等向上
- 観光案内所の機能強化
- 観光地周遊バスの実証運行
- 美観の維持、トイレ改修

④外国人受入環境整備
- 観光案内の多言語表記化
- Wi-Fi環境の整備
- 免税店の導入検討

等

パッケージ支援

国による支援

○計画策定に係る費用
○マーケティング費用
○着地型旅行商品等の滞在コンテンツの企画・作成費用
○二次交通の整備に係る実証実験等の実施費用
○受入環境整備、おもてなしの向上に係る費用

等

〈観光による活性化事例（埼玉県川越市）〉

［歴史的景観］

［多言語表記案内板］

歴史的景観を活かしつつ、
- 滞在コンテンツの充実
- 外国人受入環境の整備

等を総合的に実施

［外国人も含めた賑わい］

川越市外国人入込観光客数
H25年　45，000人
H19年　31，000人
（川越市HP「観光統計資料」より）
⇒ 平成19年比45%増

地域住民生活等緊急支援のための交付金

国

国の長期ビジョン:2060 年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019 年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなど に関し必要なデータ分析を行い、各地域に 即した地域課題を抽出し対処できるよう、 国は「地域経済分析システム」を整備。

＜地方公共団体の戦略策定と国の支援＞

・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

・ 小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

・ 市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口 として選任。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政支援

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。
メニュー例:UIJターン助成金、創業支援、販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:
プレミアム付商品券
低所得者等向け灯油等購入助成
ふるさと名物商品・旅行　　等

27年度

総合戦略に基づく取組

○国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
○地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

○企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置

○地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保　　等

28年度

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

○地方版総合戦略に基づく事業・施策を 自由に行う
○客観的な指標の設定・PDCA による効 果検証を行う

（参考）地域住民生活等緊急支援のための交付金の交付の考え方

タイプ		交付の考え方
地域消費喚起・生活支援型 2,500億円		1. 都道府県及び市町村の配分比　4：6 2. プレミアム付商品券（域内消費）及びふるさと名物商品券・旅行券（域外消費）については、一定事業規模を確保できるように地方公共団体に助言・サポート 3. 以下の点などを踏まえ、交付 ① 人口 ② 財政力指数 ③ 消費水準等、寒冷地
地方創生先行型 **1,700億円**	基礎交付 1,400億円	1. 都道府県及び市町村の配分比　4：6 2. 以下の点を踏まえ、交付 ① 地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県2000万円、1市町村1,000万円は確保 ② 人口を基本としつつ、小規模団体ほど割増 ③ 財政力指数 ④ 就業（就業率）、人口流出（純転出者数人口比率）、少子化（年少者人口比率）の状況に配慮（現状の指標が悪い地域に配慮）
	上乗せ交付 **300億円**	以下の点を踏まえ、交付 ①政策5原則等からみた事業等の内容（メニュー例への対応を含む） ②地方版総合戦略の策定状況

（参考）地域住民生活等緊急支援のための交付金メニュー例（無料公衆無線LAN設置）

宿泊施設・観光施設等における無料公衆無線LANの設置

事業の内容

○観光地域づくりに当たっては、東京周辺やいわゆるゴールデンルートに集中している訪日外国人旅行者の地域への呼び込みのみならず、訪日外国人旅行者が一人歩きできる受入環境の整備等が必要である。

○特に、無料公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）に対する外国人旅行者のニーズは高く、宿泊施設や観光施設、交通施設、飲食・商業施設等における整備が求められているところ。

○このため、これらの施設における無料Ｗｉ－Ｆｉ設置に係る費用への補助に交付金を充当することで、さらなる整備促進を図る。

事業ごとの重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○設備設置施設における外国人旅行者数

【アウトプットベースの指標例】
○無料Ｗｉ－Ｆｉの設置件数

※国による固有の補助金の給付を平成26年度に既に受けている、もしくは、平成26年度及び27年度に受けることが確定している事業には充当することは認められない。

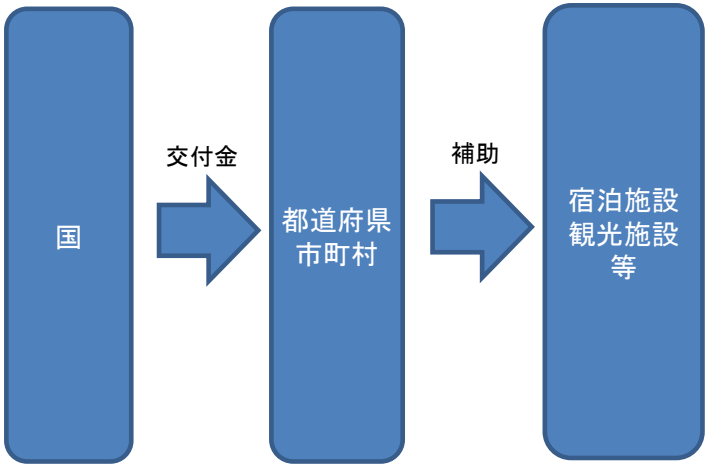

（参考）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定（抜粋））

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（ウ）地域産業の競争力強化（分野別取組）

【主な施策】観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進（「広域観光周遊ルート」の形成・発信、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発支援、「地域ブランド」の確立等付加価値の向上等）

2015 年度からは、「広域観光周遊ルート」の形成の促進・海外への積極的な発信のほか、関係府省庁の連携により、歴史まちづくり、国立公園・ジオパーク28等の美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を生かした地域づくりと、体制づくり、無料公衆無線LAN や多言語対応した案内表示等の受入環境整備、交通アクセスの円滑化等の観光振興のための施策を一体で実施する。

（オ）ICT等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業など幅広い分野で推進する。特に、中山間地域や離島等においても良質な医療を効果的・効率的に提供していくため、遠隔医療の推進を図る。また、遠隔教育等の教育におけるICT の活用を推進する。さらに、地域においても、このようなICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進することが必要である。

【主な施策】ICTの利活用による地域の活性化

2015 年度から、ICTを活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、柔軟な就労環境を実現する新たなテレワークの実現に向けた取組や、公衆無線LANや高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、2016 年度以降、医療・教育など幅広い分野における新たなICTの利活用モデルの確立に向けた取組を加速化するともに、地方の創意工夫を生かしたイノベーションの創出を可能とするICTの一層の利活用を推進する。

資料編５

住民サービス向上・行政効率化等用途・今後想定される利用事例

１．三鷹市事例：三鷹ＩＣＴまちづくり実証事業
２．ビーコンの活用による、観光情報・市政情報の発信
３．新規回線整備不要。タブレット端末の検索等業務利用　　※静岡市
４．観光地の来訪者向けの Wi-Fi を活用した災害時情報提供（実証実験）※静岡市
５．地元情報誌とコラボ　Wi-Fi 接続時ポータルサイト※静岡市
６．バル企画による　Wi-Fi 利用者の店舗移動の行動分析（実証実験）※静岡市
７．タブレット端末を利用した市民や来訪者等への案内・説明
８．コミュニティ IP ネットワーク基盤（地域ケーブル/ FTTH / Wi-Fi）
９．来訪者向けサービス
１０．アクセスポイントを利用した通行量の自動測定
１１．アクセスポイントの防犯利用（自転車、車）
１２．無線 LAN のブリッジ機能の活用
１３．漏水感知センサーを利用した配水管管理
１４．救急医療におけるバイタル情報の収集
１５．避難住民への情報配信
１６．栽培環境情報の集約・分析

資料編５　住民サービス向上・行政効率化等用途・今後想定される利用事例

1　三鷹市事例：三鷹ＩＣＴまちづくり実証事業

(1) サービスの概要

住民同士の支えあいによる新たな共助の仕組み（コミュニティ創生）、災害時における、まちの危機管理能力の向上（危機管理)を目指し、ICT を利活用した取り組みを実施しています。本実証では、他地域に展開可能な先行モデルの形成を目指し、①きずなの多層多元化　②情報の収集と一元管理による市民への適正・迅速な情報提供　③帰宅困難者支援の拡充の３つの事業に取り組んでいます。この中で Wi-Fi を活用した取組みとして、にぎわい創出、帰宅困難者対策、マルチキャスト配信による情報提供としての用途での活用を試みています。

図 1-1　帰宅困難者対策

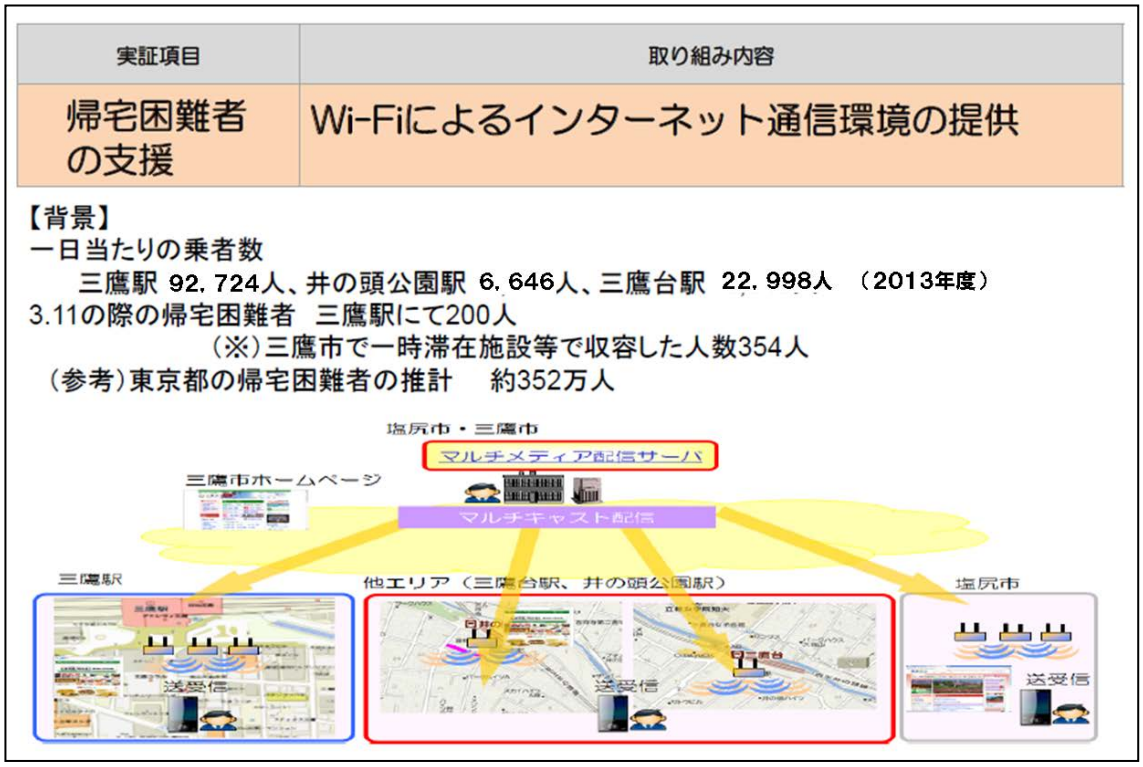

出所：三鷹市

図 1-2　「Wi-Fi みたか」ポータルサイト

出所：三鷹市

サービス導入の背景・目的	東日本大震災において生じた多くの帰宅困難者のへの対応のため、災害時の被災者の自助、共助を働かせるため、インターネット接続環境の提供およびマルチキャスト配信によるサービス支援を配備。
サービスの効果	平常時は協力店舗のお得なクーポンを提供するほか、三鷹の見どころや市内イベント情報等を紹介することにより、駅前のにぎわいを創出している。登録者数、アクセス件数増加中。 災害時は帰宅困難者への情報通信手段の確保と情報不足の解消を図る。
Wi-Fiを活用する理由・利点	・平常時：地域への集客に向けた地域情報配信に適している。 ・災害時：公衆回線が輻輳等により利用できない場合の災害対応としてWi-Fiが考えられる。
整備・運用形態	エリア拡充に向けては、公設だけでなく民間活用も視野に入れて検討する必要がある。
課題と対策	コンテンツの活性化が課題

2　　ビーコンの活用による、観光情報・市政情報の発信

利用者が発信機近くに来た際に利用者のモバイル端末に観光情報を受けられることにより、詳しい情報がわかるようにします。外国語にも対応するようにして、災害時は避難所等の情報表示させることも考えられます。また、ＡＲ技術と組み合わせることにより、より付加価値の高い情報を訪問者に提供することで集客につなげられるようにすることが考えられます。

図 2-1　展示情報の発信サービス概要

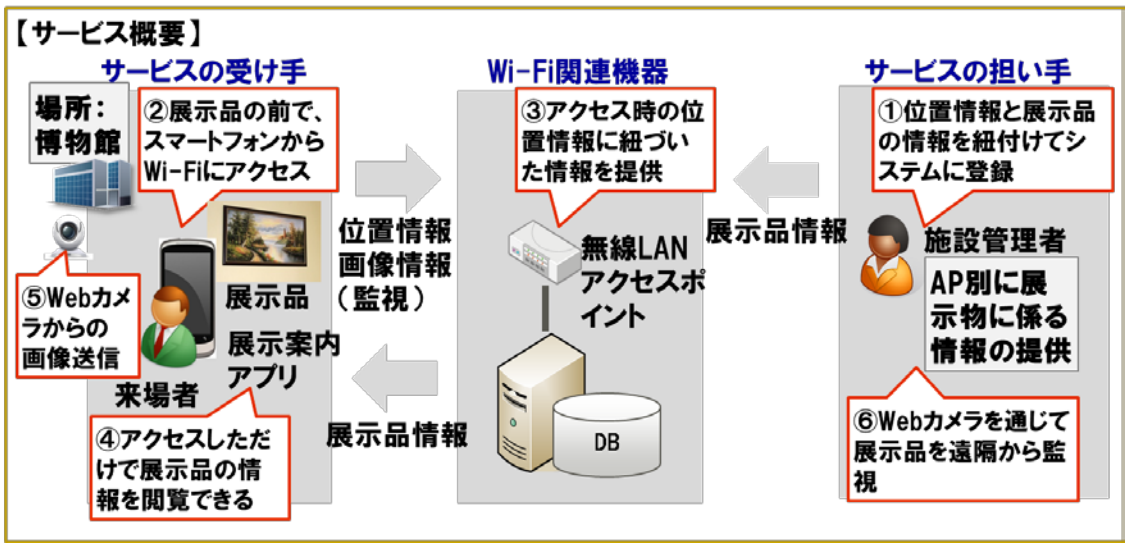

サービスの概略	施設管理者は、展示物を案内するアプリを提供。Wi-Fi自動接続をONの状態にすることで、APビーコン信号から特定した利用者の位置情報をもとに、アプリ上で自動的に展示品のガイドを再生する。これによって、来場者は、目の前の展示物に関する情報を、ネットで検索せずに得ることができます。また、Webカメラ等を介して、展示物の保護・保全の監視も可能になる。
サービス導入の背景・目的	・展示物の魅力を伝え、施設の集客を図る必要がある。 ・展示物の保護・保全することが必要になる。
サービスの効果	行政としては、展示物ひいては展示会自体の魅力向上につながる。施設入場者は 展示物への理解が深まる。
Wi-Fiを活用する理由・利点	展示物の個々の現場での情報提供にWi-Fiが適している。
整備・運用形態	サービスの担い手は「施設管理者」が想定される。 費用負担は施設管理者が想定される。
課題と対策	・コンテンツの多言語化 ・整備費用の捻出

3　　新規回線整備不要。タブレット端末の検索等業務利用　　※静岡市

静岡市には消費生活センターがあり、相談員が各種業務に対応しています。その際、相談に応じてインターネット検索等で情報収集をしています。
Wi-Fi を活用した、タブレット端末で検索をすみやかに行うことにより、市民への対応スピードをあげています。

サービス導入の背景・目的	事務の効率化と経費節減。 検索だけであれば、パソコンよりタブレット端末の方が性能が優れている。
サービスの効果	初期費用と月額費用の負担なし。 市民への相談回答のスピード対応。
Wi-Fiを活用する理由・利点	通常であれば、パソコンを購入し、回線を整備することが必要であるが、その対応が不要である。
整備・運用形態	1日40回の検索に使用。また、複数のタブレットを使うことにより、相談者を待たせることなく、タイムリーに対応できる。
課題と対策	その他、同様の業務がある場合は、積極的にWi-Fiを活用したい。

4　観光地の来訪者向けの Wi-Fi を活用した災害時情報提供（実証実験）※静岡市

総務省　Ｇ空間を活用した国内外来訪者に対する津波など避難行動支援情報の提供事業を行っています。

サービス導入の背景・目的	静岡市清水区の観光地「三保松原」が、富士山世界遺産構成資産となる。外国人観光客が多く訪れることが想定され、災害時を考慮してその対応が求められる。
サービスの効果	実証実験
Wi-Fiを活用する理由・利点	災害時、外国人観光客の通信手段は、Wi-Fiを利用することが想定できる。
整備・運用形態	Wi-Fiに接続すると、平時利用のポータルサイト「しずぱす」が災害用画面に切り替わり、主に外国人を想定した来訪者（大学留学生）に、災害情報を送信する。
課題と対策	平時の活用。必要経費負担。

5　　地元情報誌とコラボ　Wi-Fi 接続時ポータルサイト※静岡市

Wi-Fi アクセスポイントによる接続時に、最初のポータルサイトを地元情報誌・情報サイトとコラボして作成しています。
Wi-Fi アクセスポイントによる接続後、ポータルサイトに掲載された店舗等へ誘導することを狙いとしています。

サービス導入の背景・目的	地域活性化
サービスの効果	事業が始まって一年程度で、現実的な効果はこれからになるが、 静岡市公衆無線LAN事業協議会として地域活性化対応ができ、地元情報誌・情報サイトとしても新たな情報チャンネルが増えるという双方のメリットが生じた。
Wi-Fiを活用する理由・利点	お店等にWi-Fiを設置すれば、売り上げに貢献ができる可能性があり、地域活性化へ結びつく。
整備・運用形態	静岡市が作成し、静岡市公衆無線LAN事業協議会と地元情報誌の協定により運用。
課題と対策	ポータルサイトのアクセス数増加

6　バル企画による　Wi-Fi 利用者の店舗移動の行動分析（実証実験）
※静岡市

観光行動分析の一環として、実証実験を行いました。
事業リーダー：静岡県立大学
バル企画による、参加者の 5 店舗移動情報を入手し、分析しています。このため、約１００店舗に、Wi-Fi を臨時設置をしています。

サービス導入の背景・目的	地域活性化
サービスの効果	様々なデータの抽出ができた。静岡県立大学による分析。
Wi-Fiを活用する理由・利点	スマートフォンやタブレット等、様々なデータの入手が可能になった。
整備・運用形態	事業の広報。 各店舗に、臨時Wi-Fiを設置する。 接続後の個人情報の入手許諾画面を作成。 情報の分析。
課題と対策	次年度はさらに範囲・規模を広げ実証実験予定。 個人情報入手方法。

7　タブレット端末を利用した市民や来訪者等への案内・説明

多言語対応（翻訳・オンライン通訳）、手話通訳サービス（オンライン）の活用が考えられます。また、タブレット端末を利用した市民や来訪者等への資料・動画・地図等を活用した案内・説明への活用が考えられます。

サービス導入の背景・目的	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた外国人来訪者へのおもてなし。 言葉だけではイメージ共有が図れないので、視覚的な効果が期待できる。
サービスの効果	・（受けて）話しが通じ、考えが共有され的確な対応をとってもらえる。 ・（担い手）特定の職員でなくても、さまざまな状況に対応することが可能。
Wi-Fiを活用する理由・利点	行政施設内でWi-Fi環境が整備されていれば、有効活用が可能となる。
整備・運用形態	・行政施設へのWi-Fi環境の整備 ・タブレット端末の調達 ・既存のオンラインサービスの活用
課題と対策	オンラインサービス利用料やそのサービス形態

8　　コミュニティ IP ネットワーク基盤（地域ケーブル/ FTTH / Wi-Fi）

ネットワークでつながったコミュニティによって、人と企業、人と行政の間に新たな「絆」が生まれ、より住民に密着したサービスの提供が可能になる事が考えられます。

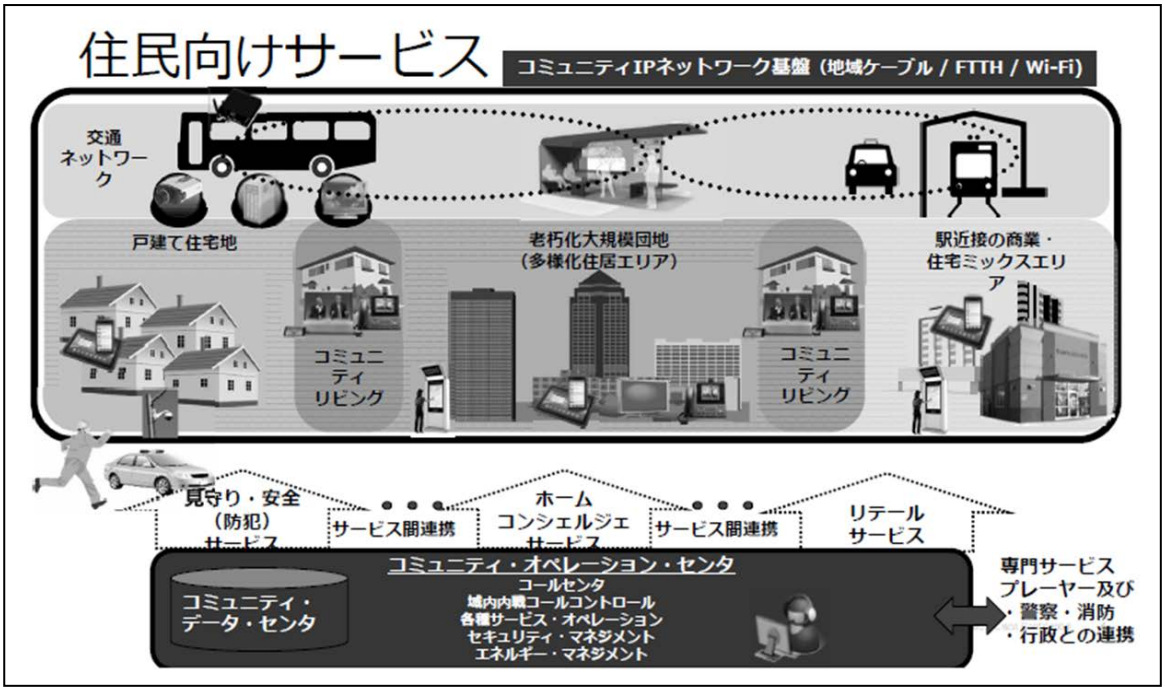

9　来訪者向けサービス

Wi-Fi を活用し、庁舎施設への来訪者に対して、来訪者の所持するモバイル端末を用いて、以下の様なサービスをワンストップで実現させる仕組みが考えられます。

・住民サービス
　- フロアマップや部署の表示、住民票や証明書類のセルフサービス発行・申請など
・観光サービス
　- ホットスポットの提供により、地域ならではの観光情報を配信する
・会議室サービス
　- 職員や青年会議所、会議所の利用者に向けて、インターネットアクセスサービスの提供

10　アクセスポイントを利用した通行量の自動測定

通行量測定対象地点にアクセスポイントを設置し、通過した人/自転車/車の情報を自動的にアクセスポイント内に蓄えるシステムです。アクセスポイント内の情報（通行量）は、定期的に回収します。通行量の自動測定システムの構築により作業の効率化を図ると共に、取得情報をビッグデータとして利活用することが考えられます。

サービス導入の背景・目的	交通アクセスの円滑化。
サービスの効果	【行政】 行政事務の効率化。
Wi-Fiを活用する理由・利点	交差点での利用にWi-Fiが適している。（到達距離 100m～200m）
整備・運用形態	【サービスの担い手】「自治体、民間事業者」が想定される。 【費用負担】「自治体または官民連携」が想定される。
課題と対策	・通行量の測定対象は不特定多数（人/自転車/車）になる為、人/自転車/車に紐づくデバイスをどのように網羅するか。 ・車両区分の把握（乗用車、ダンプやミキサー、タンクローリ車etc）

11　アクセスポイントの防犯利用（自転車、車）

自転車、車に Wi-Fi デバイス、GPS を取り付けることで、アクセスポイント設置エリア内での盗難に対して、コネクション履歴から自転車の追跡が可能になり、防犯に役立てることが考えられます。

サービス導入の背景・目的	地域における安全・安心な街づくりに対するニーズの高まり。
サービスの効果	【行政】 地域における防犯環境の形成。二次的な効果として放置自転車の削減による効率化（放置自転車の移動や処理に係わる費用の削減）。 【利用者（住民）】 地域に対する安心感の醸成。
Wi-Fiを活用する理由・利点	屋外利用にWi-Fiが適している。
整備・運用形態	【サービスの担い手】「自治体、民間事業者」が想定される。 【費用負担】「自治体または官民連携」が想定される。
課題と対策	

12　無線 LAN のブリッジ機能の活用

田畑等、広範囲（面的）なネットワークエリアの確保が必要な場合、無線 LAN のブリッジ機能の活用が有効と考えられます。

サービス導入の背景・目的	従来農業において、機械化、自動化を推進するも、個人事業主の投資による個人経営の域を出ることはなかったが、法規制の緩和、事業者人口の減少、などから、個人事業単独での事業運営が限界にきている。農業の組織的経営機運の高まりから企業資本による農業の産業化に向けたインフラ整備が進んでいる。
サービスの効果	【サービスの受け手のメリット】 農業ICTにおけるM2M技術の導入とともにセンサー設置、制御、監視を農業従事者が外部に委託することもできる。事業者負担の軽減。 【サービスの担い手のメリット】 第三者の遠隔制御により、監視、調査、管理の実施が可能となり、現地要員を削減、都市部での管理監視業務も可能となる。（雇用の拡大）
Wi-Fiを活用する理由・利点	田畑等、広範囲（面的）なネットワークエリアの確保にはWi-Fiが適している。（初期投資の削減）。 複雑な回線の取り回しなく、ある程度広域でM2M環境を実現できる。（通信インタフェースの自由度拡大） 通信プロトコル等の標準化ができれば、参画事業者の拡大や、デバイスの低下価格化にも寄与できる。
整備・運用形態	【サービスの担い手】「自治体、民間事業者」が想定される。 【費用負担】「自治体または官民連携」が想定される。
課題と対策	

13　漏水感知センサーを利用した配水管管理

水道管に漏水感知センサーを取り付け、電柱等に一定間隔に設置したアクセスポイントを通して情報収集し、漏水の早期検知を可能にすることが考えられます。

サービス導入の背景・目的	都市インフラにおける重要インフラとなる上水道管の老朽化に伴う保守、鋼管工事が実施されており、その際に、今後の保守管理をスムーズに行うための事前対策として導入。導入が進むことにより、老朽化配管部の特定も可能となる。
サービスの効果	【行政】 将来の漏水の検知・対処のまでの時間短縮。サービス向上
Wi-Fiを活用する理由・利点	都市域の一定距離間隔での利用にWi-Fiが適している。 複雑な回線の取り回しなく、ある程度広域でM2M環境を実現できる。（通信インタフェースの自由度拡大）。 通信プロトコル等の標準化ができれば、参画事業者の拡大や、デバイスの低下価格化にも寄与できる。
整備・運用形態	【サービスの担い手】「自治体」が想定される。 【費用負担】「自治体」が想定される。
課題と対策	

14　救急医療におけるバイタル情報の収集

AED 装置にバイタルスマートセンサー（「脈拍」、「呼吸」、「血圧」、「体温」＋「血中酸素濃度 SpO2」等の測定）と情報収集装置と Wi-Fi 通信装置を装備し、Wi-Fi により救急医療情報センターへ情報を配信し、医療行為のフォローアップを行えるようにすることが考えられます。

サービス導入の背景・目的	現在、都市部におけるAED装置の配備が義務づけられており、活用できる環境となってきた。急場医療における対応支援として、AED装置とともにバイタル情報（呼吸、聴診、血圧、脈拍、体温等）を速やかに収集、医療行為を行うセンターに配信し、救命活動を行う人へのフォローアップを行う。
サービスの効果	現状ではAEDガイドに従った除細動からの復帰だけだが、医師、救命救急隊員への早期情報提供により高度な救命救急活動を実現する。
Wi-Fiを活用する理由・利点	屋外、路上での救命行為を行う際に、バイタル情報をWi-Fi通信により情報センターへ自動配信する。機器の起動→救急通報→情報収集、状態監視をセンター化。
整備・運用形態	【サービスの担い手】「自治体、民間事業者」が想定される。 【費用負担】「自治体または官民連携」が想定される。
課題と対策	

15　　避難住民への情報配信

東日本大震災の被災自治体において、自治体が仮設住宅に Wi-Fi 環境を整備し、避難住民にタブレット端末を配布しました。町からの情報配信を行うことで行政と町民とのきずなを深めつつ、ICT を活用した復興・再生の町づくりの推進が可能になると考えられます。

サービス導入の背景・目的	東日本大震災の影響により避難を余儀なくされた避難住民と避難元市町村とのきずなの維持および一体感の醸成のため。
サービスの効果	・迅速な情報配信や手軽にネット検索できる環境の整備 ・遠く離れて住む住民と町の意識共有、きずなの醸成 ・新たな町の復興・再生に向けた住民のITスキル向上
Wi-Fiを活用する理由・利点	避難先の通信状況を考慮し、Wi-Fiとモバイルネットワークのどちらでも通信可能なタブレット端末を選定しているが、仮設住宅がまとまって存在する地域では、独自のWi-Fi環境を整えた方がランニングコストで優位であるほか、周辺地域に通信負荷がかかりにくいという利点が挙げられる。
整備・運用形態	・民間事業者による整備・保守 ・自治体による情報配信
課題と対策	・利用者のサポート体制 →東日本大震災ではNPOの協力を得て出張所内に専用コールセンターを設置したほか、操作説明会の開催による利用者のスキルアップを図った。

16　　栽培環境情報の集約・分析

農家のハウス等に環境センサを設置し、Wi-Fi ネットワークを通じて栽培環境の情報（温度、湿度、画像など）を集約・分析することで、栽培環境の見える化や早期異常検知、栽培記録の蓄積、栽培指導者との情報共有等、より効率的な農業の実現が考えられます。

サービス導入の背景・目的	従来困難だった外出先や遠隔地からの栽培状況の確認を可能にするほか、データの蓄積・分析の負担を軽減するため。
サービスの効果	栽培環境の見える化や早期異常検知、栽培記録の蓄積、栽培指導者との情報共有等。
Wi-Fiを活用する理由・利点	設置した全ての環境センサから情報を集約する必要があるため、個々にモバイルネットワークを備える場合に比べ、一度Wi-Fiネットワークで情報を集約した方がランニングコストを抑えられるという利点が挙げられる。
整備・運用形態	民間事業者による整備、保守。
課題と対策	